



創価大学

ISSN 0387-6209

創大平和研究

SOKA UNIVERSITY
PEACE RESEARCH

第 36 号

2021

創価大学平和問題研究所

創 大 平 和 研 究

〔第36号〕

2021年

創価大学平和問題研究所

創大平和研究

第36号 (2021年)

目 次

巻頭言

「持続可能な地球社会」のために …………… 玉井 秀樹 … (1)

創価大学平和問題研究所設立45周年記念連続セミナー

SDGs の促進と核兵器禁止条約

SDGs の促進と核兵器禁止条約 …………… 玉井 秀樹 … (9)

あらためて核兵器禁止条約発効の意義を考える … 高原 孝生 … (15)

第三の核時代：破滅リスクからの脱却 …………… 吉田 文彦 … (29)

核兵器禁止条約と「ヒロシマ」 …………… 川野 徳幸 … (49)

SDGs と核兵器禁止条約：核文明のディストピアを超えるために
周辺から考える …………… 佐藤 幸男 … (67)

Being present with the past and the Future at Nuclear
Weapon Test Sites: A challenge for Treaty on the
Prohibition of Nuclear Weapons effectiveness
…………… Robert Jacobs … (85)

【講演】

SDGs における世界市民教育の重要性 …………… 星野 俊也 … (109)

ポスト・コロナ世界の国際関係 …………… 玉井 秀樹 … (125)

【研究ノート】

武力紛争下の子どもへの保護に関する安保理決議の焦点
…………… 高野 清美 … (143)

研究所報

Soka University Peace Research

No. 36, 2021

Contents

Preface

Soka University Peace Research Institute 45th Anniversary
Commemorative Seminar

Promotion of SDGs and Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons

Promotion of SDGs and Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons	Hideki Tamai ... (9)
Reflections on the Significance of TPNW Coming into Force	Takao Takahara ... (15)
The Third Nuclear Age: Strategies to avoid catastrophic risk	Fumihiko Yoshida ... (29)
Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons and HIROSHIMA	Noriyuki Kawano ... (49)
SDGs and Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons: Thinking from the Periphery to Beyond the Dystopia of Nuclear Civilization	Yukio Sato ... (67)
Being present with the past and the future at nuclear weapon test sites: A challenge for TPNW effectiveness”	Robert A. Jacobs ... (85)

Articles

Importance of Global Citizenship Education for SDGs	Toshiya Hoshino ... (109)
International Relations in the Post-Pandemic World	Hideki Tamai ... (125)

Research Notes

Focus of UNSC Resolutions on Protection of Children
in Armed Conflict Kiyomi Takano ... (143)

Announcements

巻頭言

「持続可能な地球社会」のために

創価大学平和問題研究所 所長 玉井秀樹

2021年もコロナ禍による行動制限が続き、本学も含め日本の各大学、研究機関の活動も少なからぬ制約を強いられた。2021年は当研究所設立から45年を迎える節目であり、そうした制約の中でもその意義をとどめる活動の実施について検討してきた結果、核兵器禁止条約発効を受けてその実効性を考える連続セミナー「SDGsの促進と核兵器禁止条約」を開催することとなった。

核兵器禁止条約の意義をSDGsとの関係から検討するということでは国際基督教大学の毛利勝彦教授による論考があり、そこでは〈SDGsの目標達成には核戦争の回避が絶対条件であり、核軍縮による「平和の配当」を持続可能な開発に回すことでSDGsの達成を促進することが期待される〉との見解を述べられている¹⁾。

そうした先駆的な研究に加えて、当研究所としては本学創立者の池田大作先生が2021年1月に発表された平和提言における核兵器禁止条約締約国会議に向けての提案内容の重要性を考えた。少し長くなるが同提言の該当する部分を以下に示したい。

池田大作「危機の時代に価値創造の光を」(第46回「SGIの日」記念提言
2021年1月26日 抜粋)²⁾

「核とSDGs」を巡る討議を行い 安全保障の基軸転換を

核兵器禁止条約では、締約国会合において、条約の実施状況の確認や核兵

器を廃棄するための措置の検討に加えて、「条約の規定に基づくその他の事項」について討議できることになっています。

そこで私は、最初の締約国会合で、議題の一つとして「核兵器とSDGs」に関する討議の場を設けることを提唱したい。

核兵器の問題は世界平和の根幹に関わるだけでなく、条約の前文で言及されているように、人権や人道、環境や開発、経済や食糧、健康やジェンダーなど、多くの分野に深刻な影響を及ぼすものです。

いずれもSDGsの要石として位置付けられている分野にほかならず、この「核兵器とSDGs」というテーマを、すべての国に関わる共通の土台に据えることで、核依存国と核保有国の議論への参加を幅広く働きかけていくべきであると訴えたいのです。

第2次世界大戦後、厳しい冷戦対立が続いた結果、核兵器の脅威が世界を覆い尽くす状況が固定化され、冷戦終結から30年以上を経た今でも、その状況を“将来にわたって動かし難い世界の所与の条件”であるかのようになす空気が根強くあります。

しかし、国家の安全保障がどれほど重要なものであったとしても、核兵器に依存し続けなければならない理由はどこにあるのか。その是非について、SDGsの各目標の重みと照らし合わせて見つめ直すことが、核依存国や核保有国にとっても、非常に大切な機会になると思われるのです。

まして新型コロナのパンデミックによる深刻な医療危機と経済的な打撃が各国を襲い、その立て直しに数年かかることが見込まれる中、「核兵器による安全保障」のために巨額な軍事費を投じ続けることの意味を再考すべき時を迎えているのではないのでしょうか。

気候変動の問題に加えてコロナ危機に直面する今、核兵器が世界の人々にとってどんな意味を持つのかについて、「核兵器とSDGs」に関する討議を通して浮き彫りにすることが、どの国にとっても望ましい世界を築く上で欠かせないと思われるのです。

また、核兵器禁止条約のグローバルな支持を拡大するには、市民社会の声

を結集していくことが何よりの原動力となります。

私は昨年の提言で、締約国会合に対する市民社会のオブザーバー参加に加える形で、世界のヒバクシャをはじめ、条約を支持する各国の自治体やNGOの代表らが参加しての「核なき世界を選択する民衆フォーラム」を開催することを呼び掛けました。

締約国会合での討議と併せて、この民衆フォーラムの開催をもって、市民社会の声を力強く発信していくことで、核兵器禁止条約を“21世紀の軍縮の柱”に据えるとともに、“人類史を転換するための結集軸”として位置付けていくべきではないでしょうか。

ロートブラット博士が指摘したように、「特定されない何らかの危険」を理由にする限り、核兵器は保有され続け、脅威は地球上にいつまでも残り続けてしまうことになる。

それに対して、核兵器禁止条約が目指すのは、「核兵器の存在がもたらす危険」を互いの努力で取り除く方向へ、各国が共に進むための軌道を確認することにあるのです。

我々は提言に示された喫緊の課題を検討し、この連続セミナーにおいては「核兵器禁止条約の実効化がSDGsと密接に連携する普遍的目標であること」、「核兵器はたとえ使用されなくても重大な非人道的影響をもたらしていること」を確認し、「核兵器のない世界」が「すべての人類の安全保障（security of all humanity）」を実現するものであると検証することを企図した。

幸いなことに核と平和の問題に関する卓越した研究実績をあげられている日本の平和研究所の協力をいただくことで、各講師の深い見識から多くを学ばせていただいた。セミナーの内容については本誌を御覧いただければと思う。

核兵器禁止条約を新たな方法として「核兵器のない世界」をめざす人々の連帯が確実に広がっている一方で、核兵器の拡散、核兵力の強化が行われている。パンデミックを機に期待された多国間協力（大国間協力）が進展する様子も見られていない。その結果、パンデミック対策としてのワクチン接種の格差

は広がり、専制的政権による人権侵害を止めることができず、気候変動対策は滞るというように、問題の解決が見えない状況が続いている。それどころか、カウクライナをめぐる新たな紛争の危機が高まるという状況でさえある。

法華経で説かれる有名な比喻の一つに「三車火宅の譬え」があるが、危機に対して協力して取り組むことのできない国際社会の姿は、現前の楽しみに目を奪われ燃えさかる家から逃げようもしない無知な子供たちのようにも思える。グレッタ・トゥンベリ氏はこの危機的状況について、まさに「私たちの家が火事になっている」と即時の行動を欧州議会や集会などで呼びかけ続けている。

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、持続可能な開発を達成するためには、経済成長、社会的包摂、環境保護という3つの主要素を調和させることが不可欠という考え方が示されている。この考え方に合致する政策として、EUが提唱する欧州グリーン・ディールや米国におけるグリーン・ニューディールといった新たな「成長戦略」が打ち出されている。

しかしながら、こうしたグリーン・ポリシーの実施が難航している。EUで進められている「EUタクソノミー」（持続可能な経済活動の分類）の中に原子力や天然ガスを含める方針が決まった。そうせざるを得ない大きな理由は電力量と価格などで現状のレベルを保持するためには再生可能エネルギーだけでは不可能だからである。こうしたことから、経済成長を追求し続ける限り環境保護を実現することは不可能であり、「我々の世界をより良いものへと変革する」ためには、「脱成長」へとシフトしなければならないという主張がますます強まっている。

我々には経済成長か環境保護かという二項対立的な議論を越えて、地球、そして人類社会の「持続可能性」を獲得することが求められていると考える。そのためには人間自身がどのように「革新」していくかを多角的に検討する必要がある。

気候変動など人間も含めた生物にとっての環境悪化にどう対処すべきなのか、環境を消耗させないような経済活動はどうすれば可能となるのか、そのために我々にはどのような意識変革、行動変容が求められるのか。いずれも難解な

課題ではあるが、当研究所としても経済成長・社会的包摂・環境保護が調和する望ましいSDGsの達成方法を検討していきたい。

(2022年2月14日記)

注

- 1) 毛利勝彦「SDGsにおける核軍縮の新たな位置づけ」(吉田文彦他『第三の核時代：破滅リスクからの脱却』長崎大学核兵器廃絶研究センター 2021年 第13章)
- 2) 『聖教新聞』2021年1月26日、1月27日

特 集

SUPRI 連続セミナー (Webinar)

SDGs の促進と核兵器禁止条約

— 核兵器禁止条約締約国会議に向けての課題 —

【開催スケジュール】

第1回 6月19日 (土) 13:00-14:30

【挨拶】 玉井 秀樹 教授 (創価大学平和問題研究所 所長)

「SDGs の促進と核兵器禁止条約」

【講演】 高原 孝生 教授 (明治学院大学国際平和研究所 所長)

「あらためて核兵器禁止条約発効の意義を考える」

第2回 6月26日 (土) 13:00-14:30

【講演】 吉田 文彦 教授 (長崎大学核兵器廃絶研究センター
センター長)

「第三の核時代：破滅リスクからの脱却」

【討論】 前田 幸男 教授 (創価大学)

第3回 7月3日 (土) 13:00-14:30

【講演】 川野 徳幸 教授 (広島大学平和センター センター長)

「核兵器禁止条約と「ヒロシマ」」

【討論】 中山 雅司 教授 (創価大学)

第4回 7月17日（土）13:00-14:30

【講演】 佐藤 幸男 名誉教授（富山大学）

「SDGs と核兵器禁止条約：核文明のディストピアを超える
ために周辺から考える」

【討論】 中山 賢司 准教授（創価大学）

第5回 7月24日（土）13:00-14:30

【Lecture】 Dr. Robert A. Jacobs, Professor of History

Hiroshima Peace Institute Graduate School of
Peace Studies, Hiroshima City University

“Being present with the past and the future at
nuclear weapon test sites: A challenge for TPNW
effectiveness”

【Discussant】 Dr. Hibiki Yamaguchi, Visiting Researcher
Research Center for Nuclear Weapons
Abolition, Nagasaki University

特 集

SDGs の促進と核兵器禁止条約

創価大学平和問題研究所 所長 玉 井 秀 樹

核兵器禁止条約の採択から3年を経て本年（2021年）1月に同条約が発効しました。2022年には第1回の締約国会議の開催が予定されており、核兵器禁止という規範をどのように履行していくのかが問われています。

核兵器禁止条約では、核兵器のない安全保障を実現できるか否かは「すべての人類の安全保障」（security of all humanity）の問題であるとの思想を示しています。この思想は、「持続可能な開発目標」（SDGs）の思想—「すべての人間が尊厳と平等の下に、そして健康な環境の下に、その持てる潜在能力を發揮することができることを確保すること」—と、いわば人類の生き残りの戦略目標という点で通底しているのではないのでしょうか。

核軍縮に向け重要な年となった本年、設立45周年を迎える創価大学平和問題研究所では、前述のような観点から、核兵器禁止条約が実効性を高め、核軍縮をすすめる力となるためにどのような取り組みが必要かを検討する連続セミナーを開催することとしました。

今回、国内平和研究所の代表をはじめとした識者にその知見をうかがう機会を設けることができました。御協力いただいた明治学院大学国際平和研究所・高原孝生所長、長崎大学核兵器廃絶研究センター・吉田文彦センター長、広島大学平和センター・川野徳幸センター長、広島市立大広島平和研究所・大芝亮所長に深く感謝申し上げます。たいへんにありがとうございました。

創価大学の掲げる生命の尊厳に基づく人間主義という理念からすれば、非人

道の極みとも言うべき核兵器の廃絶は最も重要な問題のひとつであります。当研究所としても人間主義という観点から核兵器の問題を取り上げてきました。近年では、2016年に研究所設立40周年記念シンポジウム「人間の安全保障の追求と核廃絶の取り組み」を開催しており、今回の連続セミナーは、当研究所の「人間の安全保障とSDGs」プロジェクトの一環という位置づけもあります。

セミナーでは講師の先生方の御研究に即してお話をさせていただくこととなりますが、当研究所としては以下のような問題意識をもって臨んでいきたいと考えています。

第一に、核兵器禁止条約の実効化（核兵器廃絶への取り組み）がSDGsと密接に連携する普遍的目標であることを検証し、核兵器廃絶のためのグローバル・パートナーシップの促進（核兵器禁止条約加盟国の拡大）は国際規範に合致する正当な行為であることを確認していきたい。

第二に、核兵器の使用が非人道的結果、地球生態系への破壊的影響をもたらすのみならず、核兵器システムを維持（開発）し続けることがもたらす非人道的結果を考えれば、核兵器が人類の生き残りの戦略としてのSDGsと両立しえないものであるということを検証し、「人間の安全保障」／「すべての人類の安全保障」（security of all humanity）の実現につながる「核兵器のない安全保障」政策を構想していきたい。

第三に、核兵器廃絶を確実にするために核兵器禁止条約の実効化をどのようにすすめるかを検討したい。とりわけ、NPTとTPNWの補完性の検証、条約履行の検証体制、核武装なき安全保障体制、といった核兵器保有国及びその同盟国の「安全保障上の懸念」を払拭するための論理と行動を開発していきたい。これに関連して、日本の条約参加に向けた方途を考えていきたい。例えば、広島・長崎の被爆者がその健康被害や差別を克服するための努力を重ねてきた貴重な経験と成果を条約第6条（被害者に対する援助及び環境の回復）履行に活かすといった「貢献」の在り方を考えていきたい。

核兵器禁止条約は地道ではあっても確かに国際規範として浸透しつつある一方で、これを強く否定する核保有国とその同盟国では、核兵器の効力を再評価し、核抑止政策を強化しようとする傾向が強まっています。例えば、2019年に

『「核の忘却」の終わり ― 核兵器復権の時代』を発表した秋山信将教授は、同書で「核兵器の法的禁止を求める動きが、核兵器国などの強力的な反対にもかかわらず条約（TPNW）の成立にまで至ったことは、核兵器をめぐる世界の分裂が深まり、議論の収斂が困難になりつつあることを示唆する」との懸念を示しています¹⁾。

核兵器禁止条約採択の翌年、2018年の第73回国連総会で核兵器国が共同声明を発表し²⁾、「それ（核兵器禁止条約）は1発の核兵器の廃棄すらもたらさない」、「我々はこの条約を支持しないし、署名や批准をしない」と言い放ったことにも「対立」の深さが見て取れます。

このような核兵器国の意向を支持しているのが日本を含めた同盟国などです。日本は「核兵器のない世界をめざす」としながら核兵器禁止条約に参加しないことを表明しているわけですが、そのことが核兵器廃絶をめざす人々に少なからぬ失望をもたらしています。以下に核兵器禁止条約に関する政府答弁書の内容を確認したいと思います。このロジックですと核攻撃などの脅威がなくなる限り核抑止政策から抜け出すことはできないことになり、やはり抜本的な思考転換が必要とされるように思います。

核兵器禁止条約に関する政府答弁書³⁾ (2020年10月2日)

我が国は、核兵器禁止条約が掲げる核兵器廃絶という目標は共有している。一方、同条約は、その交渉に当たりいずれの核兵器国等の参加も得られず、また、現実の国際社会における安全保障の観点を踏まえて作成されたものとはいえ、核兵器国のみならず、核の脅威にさらされている非核兵器国からも支持を得られていない。現実の国際社会においては、いまだ核戦力を含む大規模な軍事力が存在しており、そのような厳しい安全保障環境の下で我が国として安全保障に万全を期するためには、核を含む米国の抑止力に依存することが必要である。我が国としては、核兵器のない世界の実現に向けて、核兵器の非人道性と安全保障の二つの観点を考慮しながら、現実的かつ実践的な核軍縮のための措置を着実に積み上げていくことが重要であると考えている。同条約に署名しないのは、同条約の考え方がこうした

我が国の立場とは異なるものであるためである。

先ほど紹介した『「核の忘却」の終わり』の編者の一人でもある高橋杉雄氏は「核兵器の使用の可能性を極限まで小さくするために核抑止力が現実として必要であり、かつそれが機能しているという現実を受け入れた上で、核抑止力の論理と両立する軍縮の論理を提示していくことが、日本の核軍縮の専門家には求められよう⁴⁾」と提言されていますが、抑止論からの脱却なくして非核世界を実現することは極めて困難なように思われます。

現在の核管理体制＝核不拡散体制は核抑止を認めるものであり、「それゆえに」と言ってもよいと思いますけれども「不拡散」の綻びによって核保有国を増やしてしまっています。さらに「実効性」のある抑止のためには「使うことを前提とした核配備」が必要であるとするのが核抑止政策の合理的な結論になるということを見ると、やはり核兵器がある限りそれはいつ使用されるかわからないという危険なのだとおぼろげに言わざるを得ません。結局、核抑止論者を納得させる政策には「核なき世界」への展望がないのではないかと思います。

私たちは「核なき世界」をめざすうえで国際規範としての条約の意義に注目していきたいと考えています。例えば、1996年の国際司法裁判所による「核兵器の合法性に関する勧告的意見」は一般的に「核兵器は人道法に反する」との判断とみなされていますが、正確には「核兵器の使用あるいは使用すると威嚇は人道法の原則及び規則に一般に違反するであろう」ということであって、「国家の存亡のかかった自衛の極端な状況」における核兵器の使用の是非については示さず、したがって核兵器の存在の可否の判断も示していません。核兵器を禁止すべきという規範にはならないものと思います。

ところで、核兵器でしか対処できないような状況とはどのような状況なのでしょう。私には核兵器による攻撃の脅威にさらされたとき以外に思い当たりません。また、「戦略的安定性」ということが重要視されますが、核抑止はそのような安定性を生み出すものなのでしょうか。先ほども申し上げましたが、核抑止の実効性向上を追求することで核使用の可能性を高めるという矛盾を抱える政策です。さらには、軍事技術の著しい変化がもたらすAI兵器の使用や

サイバー攻撃という状況のなかで核兵器の意味が大きく変わっていくということもあるでしょう。

このような時代状況を考えると、核兵器依存からの脱却がより重要になってきているのであり、核兵器禁止という「規範的アプローチ」と核兵器に依存しない安全保障の創造という「安全保障アプローチ」を補完させることでそれが可能になるだろうと思います。

核兵器は禁止されるべきという規範を支える根拠には「核兵器システムの非安全性」ということがあると思います。核兵器禁止条約で示されている通り、「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道上の帰結をもたらす」危険とともに、「核兵器が継続的に存在することによりもたらされる危険」の問題は極めて重要です。条約に列挙されているように「核兵器の使用の被害者（ヒバクシャ）及び核兵器の実験により影響を受ける者にもたらされる容認し難い苦しみと害」、「先住民に対する核兵器活動の不均衡な影響」、「核兵器：核物質の生産サイクルの危険性」をなくすためには、核兵器システムそのものを排していくしかありません。

核兵器の危険性に取り組むためには核物質の危険性についても考えることが必要です。核物質のサイクルにおける「アップストリーム（上流）」とされる「ウラン採掘・濃縮・加工」というプロセスから、「ダウンストリーム（下流）」とされる「再処理・廃物処理・処分」という全過程を無害化する大変困難な課題を考える必要があります。

これはあまりにも乱暴な言い方になってしまいますが、核軍縮・核兵器の廃絶は技術的にはそれほど難しいことではないように思います。要は核爆弾をミサイルから取り外して移動できないようにする、あるいは起爆装置を外して爆発をさせないようにすればよいわけです。しかし、核兵器を使用不能にしたとしても放射性物質は残されてしまいます。そして、私たち人類は自ら生み出したこの猛毒のゴミを処理する能力がないという深刻な問題を抱えているのです。

今回の連続セミナーではこうしたすべての課題をカバーするわけではありませんが、講師の先生方から貴重な知見をうかがい、また討論者との議論をもつ

てその理解を深めていくことができると思います。講師、討論の先生方に重ねて御礼申し上げ、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

注

- 1) 秋山信将／高橋杉雄 編『「核の忘却」の終わり ― 核兵器復権の時代』勁草書房 2019年 p.234
- 2) ‘P5 Joint Statement on the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons’
<https://www.gov.uk/government/news/p5-joint-statement-on-the-treaty-on-the-non-proliferation-of-nuclear-weapons>
- 3) 核兵器禁止条約に関する政府答弁書
<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/202/toup/t202044.pdf>
- 4) 秋山信将／高橋杉雄、前掲。p.249

特 集

あらためて核兵器禁止条約発効の意義を 考える

明治学院大学国際平和研究所 所長 高 原 孝 生

はじめに、玉井先生から紹介のありました問題のうち、「核兵器をめぐる世界の分裂が深まり、議論の収斂が困難になりつつある」という認識について、一言します。そうした認識は、「だから核兵器禁止条約は困る」という結論に結びつきがちですが、そうとのみとらえるなら、ミスリーディングだと指摘しておきたいと思います。

「核兵器をめぐる分裂」と言うのなら、いまだに核を大事に保有している国、核に守られようとしている国々と、核は危ない、早くなくしてくれ、と言って国々との間には、たしかに、基本的な分裂が存在します。しかし、それは核兵器禁止条約ができたから生じたのではなく、核兵器それ自体がもたらししているものです。

いま NPT（核不拡散条約）で核保有を認められている米、ロ、英、仏、中の5つの核兵器国は、国連安全保障理事会の常任理事国（P5）に重なります。こと核兵器の禁止に対しては、彼らはもろもろの対立を超え、核兵器を大事にする国として一致して核兵器禁止条約を批判、否定しようとしています。しかし、NPTが、その前文で、核戦争を回避することを目的としてうたっており、第6条で核兵器国に核軍縮義務を課している以上、核兵器禁止条約は、それを補完するものとみるべきです。国連の軍縮担当事務次長の中満泉さんも、繰り返し、そう強調しますし、もつとえば、核兵器保有国が増えないようにするための NPT の方が、核兵器禁止条約という包括的な条約を実践的に

補うものだと位置づけることもできるでしょう。

じつは、かつて中国とフランスはNPTを推進した米英ソに反発し、NPTは世界を核保有国と非保有国に分断する露骨な不平等条約だと批判して、加盟しませんでした。インドも、同様の立場を貫いて今に至っています。中国にいたっては、米ソ両超大国による世界支配の道具だといってNPTを批判し、とくにソ連がアメリカ帝国主義と結託するのは「社会帝国主義」だと非難、中国はこれに対し第三世界の代表として立ち向かう、と高らかに主張していたのです。しかし冷戦も終わり、その中国も今や世界第2位のグローバル資本主義国となりました。今日、世界を滅ぼす破壊力を手にする核大国は、結束して他の国々を見下ろすようになっていきます。

核兵器禁止条約に対抗するP5は共同声明で、この条約がNPT体制を危うくすると批判していますが、NPTを取り崩しているのは一体どこの誰なのか、それはあなたたちでしょう、と声を大にして言いたいのです。5年ごとのNPT再検討会議では、合意文書が何度も採択されています。それを守っていないのは、核兵器国の方なのです。露骨にそれらの合意文書を無視して、例えば核兵器の安全保障上の役割を低減していくという約束に逆行するような核政策を打ち出しても、メディアがその点を鋭く突くことはありません。

およそ政治を観察、分析するときには、いったい自分が誰の立場からものを見ようとしているのかを、自問しながらおこなうことが求められます。概して学者・研究者は恵まれた地位にあり、権力に近いところにいますから、どうしても権力者の立場から考えるようになりがちです。そこを自戒しながら研究を進める必要があるわけです。

昨今の日本の国際政治学者を自称する人たちの多くは、世界を見るときに、どうしても欧米・先進国の目で、そして特にこれは戦後、一貫してそうですが、アメリカのワシントンの窓を通して、世界を見るのが習慣になっています。いまの日本のマスコミのメインストリームは、はっきり、そうだと思います。それを自覚しながら意識して距離を置こうとしている方たちもいますが、無自覚にそのような視点が身についてしまっている人が、とくに冷戦後は多くなっているように思います。平和研究は、問題発見の学だといわれますが、そ

れは自分自身も社会の一員として、その問題の一部をもともと構成している、という発見から始まるということを、学生諸君にはとくに知ってほしいです。

もう少し、平和研究の特徴を話しておきましょう。平和研究には二つの特徴があります。第一に、時代の先を見据え、そこから遡って考えて、私たちは今どのようにしたらいいかを考えようと心がける「未来志向性」、そして第二に、意識的に平和を追求する「価値志向性」、つまり自分がどのような価値にコミットしているのか、どのような価値体系の下で考えているかを自覚するのは当然として、意識的に「平和」という価値を選び取り、その上で、科学的・学問的な方法を使って、誰もが納得できるような知見をつくっていかうとする、この二つです。

後者の点について、もう少し述べると、平和研究者が一番上に置くのは、平和価値なのです。「誰もが平和を望んでいる」という言い方がありますが、そう枕詞のように言われたら、注意が必要です。実際にものごとを決める立場に置かれた人間、具体的な状況に置かれる人間は、必ずしもそうは考えないからです。なぜ人の世に戦争がなくならないのか、という大問題に対するシンプルな回答は、諸国には、戦争をしてでも手に入れたいものがあるからです。身近にある人間同士の争いを想像していただければわかるとおり、カネや名誉のために、人はいとも簡単に暴力を振るってしまうのです。

人には人を傷つける力があります。他者への暴力が集団内で讃えられるという文化も存在してきました。それを抑える努力を重ね、より暴力の少ない社会をつくってきたという歴史の上に、今日の文明があります。そこを大事に考えて、いまこそ平和価値を価値体系のいちばん上に置こうというのが、平和研究です。平和を尊ぶ思想は古今東西にあるわけですが、意識的に平和を追求しなくては、ほんとうに種としての人類が減びてしまうかもしれないという核時代の危機意識を初めの動機として、現代の平和研究がつくられてきたのです。

核兵器の登場以前から、とくに工業の発達を背景に戦争が急速に破壊の度合いを増した19世紀後半以降、戦争自体を問題にする流れは勢いを増しました。戦争は、もともと西洋の国際システムにビルトインされていて、戦争の準備を整え、ときに戦端をひらくことは、国家が国家であるための本質的な権利だと

されてきたのですが、20世紀に入って二つの世界大戦を経て、なんとかして戦争を抑制すべきだという認識が政治指導者たちにもひろがりました。ご存知のように国際連盟規約やパリ不戦条約、国際連合憲章といった、「戦争を違法化する」ための制度化の試みが続けられ、また別の角度から戦争を抑制する戦時国際法も、国際人道法へと発展をみせています。が、21世紀の現実を見てのとおりで、残念ながら、まだ人類は、戦争を完全に押さえ込むには至っていません。

そのようななかで、この1月22日に発効した核兵器禁止条約の意義はどこにあるのか。それは、法的に国家を縛る、リーガリー・バインディング (legally binding) という言い方をしますが、そのような規範が、ついに核兵器に対して成立したという点にあります。

社会においては法的な規範に従わなくてはならない、という基本的な考え方が共有されている西洋文明圏が世界に拡がって、今の国際社会も成立しているのですが、そこでは決まりごとが「条約」となっていることが、非常に大きな意味を持っています。現実には核戦争の危機が高じている昨今の状況からすれば、諸国に二度と核兵器を使わせない、核戦争を起させないために、一歩でも二歩でも前に進むことに意味があるわけですが、その歩みにおいて、この条約の成立は重要な一里塚です。

さらに日本に住む私たちにとって、核兵器禁止条約が発効をみたことの意義は、いま世界に現存する核兵器が、絶対に禁止されなくてはならない代物であるということ、そして急いで何とかしなくてはならない実際の脅威として私たちの頭上に覆いかぶさっていることを、再確認する契機となったことだと思います。核兵器が「今そこにある」現実的な脅威なのということから、普段の私たちは目をそらしがちだからです。

ここから、核兵器禁止条約自体についてお話ししていきたいと思いますが、はじめに日本語訳はまだ定訳がないため複数の日本語版があることを知っておいてください。国連の会議で成立したので、国連公用語で正文がつくられており、日本の外務省はホームページで「暫定的な仮訳」を公開していますが、ほかに東信堂『ベーシック条約集』、有斐閣『国際条約集』に掲載されているも

の、日本反核法律家協会によるものがあり、これらは、それぞれ言葉遣いが違ってきます。

より個人的な日本語訳としては、中国新聞社のヒロシマ平和メディアセンターというホームページ、これは核廃絶についての情報が豊かですから、学生の皆さんにもぜひ活用してほしいと思いますが、ここにも非常に読みやすい翻訳が載っています。また、朝日新聞の田井中雅人記者の『核に縛られる日本』という新書では、条文の意味するところを重視して田井中さんが独自に翻訳したものが掲載されています。関心のある人は、見比べてみるといいと思います。

法というものは権力者を縛る働きを持っており、その内容を誰もが知ることができるようになっているのが、現代の民主主義社会です。学生の皆さんは、ぜひ小六法や条約集を手元に置いて、ニュースに接したときに参照する癖をつけてください。

さて、核兵器禁止条約の中身ですが、その内容として、大きく4つのポイントがあります。

第1に、核兵器を全面的に禁止していることです。製造、保有、配備、それへの援助など、核兵器に関わるさまざまな活動の禁止を、第1条で規定しています。いわゆる「核の傘」に依存することも禁止内容に含まれます。理由は、核兵器はどのように使われても、「壊滅的な人道的帰結」をもたらすからです。そのことが条約の前文に述べられていますから、前文も大事です。

じつは核兵器を非人道的兵器だと規定し、その「使用」を禁止するだけでも、画期的な条約になったはずでした。戦争で核兵器を使ったことのある国はただ一つ、アメリカだけです。そしてただ一国、日本のみが、核攻撃を受けた経験のある国ですから、この両国の見解には、特別の意味があると言っていいでしょう。ところが、両国とも、「使用の禁止」さえ、是としていません。今後、ここを変えることが課題となるということは、わかっているだけだと思います。

かつて広島・長崎への原爆の使用に対して日本政府は、これは残虐な非人道的兵器による攻撃であって、国際法違反だと抗議する書簡を、アメリカに送り

ました。しかし、そのような兵器を使ってしまったアメリカが、敗戦国日本を占領・支配します。そして以降、日本政府は、核兵器について、じつに曖昧な態度を取るようになります。核兵器の非人道性、違法性を明言する国連総会決議が1961年に採択されたとき、いったん賛成投票したものの、その後すぐに態度を変えてしまいましたし、1990年代半ばに国際司法裁判所で核兵器使用の違法性が審理されたときも、これが被爆国なのかという発言を日本政府はしてきています。

国内の原水禁運動にもかかわらず、日本政府の態度が一貫してそうでしたから、国際会議の場では長らく、核兵器を使わせないための国際合意が法規範として成立することは、ありませんでした。これに大きな変化が訪れたのは、ほんのここ10年あまりのことです。くわしい説明は省きますが、2008年のアメリカ大統領選挙で、メインストリームの候補たちによって「核兵器のない世界」という目標が掲げられるという、それまで考えられなかったようなことが起きました。当選したオバマは翌年、プラハでそれを確認する演説をおこない、その年のノーベル平和賞を受賞しています。そして2010年、政治的中立の立場を注意深く守っている赤十字国際委員会総裁が、「核兵器の時代に終止符を」と題した声明を発表して、この年のNPT再検討会議は、核兵器の使用について初めて「(非)人道的」という言葉を明記した合意文書を採択します。国家間の外交のレベルで、核使用の違法化に向かう流れが、一気に勢いを増したのです。

これは画期的な変化だったのですが、日本では、原水禁運動をずっと担ってきた人たちの間でさえ、とくに当初は十分にその意味が把握されていないと私は感じてきました。それは、核兵器の非人道性が、多くの日本人にとって、あまりに当然のことととらえられてきたことの反映だったと思います。正直のところ私自身も、何をいまさら、というのが最初の反応でした。しかし先ほど述べたように、法的な規範を国際社会でつくることには、実質的な意味があります。そして2017年に国連で採択された核兵器禁止条約は、単なる使用の禁止を超えて、核兵器に関わることを全面的に諸国に禁じる内容となりました。この第1条に書かれた新しい規範を私たちのものにして、次へと歩みを進めること

が、いま目の前の課題です。

2つ目に重要なのは、現在、世界に存在する核兵器を完全廃棄していく道筋についての規定です。NPTで核保有が認められている米国、ロシア、英国、フランス、中国の5つの核兵器国、さらに加えてインド、パキスタン、イスラエル、そして北朝鮮は、合わせて1万3000発もの核兵器を保有しており、これを廃棄させる必要があります。

こうした核保有国が条約に参加する手続きを、核兵器禁止条約では概略的に第4条で示しています。自国の核を完全廃棄してから入る場合と、入ってから廃棄していく場合の両方がありうるとし、核廃棄が実行されるのをどのように国際的に監視するかも、記されています。

第3に挙げなくてははいけないのが、被害者救済と環境修復について記された第6条です。前文でも言及されていますが、広島、長崎の被爆者だけでなく、ひろく核の被害者、いわゆるグローバルヒバクシャが、世界各地に存在します。諸国はこの人たちへの支援義務を負います。そして2000回に及ぶ核実験をはじめとする核兵器に関わる活動によって、取り返しがつかないほどに汚染された地球環境を、いったいどのように修復するかが大きな人類的課題ですが、そのことも核兵器禁止条約の第6条では、諸国の義務として位置づけています。

4つ目に見ておいていただきたいのは、第8条です。ここには条約発効後のプロセスが記されています。まずは1年以内に締約国会議が開かれることになっており、未加盟の国や国際組織、NGOも、オブザーバーとしてこの会議に参加できるとされています。

さて、このような核兵器禁止条約がSDGsとどのようにかかわるのかという点について、次に考えてみたいと思います。

国連がいま取り組んでいる「持続可能な開発目標 (SDGs)」の優れている点は、17の目標と169のターゲットという形で、誰が誰のために何をしていくのかという実践的な課題を示した点、そしてそれについて国際社会が合意・共有するに至ったということです。多くの企業、学校、大学が(特に創価大学は非常に進んでいると思います)、SDGsを前面に出し、永田町やビジネス街でも、SDGsのバッジを付けている人を見かけるようになりました。どこまで

意識されているかはわかりませんが、社会がどちらの方向に進むべきなのか、その目標（多くの場合に具体的な数値も）を、社会が、世界が、共有するようになったのです。このことから、まず何がもたらされるかという、第一に、それに向かって行動する責任です。SDGsを掲げる以上、その目標達成のために行動する主体となることは、最初からはっきりしています。スローガンに表面的に賛成するだけでなく、自ずと実践につながっていくものとして、SDGsは、あるのです。

SDGsで第二に注目すべきは、諸目標と同時に掲げられた「誰ひとり、取り残さない」という原則です。これが意味するところも重要です。まず、今のままでは取り残される人たちがいる、あるいは、これまでは取り残された人たちがいた、と知ることを、この原則は求めています。その人たちを発見し、苦しみに寄り添い、共に生きる主体として認めなくてはなりません。なぜその人たちが視野に入ってきていなかったのか、という反省も、そこでは自ずと伴うはずです。これまで気づいていなかった問題をみつけたぞという意味で、これは平和研究の営みに通じるところのある原則なのです。

じつは核兵器禁止条約にも、この「隠れていた問題を可視化する」という指向性があります。現在、軍縮の領域で始まりかけていることは、軍事力・兵器によって傷つく人間の観点から軍縮を捉え直すという新しいアプローチ、いわゆる「人道的アプローチ (humanitarian approach)」の採用という、発想の転換です。これは90年代に対人地雷禁止のキャンペーンや国連の軍縮研究所が打ち出してきたもので、「人間の安全保障」という概念の普及とも関わって一つの流れとなり、この20年ほどに対人地雷禁止条約、クラスター爆弾禁止条約、武器貿易条約といった成果が、そこから生まれました。

このことがいかに大きな意味をはらんでいるかに注目すべきです。およそ軍縮が国際政治の領域で問題になり始めたのは、1899年のハーグ平和会議であるとされます。しかし、そこで軍縮問題が扱われたとき、諸国の基本的な発想は、いかに他国から国際政治の権力要素である軍事力を奪って弱体化させるか、いかに自国を優位に立たせるか、というものでした。軍縮の元の言葉 disarmament には、武装解除という訳がふさわしいような意味も込められ

ています。お互いそうした発想で交渉に臨んでいる以上、合意に至ることは難しく、実際ハーグでは、「軍縮は望ましいことだ」という原則の合意以上の具体的な取り決めは成立しなかったのです。

現代の核軍縮問題にも、そのような権力政治の道具という側面が、ぬぐいがたくあるわけです。非核国は、核兵器国が核をなくしてくれれば、自分たちにとっては、いいことだと考えます。そもそも軍事力の小さな国、まして日本のように戦争をしないと宣言しているような国は、国際政治で軍事力が果たす役割が減った方が、国益になります。まさに、そのような考え方とは異なった発想に立つのが、人道的アプローチです。国家間の権力政治の道具としてではなく、兵器によって殺傷される人間の側から、軍事、兵器の問題をみるのです。

この視点の違いは、じつは核兵器については早くから言われてきました。原爆と聞いて、投下後のB29から眺めたキノコ雲をイメージするのか、それともキノコ雲の下で起きていた地獄絵を脳裏に浮かべるのか、記憶されるのは原爆の兵器としての威力か、それとも繰り返してはならない人間的悲惨としてなのか、と様々に表現されています。この違いは、人間としての想像力の問題であると共に、いま核兵器にどのように向き合うのか、という態度の問題でもあるわけで、人道的アプローチは、後者の見方に立った取り組みだと言えます。

核兵器禁止条約は、その軍縮の新しい流れの上にできた条約です。前文に「被爆者」という言葉がそのまま表記されたということが、日本で話題になりましたが、「容認しがたい苦しみ」を受けた核の被害者として明記されているのは、広島・長崎の被爆者の方たちだけではありません。核実験の被害者も共に言及され、同じく前文では、先住民 (indigenous people) に偏った形で核の被害が及んできたことや、放射線の影響が女性・少女に対して大きいということも記されています。

まさに十分に光が当たってこなかったグローバルなヒバクシャの存在と被害を、国際条約が認めたということです。このような被害者への援助を適切に提供し、これらの人々が疎外されずに社会に受け入れられるようにすることを、先ほど述べましたように第6条が諸国に義務づけているのですが、じつは従来、核兵器を保有する諸国は、国内外のそうしたヒバクシャの存在を、概して隠蔽

し、周辺化しようとしてきました。案外この点が、核兵器保有国が核兵器禁止条約を嫌う要因として、大きいのかもかもしれません。

このように見てくれば、核兵器禁止条約は核兵器保有国が入っていないから無意味だ、という批判がいかにも的外れであるかが、おわかりになると思います。SDGsと同じように、核廃絶は、すべての諸国、すべての人々にとっての問題なのであり、核兵器禁止条約はそれをストレートに表現しているのです。そのことを強調して、プレゼンテーションをいったん終了させていただこうと思います。ご清聴ありがとうございました。

【核兵器禁止条約の法的規範としての意義などについての質問に答えて】

核兵器禁止条約により法的規範をつくることができた意義は、はじめの方に述べましたように、大きいと考えます。また、核兵器の禁止が「強行規範 *ius cogens*」と言えるかという趣旨のご質問だと思いますが、これについては、議論が必要だと思います。第一に、少数の国に世界を滅ぼしてしまうような力を与えることは、およそ許されるべきではないと考えられます。署名・批准をしていない国を縛るためには、誰もが認めるような慣習法となっていくことが一つの道筋なわけですが、戦後76年間、使われてきていない、ということによって、タブーとしての規範力が生じていると論じる研究者もいます。また、法規範とは違った次元になるかもしれませんが、より多くの人々が、核兵器に悪の烙印を押して（“stigmatize”して）、核兵器禁止を正しいこととして支持するようになれば、権力者を縛る上で意味があると思います。核兵器で武装した国の国民の間で、それが主流の考えとなって重きをなすには、まだ時間がかかると思われませんが、そうであればこそ、核兵器の非人道性と、それがいかに人類の種としての存続自体にとって脅威となっているかを知ってもらうよう、いろいろな機会をつかまえて、私たちが働きかけていかななくてはなりません。

現在、批准国の数は54カ国ですが、しかし、採択のとき賛成票を投じた国が122カ国に及んだということは、皆さんもご存知のとおりです。いま批准に進もうとしている国もあるようですから、さらに増えていくでしょう。ICANは

署名国、批准国を増やすべく、いっそう活動を続けています。

核兵器を保有する国の中でも動きが見られます。まず注目すべきは、アメリカです。先に述べたように、アメリカは原爆という非人道的な兵器を使った唯一の国で、使ったことは正しかったと、いまだに多数の人が信じています。核武装しているアメリカには、まずここを変えてもらわなくてはなりません。何か「正しい」理由があれば、また使うべきだ、ということになりかねないからです。最近の世論調査では若い世代の間で、原爆投下は間違いだったと考える人が多数派になってきているという、希望の持てる兆候がみられます。

去年はコロナ禍のせいでキャンセルとなり、おそらく今年も無理かもしれませんが、明治学院大学では、短期で訪れるアメリカの学生たちに広島を訪ねてもらおうというプログラムを、毎年春と秋の2回にわたって実施しています。被爆地で、日本の学生と一緒に学び、考えてもらうのです。人間を信じたいくなるのは、学生たちのほぼ全員が、「目を開かされた」「これはダメだ」という認識にいたってくれるからです。

このことは私の知る限り、中国や韓国など、日本に対して厳しい感情を持っている諸国から来る人たちも同じです。それには客人を迎える被爆地の方々の配慮も手伝っていると思われれます。かつて日本が侵略したアジア・太平洋地域からの訪問者に対しては特に気を配っていると、平和公園・資料館のピース・ガイドの人から伺いました。折りを見計らって、原爆投下は日本が起こした戦争のなかで起きたことであって、その戦争で日本の軍隊がお国の沢山の人に被害を与えたことを、一人の日本人として申し訳なく思っています、と頭を下げるのだそうです。そうすると人々の表情が柔らかくなり、このようなこと（原爆被害）がもう二度と誰の上にもあってはいけないという「ヒロシマの心」を、まっすぐ受け止めてもらえると感じるのだそうです。

私も、アメリカの学生たちを広島に連れていくとき、とくに注意を払います。アメリカの若い人たちは素直で、初めて知らされる原爆の惨状に驚き、重苦しい気持ちになってしまいます。日本の学生以上に国民としての意識が強く、自分の国がこのようなことをしたのかと、責任を感じてしまうようなのです。ここで日本人が彼らをとがめるような態度を示すと、責任を感じるだけに、防

衛的な心理が働いて、「仕方がなかった」「落とした結果、良かったこともある」「日本軍の残虐行為はどうか」と、原爆使用の正当化を始めてしまいます。この隘路に入り込まないように、学生同士の対話を導くのが、引率教員の役目です。

学生諸君も被爆地を訪れたら、様々な国の若者と対話してほしいです。日本は原爆をアメリカに落とさせてしまった国です。戦争当時の日本の状況からすれば、もし日本が先に原爆を持つにいたっていたなら、躊躇なく使ったに違いありません。「核兵器のない世界」を実現するためにこそ、戦争の時代を振り返ることが必要です。どうすれば戦争を完全に過去のものにできるか、まさに平和研究の課題を、学生たちは考えることになります。

もう一つの核兵器国、フランスでも変化の兆しが見られます。首都パリの市長はアンヌ・イダルゴさんという女性で、この先、大統領になられるかは分かりませんが、魅力的な政治家です。東京都知事選に去年、小池さんが再選されましたが、そのとき小池さんはパリのイダルゴさんの名前を、首都の女性市長ということで口にされました。しかし、小池さんとイダルゴさんの考えはかなり違っています。核兵器禁止条約をイダルゴさんははっきりと支持しています。ICAN シティーズ・アピールという核兵器禁止条約に賛成する諸都市が賛同するアピールに、パリも入りましたが、東京にはその兆しはありません。

従来、フランスにとって、核兵器はナショナリズムとも結び付いた特別な意味を持つもので、核武装を支持する国民が圧倒的に多いとみられてきましたが、現在、それが変わりつつあるようです。ICAN のフランスのグループは活発に動いており、まだ新型コロナウイルスの蔓延が始まっていなかった去年の2月、若い人たちをパリに集めて会議を開きました。日本からも3人の大学生と私を含む数名の大人たちが参加しました。

パリに集まった若者の盛り上がりは、予想以上でした。一つの背景は、例のエクステンクシオン・リベリオン、XR です¹⁾。激化する一途の気候変動を食い止めるために、今の大人たちに真剣に取り組むよう訴えて運動している若者のグループが世界各地にあります。会議には彼ら彼女たちが来ていて、運動の効果的な進め方などについて情報交換をしていました。

核兵器は何を壊すかという、人間を含めた生態系、地球環境なのです。現在、ICANに集まってきている若い人たちの感じ方は、とてもXRと似ています。そこで大事だと思うのは、きちんとした科学者の知見を後ろ盾にしていることです。例えば、IPPNW（核戦争防止国際医師会議）の研究者によるシミュレーションでは、もし、インド、パキスタンの間で「限定的」にでも核兵器が使われたら、世界で10億人が亡くなるという結果になりました。米口の全面的な核の応酬がなくとも、核戦争が起こればそれほどの深刻な被害が世界中に及ぶのです。

私たちはミサイル時代の核戦争を経験していません。広島、長崎の原爆はスカイツリーより少し低いぐらいの高さの空中で炸裂し、地上の町を倒壊させて大火災を起こしました。巨大なキノコ雲がひろがって「黒い雨」が降り、放射能の被害が周辺地区にも広がったわけです。ところが、現在の核兵器は、ほとんどが地上で炸裂します。そうすると、土壌ごと地上のあらゆるものが大気中に巻き上げられ、大量の粉塵が世界を雲のように覆います。原発事故後の放射能の雲、「ブルーム」を連想してもいいでしょう。放射性フォールアウトが降り注ぎ、なにより日光が遮られ、世界の食糧生産が激減します。最新の研究では、飢えて亡くなる人の数は20億人に修正されています。

戦後しばらくたってから、「二度と飢えた子供の顔は見たくない」というスローガンを掲げて、焼け跡・闇市世代の作家が選挙に当選したことがありますが、飢えは、それを経験した人にとっては、本当に二度と体験したくないものだそうで、戦争体験者の圧倒的多数が戦後、非戦論者になった大きな理由の一つはこの飢えの経験だといわれます。それが核戦争で確実に起きると科学者が指摘しており、また偶発核戦争がいつ起きてもおかしくないともいわれている。ところが、そうした警告を大人たちは正面から受けとめることをせず、安穏と日常を過ごしている。グレタ・トゥーンベリさんのような危機意識を持つ方が「現実的」だと思いませんか。核抑止という観念をにかけて、今のままで大丈夫だと言っている方たちは、人々を誤った危険な安心感に導いていると言えるでしょう。

核の脅威を少しでも減らすために、私たちがすぐにできることは何でしょう

か。仲間を増やすことです。私の拙い話で、これはと思ったことがありましたら、自分でも調べて、納得したことを自分の言葉で、身近な人に話してみてください。とくに核兵器で武装している国の人たちに、それではいけないと、穏やかに伝えていきましょう。そして日本政府の姿勢を変えることは、私たち自身の責任です。そのための勉強の場として、今回のような連続講座が設けられることは、とても有意義だと思います。学び合う場があるのは、ほんとうに貴重なことです。平和問題研究所の玉井先生に、あらためて厚く御礼申し上げます。

注

- 1) 「XR (Extinction Rebellion = エクステインクション・リベリオン)」。イギリスで創設された環境保護団体。世界中の政府に対して、「気候と生態系の危機」を宣言させることなどを目的とする。ロンドン中心部で道路を占拠し交通をまひさせるなど、過激な活動で世界的に注目を集めた。

特 集

第三の核時代：破滅リスクからの脱却

長崎大学核兵器廃絶研究センター センター長 吉 田 文 彦

本日は、2021年3月に刊行した『第三の核時代』の概略を紹介する形で話をします。同書は12人ほどの研究者による3年間の共同研究プロジェクトの成果でもあります。

標題は「第三の核時代」ということですので、そもそも第一と第二の核時代の特徴は何かを説明し、その後に第三の特徴について話をします。最後に、サブタイトルにあげた破滅リスクの回避戦略について話をします。

第一の核時代

我々は、核時代に入った1945年から冷戦が終わった1989年までを第一の核時代と位置付けています。冷戦期を第一の核時代と位置付けることについては、多くの専門家のコンセンサスがあると言えるでしょう。

その特徴は3点あります。1点目は米ソの核軍拡競争です。2点目は全面核戦争の危機が非常に高かったことです。3点目は核不拡散条約（NPT）の下で核軍縮・不拡散政策が展開されたことです。これには核保有国の思惑も絡んでいます。

第1の特徴である米ソの核軍拡競争の経緯を確認しましょう。1945年に始まり、ピークは1986年辺りです。アメリカは、どちらかというとな条約がないときから自主軍縮をしていた面がありますが、アメリカの力を過大評価していたソ

ビエト連邦（ソ連）はひたすら追い掛けていました。

ここで問題とされている核兵器とは戦略核といわれるものです。これは大型で爆発力が大きく、飛距離が長いものです。基本的には、米ソがそれぞれの本土を狙い合うための核兵器です。1985～1986年の段階では、ソ連に1万発弱、アメリカに1万発強の戦略核がありました。軍拡競争をした結果、双方が帳尻合わせをした感じもありますが、総数はほとんど同じです。

戦略核には、3種類あります。ICBMは陸上発射、SLBMは潜水艦に搭載をした海洋発射です。戦略爆撃機は空から攻撃をするものです。陸、海、空と発射場所が違うのが大きな特徴です。ソ連は、アメリカの約3倍のICBMを持っていました。逆にアメリカは、ソ連の約2倍のSLBMを持っていました。戦略爆撃機もアメリカが圧倒的に多い状況で、非対称性がありました。

単純に言えば、アメリカは海洋大国であり、制空権を押しえていました。ソ連は陸の大国です。ICBMを中心に配備する形でアメリカに対抗し、競争をしていた構図が見えてきます。このことが重要な意味を持っているのですが、それは、当時、命中精度が一番高く、破壊力が大きいと考えられていたのが陸上発射のICBMだったことに関連します。ICBMを見ると、ソ連が圧倒的に優位です。アメリカの中で、先制攻撃能力はソ連のほうが圧倒的に強く、アメリカは劣っているという危機感が高まったのが1980年代前半です。その時、冷戦の緊張感がひとつのピークに達しました。

特に1983年が危機のピークであったといわれるのですが、主な出来事を確認しておきましょう。

3月8日、アメリカのレーガン大統領が演説で、ソ連を「悪の帝国」と呼び、ソ連から大反発を食らいました。さらに3月23日の演説で、戦略防衛構想(SDI)を発表します。これはソ連から飛んでくる弾道ミサイルを撃ち落とす防衛網を陸、空、宇宙で張り巡らせるための研究開発計画です。その手段を既に持っていて、配備するという話ではなく、研究開発構想です。これもまたアメリカの国内外から批判の声が上がるとともに、米ソの緊張が高まりました。

9月1日、ソ連領内に入った大韓航空機がソ連軍機に撃墜され、約270名の乗客乗員が亡くなりました。領空侵入の理由は大韓航空機の機器の不具合や操作

ミスとみられていますが、ソ連はそれをスパイ機だと判断し、撃墜してしまいました。この事件によって、「ソ連はなんとという国だ、何でもしてくる国だ」という警戒感が西側で強まりました。

9月26日、ソ連の衛星を使った核ミサイル探知システムが、アメリカから核ミサイルの攻撃が始まったというシグナルを送りました。この話は、発生段階では知られていなく、後に分かったことです。

本来は、サインが出たらすぐに上官に知らせ、最終的にはソ連共産党書記長にまで知らせなければなりません、そのときに夜の勤務で当直をしていたスタニスラフ・ペトロフ中佐は、冷静な軍人でした。彼は、アメリカが攻撃をしてくるときは、一斉攻撃で何百発も撃ってくるはずで、5発と少数なわけがないから実際の攻撃ではなく、システムの誤作動ではないかと自分で判断をします。

そうした自己判断は規則違反なので、大変な決断だったことでしょう。結局は、誤作動だと分かり、事なきを得ますが、もし彼が規則どおりに上に知らせていたら一体、どうなっていたかと考えると、ぞっとします。この一件は、冷戦終結後にペトロフさんが詳しく語り、本にもなっています。

それから1カ月半ほどたった11月上旬に北大西洋条約機構（NATO）が核戦争を想定した軍事演習を行いました。当時、西側に潜入をしていたソ連のスパイが、核戦争を想定した軍事演習を装った実際の核戦争計画の準備と考えられると本国に伝えてしまいます。その結果、ソ連側は、核戦争の準備を着々と進めます。非常にぎりぎりのところで、演習であることが判明をして事なきを得ますが、後に明らかになった資料によると、かなり危険なレベルにまでソ連側の準備が進んでいたことが分かりました。

この2カ月間に二度にわたって核戦争の危機があったのです。それは西側が詳細を知らない間に起きていて、非常に大きな問題だったことが後に分かるわけです。

11月23日に NATO 側が中距離核戦力（INF）を配備し始めます。先にソ連が INF の配備をして、それに対抗するようにアメリカ側も配備し始めました。これがソ連側をさらに刺激します。その結果、これまで細々と続いていた米ソ

間の軍備管理交渉は決裂し、軍備管理は冬の時代に突入します。その頃、私は20代後半だったのでよく覚えています。非常に暗く、緊張をした時代だったのは間違いありません。本日、聞いている方には冷戦を知らない世代も多いでしょうから、初めに1983年の話をしました。

米ソは仲が悪いばかりではなかったのも冷戦の特徴です。米ソの大きな共通の利益の一つは、核兵器国としての地位を保ち、東西陣営のリーダーとして自陣営での支配体制を確保することです。その手段として、核兵器を使っていました。その共通点から生まれた核兵器管理の発想の一つが、核を持っている国は持ち続けるべきということです。これは米ソだけではなく、当時、すでに核保有していた英、仏、中国も含みます。次に、核による支配構造を維持していくためには、他に持たせないことが重要になるので、核不拡散体制を敷こうとしました。その思惑もあり、1968年にNPTが合意をされました。現在、約190の国が参加をしています。

NPTの6条は、核軍縮を進めるという結果ではなく、プロセスの約束です。曖昧な約束ではありますが、多くの非核兵器国もこの不平等な条約に入っている理由は、そこに期待を込めているからです。残念ながら冷戦後の核軍縮は、期待ほどには進んでいません。それと同時に、米ソなどの核保有国による支配的体制を維持する構図は、NPT条約の成立後、現在まで続いています。以上が第一の核時代の特徴です。

第二の核時代

我々は、1989年から2010年代の半ばまでを第二の核時代と位置付けています。第二の核時代の特徴は、3点あります。1点目は米ソ核軍縮の前進です。その大きな理由は冷戦の終結です。同じ理由で全面核戦争の危機が後退をしました。2点目はインドやパキスタン、北朝鮮への核拡散が進んだことです。拡散阻止のための懸命な取り組みもありましたが、残念ながら3国は核実験を行いました。3点目は2001年の9.11テロ後、アメリカの関心が核テロをいかに減らせるかに移ったことです。

第二の核時代にはいくつもの条約が成立し、その結果、双方で1万発持っていた戦略核は現在、大幅に削減されました。2021年に5年間の延長が決定をされた新 START 条約で定められた上限は、1550発（配備分）です。アメリカに至っては、実際には約1350 まで減らしています。ロシアも約1450 まで下げているので、条約の上限よりずっと下まで減らしています。双方ともニーズが低いと判断をして、自主的に減らしているわけです。上限だけで比較すると、冷戦期に比べると6分の1 まで減っています。その意味で、前進をしたと言えますが、期待通りかといわれるとまた別の問題です。

全面核戦争の問題について考えてみましょう。核兵器のカテゴリーには戦略核とは異なる戦術核という小型で飛距離の短い核があります。米口は戦術核について条約を取り交わしているわけではないのですが、双方とも自発的に自国に撤収をして、一部の例外を除いて原則的に海外配備はしないとしています。戦術核の解体や核分裂物質管理に関して米口協力を進めたことも、戦術核が引き金となる大きな核戦争のリスクを防ぐための重要な措置です。1995年に NPT が無期限延長をされたことも重要な点です。核保有国側の狙いである支配的構造が続くという意味で功を奏したわけです。

核保有国に軍縮交渉の約束を確認させ、さまざまな措置の約束を取り付けたことで、大きな結果を生んだ例もあります。1点目の成果は、1996年の包括的核実験禁止条約（CTBT）の採択につながったことです。まだ発効はしていませんが、この条約以降、少なくとも米口中英仏の5カ国は核実験をしていないので、さまざまな意味で重要な条約です。事実上、核軍縮の促進になっています。実験をしないという拘束があるので、核兵器の新たな開発にも縛りがかかっています。

一方で、核拡散が進んでしまったことも第二の核時代の大きな特徴です。NPT に入らず、無視をした状態だったインドとパキスタンは、1998年に CTBT に反発をする形で核実験を行いました。北朝鮮は一時期、NPT に入ったこともありましたが、基本的に背を向けていて、2006年以降、核実験を繰り返しています。2017年までに6回の実験を行っています。それと同時に、短・中距離ミサイルを増強し、アメリカにも届くかもしれないような長距離ミサイ

ルも開発中です。第二の核時代では、9.11の余波も大きな特徴です。一例が、弾道弾迎撃ミサイル規制条約（ABM条約）の破棄です。1972年に米ソが結んだミサイル防衛を規制する条約であり、これが重要な重しとなって、ミサイル防衛の開発や配備を制限してきました。ミサイル防衛を野放しにすると、それを突破しようとして核ミサイルの軍拡が加速する恐れがあるからです。それを2001年の9.11テロの翌年に、アメリカ側が破棄をしました。これは核テロ対策でミサイル防衛が必要になり、条約が邪魔になったからです。ABM条約は、全面核戦争を想定し、米ソが攻撃をし合ったときには、首都や一カ所のICBM基地を守るような最低限のミサイル防衛だけを持つという考え方が根底にありました。9.11テロはABM条約やその奥底にある論理を覆しました。

核テロへの危機感是一方で、核抑止の考え方そのものにもインパクトを与えました。アメリカの安全保障観が核テロ警戒に大きく移った点は、オバマ大統領が「核なき世界」を打ち出したことでよく知られているプラハ演説の中に明確に盛り込まれています。冷戦は過去のものとなりましたが、新たな核リスクが高まってきた点について触れています。世界的な核戦争の脅威は低下をしたが、歴史の皮肉というべきか、核攻撃の危険性は、むしろ高まったと言っています。米ロを中心とする、核保有国間の戦争の脅威ではなく、核テロの危機が高まっていると述べていることがプラハ演説の重要なポイントです。プラハ演説の前後に、さまざまな「核なき世界」論が提案されましたが、その奥にあるアメリカの専門家たちの基本ロジックは、核テロ対策を優先することです。

核テロは今のままの状態では防ぎ切れないかもしれないので、核拡散防止を強化し、最終的に核をなくせば核テロの脅威はなくなり、その方がアメリカにとっては安全という考え方が背景にありました。これは冷戦期にはない考えであり、2000年代以降、急速に広がっていきました。

第三の核時代

第三の核時代の区分やそれぞれの特徴は、専門家によっていくつかの見解があり、第三という時期区分をしない場合もありますが、我々は2010年代の半ば

以降に、新しい現象がより顕著になったと捉えています。

第三の核時代について、危機要因と好機要因に分けて考えました。危機要因の1点目は、核軍拡競争が米ロだけではなく、中国、インド、パキスタン、北朝鮮も加えたものになったことです。第二の核時代に比べて、核が使用されるリスクが非常に高くなりました。2点目は、核兵器そのもの問題ではなく、核兵器システムを脅かす存在が増えてきたことです。新しい先端技術であるサイバーや宇宙技術等が、核抑止政策が前提としている核兵器システム全体の安定化、安定性を脅かす存在になりつつあります。

その一方で、好機要因が出てきているのが第三の核時代の大きな特徴です。1点目は、2021年に核兵器禁止条約が発効しました。2015年以降の協議、交渉の成果です。2点目は、気候変動やパンデミックのなかで、今後どのような安全保障が正しいのか、適切なのかについてのレビューが行われ、さまざまなアイデアが出てきたことです。これも2010年代半ばの大きな特徴です。こうしたことを考えると、今日の世界を第三の核時代ととらえることが適切であろうと思います。

危機要因の1点目、多国間の核軍拡競争、核使用リスクについて考えてみましょう。米中ロの三つどもえの核軍拡競争が始まりました。2019年に INF 条約が破棄されたことも一つの象徴で、3国間の軍拡競争のせめぎ合いによって、INF 条約が犠牲になったと言えます。核軍拡競争は、三つどもえになると非常に複雑化をします。核だけではなく、通常戦力の要素や先端技術の要素も加わります。戦略核だけではなく、さまざまな飛距離や爆発力の核兵器が絡まざるを得なくなります。新 START が5年間、延長をされましたが、この後継条約をどうするかについては、中国も組み込む形で考えていきたいと米ロは計算をしているでしょうから非常に複雑であり、道筋がまだ見えていない状況です。

インドとパキスタンでは、小競り合いがあり、対立構造が厳しいことを背景に核軍拡競争が続いています。先行をしている米ロ中に続いて、インド、パキスタンがともに陸、海、空の運搬手段を保有しようとしています。核大国化とは言いませんが、米ロと同じような道筋を歩んでいきたいとするインド・パキ

スタンの思惑が透けて見えます。北朝鮮は、残念ながら非核化の見通しが立たないままで、核増産が進んでいます。よく分からないということも含めてリスクが高い状態です。そのリスクには、使われるリスクも含まれます。核抑止論が行き詰まると必ず起こることですが、核兵器が使われなと思われてしまうと抑止が効かなくなるので、使いやすい核に手を伸ばすようになりがちです。手を伸ばすとはそうした核の配備や研究開発です。これは冷戦期にもありましたが、第三の核時代にも起きています。米口はしばらく停止していましたが、再開されており、これに中国も加わっています。「小型で使いやすい」、「ある程度の爆発力がある」核を持つことによって、相手に「使われるのではないか」と思わせれば、怯えるだろうという目算のもとで行われています。

インドやパキスタン、北朝鮮は、地域紛争を抱えています。その地域で核拡散が広まったことで、地域紛争が核戦争につながり、それが大国を巻き込んだ大規模な核使用につながる恐れが強いという、冷戦時代にはなかったような核使用リスクも存在します。

危機要因の2点目は、最先端技術です。核兵器システムは、さまざまなもので成り立っています。これを安定的に運用することが核抑止の大前提ですが、それを脅かす様々なリスクが存在します。サイバー空間や宇宙空間で軍拡が進み、衛星や地上にある核に関する指令・管制通信システムなどの核兵器システムを脅かします。これが崩れると、非常に不安定となり、必要がないタイミングで核兵器が使用される恐れさえあります。現在は、そのハイリスクがリアルになっている時代です。AIが加わることによって、さらに不安定性をもたらすリスクが高まるかも知れせん。

通常戦力と核兵器のどちらでも搭載できる、高性能で、脅威感の強いミサイルの開発や配備が相次いでいます。撃った側は、通常戦力だと知りながら撃っていますが、攻撃をされる側は核兵器かもしれないと感じ、着弾前に核兵器で報復を始める可能性もあり得ます。最初に撃った側に核戦争を始めるつもりはなくても、結果的に核戦争になるような最悪のシナリオが起こるリスクが進みつつあることをよく知っておいてください。

その一方、核兵器禁止条約が発効したことによるプラス効果についてもよく

認識しておきたいと思います。1点目は、核兵器が非人道兵器という概念や考え方、感覚です。詳しいことはともかく、その感覚が広がることが重要です。さらに国際政治のシステムで言えば、核兵器禁止条約締約国の増加は重要な変化要因になると考えられます。例えば、この条約を交渉会議での採択に賛成したのは、122カ国です。これらの国々が条約批准国となって核兵器を否定する国になり、そのような国がさらに増えて国際連合加盟国の3分の2を超えるようになれば、国際社会の圧倒多数を形成できます。先に述べたような核による支配的構造が存在する国際システムに変更をもたらす変化要因になる可能性があります。そこにかかる期待も大きいと思います。

2点目は、NPTの6条で示された核軍縮の促進です。少なくともNPT加盟の核保有国は核軍縮交渉のプロセスは約束をしているので、核兵器禁止条約が核軍縮交渉を促進する圧力になることに期待がかかっています。

3点目も、非常に重要です。条約というものは加盟していない国に法的拘束力はありませんが、核兵器禁止条約が示す非人道性という概念や考え方がグローバルに広がれば、国際連合などの機関で核を否定する国が多数派を占めていきます。3四半世紀（75年）以上にわたって、実際に核兵器が使われなかったこと背景には、国際社会において核兵器は使うべきではないとする、いわば「核のタブー」が存在している事実があると思います。核使用をタブー視することを強めることで、核兵器の居場所を少なくし、核リスクに関する危機感を強める効果があると期待をしています。

さらに「安全保障」観の変化ということを指摘しておきたいと思います。気候変動の危機や新型コロナウイルス感染症のパンデミックによって、人間の安全保障が改めて注目をされています。人間の安全保障は、貧困や人権侵害など、発展途国の人々を対象にした概念のように思われがちでしたが、核やパンデミック、気候変動などのグローバル危機から一人一人を守る概念へと進化をしてくれています。

破滅リスクからの脱却

破滅リスクの回避について4つの点からお話ししていきたいと思います。

1点目は、レーガン・ゴルバチョフ型アプローチです。1985年にソ連の新しい指導者として、ゴルバチョフが登場します。先ほど核軍拡は1986年辺りがピークで、その後、核軍縮が進んだことをお話ししました。これは冷戦が終わる前から核軍縮が始まったことを意味しています。その理由としては、1985年にゴルバチョフが登場したことが大きかったのです。ゴルバチョフは、米国のレーガン大統領とジュネーブで初めて首脳会談をして、1985年11月に「核戦争に勝者はなく、戦ってはならない」という共同声明を出しました。

先月16日（2021年6月）に、バイデンとプーチンの首脳会談がありました。同じジュネーブで行われた首脳会談の共同声明では、核軍縮を戦略的安定の原則だと言っています。1985年のときは、「核戦争に勝者はなく、戦ってはならない」が重要だとは言っていますが、原則とは言っていません。1985年のときより2021年の共同声明の方が踏み込んだ気さえます。米口も原則として再認識をしたわけなので、このアプローチは非常に重要です。今後は、これをいかに中国などに広げていくかが重要になります。（追記：2022年1月のNPT加盟の核保有5か国の共同声明の中に、「核戦争に勝者はなく、戦ってはならない」の文言が盛り込まれました）。

レーガンとゴルバチョフは、軍縮は安全保障の対抗概念ではなく、軍縮が安全保障を補完し、補強をするものだという概念を安全保障政策に組み込みました。それがあったからこそ、レーガンとゴルバチョフは思い切った軍縮構想を打ち出せたわけです。その概念へシフトするときに重要なのは、破滅リスクを直視することです。直視しなければ、抑止論に依存することで安全保障が保たれ続け、核抑止論に依存する現状維持型のリアリズムの固定概念から抜け切れません。これが冷戦期に長く続いたわけです。レーガンとゴルバチョフが世界に示してみせたのは、破滅リスクを直視し、核抑止論への半永久的な依存を拒むリアリズムです。それこそが目の前にある危機から新しい安全保障にシフトしていくリアリズムだと彼らは考えました。我々の研究グループは、それを現

状変革型のリアリズムと呼び、その方向へのシフトを提言しました。

回避戦略の2点目は、核のタブーの強化です。核を使わない理由を大きく2点、書きました。1点目は、報復が怖いから核の使用は控える、使わない判断です。これが従来の抑止論です。2点目は、核のタブーで使わない方向に行きます。これは非人道的な兵器など使えないだろうと自身の判断で自制をして、使わない判断をすることです。脅されたから使わない、ではなく、非人道的なことは許せないと自己判断をして、使わないようにします。こうした核のタブーを強めていけば、核への依存も減らしていけるでしょう。市民社会も含め、核兵器禁止条約の多数派を増やすことで、核兵器依存派や核抑止依存論者の国内外での孤立が進むことを期待しています。

破滅リスク回避戦略の3点目は、技術開発を自国の国家安全保障の都合に合わせて勝手気ままに使いまわさないことです。リスクを関係国できちんと評価をして協調をすること、国際的なアドバイス機関をつくってルールや秩序形成ができる方向に持っていくことが重要です。

破滅リスク回避戦略の4点目です。強調したいのは、私たちの共同研究チームの1人であり、国際基督教大学の毛利勝彦先生が発案された言葉ですが、「削減の国際関係学」の大切さです。拡大路線はプラスで、世界や経済を良くするという考えは横に置き、削減路線こそが今後のプラスを生むと考える価値観にシフトをする、「削減の国際関係学」を定着させていく提案です。例えば、核装備や核の予算、さらに核リスクを減らす国際関係を進めていけば、安全保障にもプラスなうえ、大いにお金を節約できます。SDGsを貫徹する国際関係を進めていけば環境負荷や経済的・社会的格差を減らせます。その両方をすれば、核で節約したお金をSDGsに回せます。

そうした好循環を生み出せば、緊張感が緩み、SDGsへの協力も高まることで相乗効果も高まり、持続可能な平和を制度化できます。核リスクの極小化とSDGs達成の両方にとって、プラスサムゲームになるような国際関係を実践していくべきだと、われわれは提起をしました。現在のSDGsは、核や核軍縮については触れていません。それをあえて関連付け、ポストSDGsの開発目標に核兵器のことを明確に書くことで、核軍縮も同時に進められます。我々が

研究をした内容の説明は以上です。

討論：前田幸男教授（創価大学法学部）

今回、私も『第三の核時代』から多くのことを学ばせていただきました。私自身は核問題の専門家ではないのですが、批判的安全保障論の研究をしている者として、お話しさせていただきます。

吉田先生がふれられた「削減の国際関係学」は、21世紀版の平和の配当ということではないかと思ひ、SDGsと核をどのようにつなげるのかを考えさせられました。吉田先生の議論は、いわゆるリスク論とは異なる多面的なものであり、いかに核抑止論が非現実的であるかについて、論点を漏らさず、包括的に議論をしている印象を持ちました。一つ一つが納得できる論理展開であったかと思ひます。その上で、市民政治や安全保障観に関して伺いたいと思ひます。

『第三の核時代』第3章では、今後の日本の在り方について、北東アジアの安定化を図る外交安全保障政策と近隣諸国との歴史問題の対応など、外交・安全保障政策面での多角的な努力、国内政治上の決意や決断が必要になることは間違いないだろうと述べられています。その中で、とりわけ何に力を入れていくべきなのか、具体的な構想等があればお教えください。

これに関連して、日本の政治家と日本国民の意識の点に問題意識を持っています。1点目は、核の傘の依存度を高めることが、日本の利権構造上、有利に働く政治家が中枢にいるのではないかという認識を持っています。それは核の傘の依存とコインの裏表のようなものだと思ひています。このような権利構造の転換が必要ではないかと思ひますが、そのための戦略的な構想をどのように立てたらいいのか、何か指針になるようなことがあれば教えていただきたいと思ひます。

3.11はたいへんな出来事で、日本人の被ばくについての意識を非常に高めました。しかしながら、核兵器と原子力発電の接点についての認識は見過ごされているように思ひます。使用済み核燃料と原子爆弾は分けられないことは、

吉岡斉先生も『原子力の社会史』等で指摘されてきましたが、日本国民自体は基本的にそのことを問いません。さらに経済界には、2050年にカーボンゼロを掲げるなかで、原子力発電を進めようとする動きもあり、こうしたことが核の傘へ依存する、国内的なエネルギーの問題とつながっている気がしています。国民の無関心や問題への自覚のなさに対して、どのようにアプローチをしていけばいいのかを市民政治的な観点で考えていかざるを得ないという問題意識があります。この点に関して、何かヒントをいただければ幸いです。

次に、国家の安全保障と人間の安全保障をめぐる議論についてです。『第三の核時代』の基本的なモチーフとしては、国家の安全保障ではなく、人間の安全保障の議論が必要になっているという点にありました。英語で言えば、State first humanity secondではなく、Humanity first state secondのメッセージとして受け取りました。人間間の衝突は、現状維持型のリアリストと現状変革型のリアリストの間にあるのだろうと感じながら読んでいました。国家が人間を守る手段として、核兵器は合理的か非合理的かの議論が二つのリアリストの間でされていることは理解できました。今後、変革型のリアリストがどのような展開をして、現在の核の構造がどのように変わっていくのかにも非常に興味を持ちました。ただ、国家の安全保障か人間の安全保障かの話にとどまってしまうと、国家と人間の間に核兵器があるという理解になってしまうかもしれません。

私は、最近、惑星政治といわれる気候危機や新型コロナウイルス感染症などのノン・ヒューマンのことを研究しているので、その観点から安全保障を問いただす必要があると考えています。人間の安全保障よりは地球の安全保障であり、人類ではなく生類の安全保障が人間の安全保障にとっても国家の安全保障にとっても、プラットフォームとして絶対的に有効だと考えています。これまで核兵器の研究をしている先生方と意見交換をする機会がほとんどなかったので、その辺のこともお聞きしたいです。

近年、人類学等には限界が見えてきて、「生類学」に変わっていくべきであるという議論をしている研究者がはじめています。こうした議論とも繋がりがながら、人間以外の存在の安全保障をどのように確保するかについての議論が高

まっています。核兵器禁止条約の枠組みの中に、地球の自己調整機能を妨げないようにするための新しい安全保障の枠組みが必要ではないかという素朴な疑問を抱いています。核の冬の議論以降、人間以外の存在についての脅威の議論が後退している気がします。核の危機とは何かについて、人間の生存基盤である生態系等との関係で議論を編み直さなければならないかもしれません。

吉田先生も SDGs に核のことが入っていないと指摘をしていたように、私も SDGs の中心に生物多様性の話が入っていない印象を持っています。核が落ちると、地球の水や大気、土、生物多様性の四つの層がどのように破壊をされるのか、つまり「地球がハビタブルであるための諸条件」についての議論が世界の共通認識として進まない限り、人間か国家かの安全保障間の綱引きはもう一步、深まらない気がしています。

日本の政治家をどうするかの話ですが、残念ながら選挙サイクルで選ばれる指導者は、有権者中心の公約にせざるを得ません。その辺りも含めて、中長期的には教育や価値観の転換が必要になると考えていますが、戦略的にどうするかは分からない部分もあるので、現在の日本政治に対して考えていることもお聞きしたいです。

最後に、地球的安全保障についてです。中村桂子先生が条約における「すべての人類の安全保障」観について言及されていますが、さらに「全ての存在にとっての安全保障」へと思考を進めると、人間がいないほうが地球的にはヘルスかもしれないという潜在的な緊張感がある気がします。毛利勝彦先生は、海をきれいにすることと核戦争の関係についてふれられています。海洋法条約で海は人類の共同財産になっていますが、所有権の設定は人間が勝手にしていることであって、地球からすると勝手にやられているという見方もできます。地球は人間の言語では語らないので、人間が勝手に所有権を設定しているというわけです。この部分をどのように考えるのが論点としてあるでしょう。遠藤誠治先生は「共通の安全保障」と言われていますが、その共通は誰がパートナーになるのでしょうか。ノンヒューマンもパートナーになる「共通の安全保障」はどうすれば可能になるのか、さらに踏み込んで考えてみたいと思いました。

コメント：黒澤満・大阪大学名誉教授

本日の発表では、人間の安全保障の中でパンデミックの話が出てきました。『第三の核時代』の前書きでもふれられています。これは日本人として難しい問題ですが、日本語では安全保障と安全の区別が不明確です。国際的には安全保障と安全は全く違う概念です。メルクマールが何かということにはさまざまな意見があります。国際連合憲章のセキュリティーは、安全保障理事会では「安全保障」に対応をしますが、主目的は国際の平和と安全の維持だと言っています。

一般的な定義としては、安全保障と安全はどちらも脅威のない状態を指すわけですが、インテンショナル (intentional) な脅威かアンインテンショナル (unintentional) な脅威かで区別をします。安全保障の問題は、人間がどうにかすれば止められますが、アンインテンショナルな脅威は止められません。例えば、ニュークリア・セキュリティー (Nuclear Security) やニュークリア・セーフティー (Nuclear Safety) です。ニュークリア・セキュリティーは、核兵器が使用されたり、原子力発電所が攻撃されたりすることへの備えです。

台風や津波は人間が止められない脅威ですが、これになるべく耐えられるようにすること、これはセーフティーの問題です。その大きな違いがあります。パンデミックは、人間が抑えられないものです。セキュリティーの問題ではなく、セーフティーの問題です。自動車の事故等は、防ぐためにできることがあります。パンデミックは自然発生的なものなので止められません。そこで人間の安全保障だと言われると、安全と安全保障の違いが少し無視されている気がします。

2点目は、安全保障の概念が拡大されている印象を受けました。安全保障とは、基本的には国家の軍事的な安全保障です。それが垂直的には、国際的な安全保障、世界の安全保障、グローバルな安全保障があり、その下に人間の安全保障があります。

レーガンとゴルバチョフの軍縮と安全保障は、対立をするのではなく、補強をするものと吉田さんは言っていました。吉田さんは、軍縮と安全保障の関

係をどのように考えているのでしょうか。レーガンとゴルバチョフの時代の話なのか、現在の核兵器禁止条約ができたときの話でしょうか。

最後は、バイデンになって、これからノー・ファースト・ユース [No first use：核先制不使用] の話が始まります。日本は、これまでクリントンのときもオバマのときも核先制不使用方針に反対をしているので、反対の可能性が高いですが、これを克服するにはどうしたらいいのでしょうか。もし何かアイデアがあれば教えてください。

討論への応答：吉田文彦教授

非常に重要な御指摘、たいへんにありがとうございました。

初めに、日本の外交についてお話ししたいと思います。北東アジアにおける核の傘の未来や代替策についてどうするのか。歴史問題や領土問題も含めてきちんと整理をしなければ、将来ビジョンをなかなか描けません。日本が抱えてきた戦後の問題がマイナス要因になっていることは間違いありません。どちらがいいか悪いかの議論もありますが、日本も相手国もそこばかりにこだわらず、この地域にとって、お互いに21世紀をどのように生きていくのかという大所高所から考える視点を持たなければ、過去が未来を壊す不幸な時代になってしまいかねません。北東アジアはナショナリズムが強いです。特に現在、強くなっているので、これをどうするのかは共通の課題です。お互いに考えなければならぬし、欧州やアメリカも加わって、緩和措置を一緒に考えていく試みも重要です。

日本にとって大事なのはなぜ核に依存するのかを考えることです。脅威対策なのか、日米同盟強化のための同盟管理の手段なのか。こうしたことをめぐる議論は錯綜しており、整理しなければなりません。先ほど黒澤先生が言ったように、ノー・ファースト・ユース宣言に対して、日本政府は反対をしています。核の傘をあまりにも強調すると、アメリカ側も困ってしまうところがあります。アメリカ政府関係者の中にも、ノー・ファースト・ユースはアメリカにとっても日本にとってプラスだと捉えている人が、重要なポストについてきま

した。ただ、日本からファースト・ユースを頼むと言われる側のアメリカからすると、核使用のケースを増やすことにもつながるわけですから、「はい、わかりました」と簡単に言えるかということ、それほど単純な話でもありません。

核に頼れば頼るほど同盟が強化されるというような考え方もあり、ある意味で核同盟ともいわれる日米関係ですが、このままでは日米間で距離が生まれる心配も起きているのが現実です。核兵器の役割とその限界やリスクについて、もう少しリアルに見つめるべきです。

日本の場合は、自民党の長期政権が続いていますが、アメリカは頻繁に変わります。共和党の対日同盟政策は、トランプさんを機に変わりました。現在、安全保障を重要視し、日米同盟を重視しているのはむしろ民主党だといわれています。その民主党政権が事実上、ノー・ファースト・ユースを後押ししていることの意味をよく考え、政府、国民、メディア、学界の間人も発想を変える必要があると思います。そこは日本の核意識にも関わる部分です。

核兵器禁止条約と核軍縮の関連は、まだ少し接点が結べておらず、両者の間には距離はあります。先ほどの北東アジアの未来と日本で言えば、ポスト新START条約は、北東アジアの安全保障と日本の安全保障に直結してくる問題です。日米における核の傘の中身や、周辺諸国に対して日本が持っている脅威感なども含めて、新しい軍縮のシステムに日本がどのように関わるのか、どのような安全保障観で入っていくのかについての議論をもっとしなければなりません。これまでのように核保有国に軍縮を頑張ってくださいと言っているだけでは済まない時代です。

後半は、安全保障観に関するコメントが多かったですが、地球の安全保障や人類の安全保障、惑星的安全保障の必要性については『第三の核時代』の毛利さんの部分[第13章 SDGsにおける核軍縮の新たな位置づけ]でふれています。長崎大学の話をすると、プラネタリーヘルスを教育と研究の基本に置いています。これは、地球上の自然環境の中に生きているものや存在するシステムと、人類、人間の活動との関係の調和、接点をどうするかという視点で取り組んでいるもので、基本的視点は同じだと思います。今後、その角度からの研究が進むことは間違いありません。その中に核問題もあると言えます。人道的結

末の評価は、核兵器禁止条約を成立させる強力な動力になりました。核兵器禁止条約の前文には人間のことだけではなく、環境面のことも多く書かれており、言葉遣いは違っても底辺にあるものは同じと言えます。

安全保障の概念は拡大しています。それと同時に、ある意味で拡散しています。スコープの広い安全保障観は、広いが故に、具体的な手段も含めて絞り切れない面があります。セキュリティーの考え方の拡大、拡散、多様化は、整理がつかないまま進む面もあります。多様化した安全保障観の間である種のコンペティションが進んでいるのかもしれませんが、これまでコアだった軍事安全保障との関係をどうするのかを考えなければなりません。軍事安全保障を相対化することは間違いありませんが、少なくとも当面は、そこに取って代わるものでないことははっきりしています。その相互関係のマトリクスをきちんとつくり、その中での資源配分や人的資源、財政的資源、価値観の再構築をすることが必要です。

科学技術は急速に進歩していますが、核も76年前の大進歩でした。それに勝るとも劣らない飛躍的な進歩が現在、起きようとしています。その中で、軍事安全保障はどうなるのか、広い意味での安全保障はどうなるのかについて、全般的に考えなければならない時代に移っています。原子力の位置付けも同様です。それがSDGsにとってどうなのかを大きな文脈で考え直していかなければなりません。エネルギー問題全体の中の電力需給の問題にどう取り組むか、各国の個別対応で予定調和を期待できるような時代は終わったように思えるので、もっと大きな視点で総合的な評価が必要だと考えられます。

本日は、パンデミックやSDGsを例に挙げたので、気候変動の話はあまりしませんが、気候変動も大きな問題です。気候変動に対する問題意識としては、私もかつて地球環境問題を丹念にフォローした経験がありますが、30年前とは問題意識が大きく変わっています。パンデミックもしかりで、問題意識が一気に地球大なものとなりました。他方で、核兵器についての問題意識はどうでしょう。76年間使われていないので、本当の危機がビジブルではない状況が続いています。核のタブーが継続されていることは成功物語ではありますが、皮肉なことに、それが問題意識の低下にもつながっているように見えま

す。気候変動、パンデミックに対する問題意識の高さに比べると、実にギャップが大きいです。

長崎の若者が作った「無関心でいられても、無関係ではいられない」というフレーズがあります。非常にいい言葉です。全てのアクターがステークホルダーです。無関係でいられない以上、無関心でいれば自分が被害者になるリスクが知らないうちに高まってしまうことだってありえます。知らず知らずのうちに意思決定からは遠い片隅に追いやられ、気がついたときにはもう遅いという事態になりかねません。こうした危険性は脅しではなく、前向きな意味を込めて教育をしていく必要があります。

気候変動の防止手段に原子力発電が含まれるべきか否かについては、やがて核をなくし、廃絶をしていくという観点から、原子力発電を広げていくことがプラスか、マイナスかを考えていくことが必要です。NPTは、その点を不問のまま核廃絶を目指していますが、それがNPTの大きな欠点、あるいは弱点だと捉えています。1960年代は、原子力需要が世界を救う夢がありましたが、現在は、必ずしもそうではありません。発展途上国が原子力を次々に導入をしようとしています。ある意味で、かつての夢が再生産がされていわけですが、拡散リスクを高めるだけではなく、核廃絶へのハードルを上げていきかねない状況です。

そのような状況でNPTそのものは変えられなくても、原子力に対する考え方の変化は別の場所でできるはずなので、NPTプラスアルファとして、原子力の在り方を再検討する必要があると考えています。気候変動やその他の問題も念頭に置きながら原子力の位置付けを再検討し、最終的なゴールである核廃絶を目指していくべきです。

本日、出てきた様々な提言でも、核兵器をなくすことはプラスだと捉えられているので、トータルな意味で核エネルギーと人類の関係を見ていく必要があります。核兵器は人間が生んだものなので、人間が処理をしなければなりません。地球は処理をしてくれません。核については、人間対核兵器です。ある意味では、人間対人間とも言えます。その上で、どこまで人類的な視点にたった、大局観のある安全保障観を持てるかです。動物は解決をしてくれません

し、地球という抽象的な存在も解決してくれません。人間の問題です。私からのレスポンスは以上です。

(了)

特 集

核兵器禁止条約と「ヒロシマ」

広島大学平和センター センター長 川 野 徳 幸

今回の連続セミナーでお話しする機会をいただき、ありがとうございます。第1回目の高原孝生先生は、核兵器禁止条約発効の意義について話をされました。第2回目の吉田文彦先生は、核兵器禁止条約に至る経緯の概要をお話しいただいたと理解しています。きょうは第3回目になりますが、私からは、「ヒロシマ」という視点で皆さまにお話ししたいと思います。

「ヒロシマ」はこれまで何をしてきて、今後、何をしていくのか。「ヒロシマ」はなぜ核兵器禁止条約を支持するのか、なぜ核なき世界を標榜してきたのか、あるいは標榜するのか、そもそも「ヒロシマ」とは何なのか、さらには「ヒロシマ」の平和とは何なのか、「ヒロシマ」の平和、そして被爆者の平和とは何なのかについてお話し、「ヒロシマ」の平和の基盤となった被爆体験とは何かという話をします。

私の学問的なバックグラウンドはかなり複雑で、もともとは社会学から出発し、それ以降に広島大学の原爆放射線医科学研究所（原医研）に助手で採用され、原爆被ばく研究を看板としています。原爆、あるいは被ばくの被害を理解するためには、医科学的な知見が不可欠だということで、大学院医歯薬学総合研究科に再入学しました。その期間も合わせ、原医研に8年ほど在籍しました。社会医学的な視点、あるいは疫学的な視点、あるいは社会学的な視点から、原爆の被害や、セミパラチンスク、チェルノブイリの被害の研究をしています。

今回の連続セミナーでは「核兵器禁止条約締約国会議に向けての課題」とい

う副題を設けられていますが、それは取りも直さず「ヒロシマ」の課題であり、当然、「ナガサキ」の課題であり、さらには日本の課題という大きなものになると思います。我々はそれにどのように対峙していくのか、何をしていくのか、そして最後に「ヒロシマ」の課題という視点で話したいと思います。

ご承知のように、2020年10月24日に核兵器禁止条約の批准国が50カ国となり、2021年1月22日に発効を迎えました。広島では2020年10月25日に核兵器禁止条約の成立を祝うさまざまなイベントがありました。10月25日は奇しくも原爆の子の像のモデルとなった佐々木禎子さんの命日ということもあり、「ヒロシマ」では大きな盛り上がりを見せました。

核兵器禁止条約は、2017年7月に国連加盟国の6割を超える122カ国の賛成により採択されました。条約採択を大きく推進した「核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN)」がこの年のノーベル平和賞を受賞しています。そこで被爆者を代表し、カナダ在住のサーロー節子さんが演説されたのは、記憶に新しいところだと思います。

「ヒロシマ」とは何か

「ヒロシマ」は核兵器禁止条約を強く支持をしています。その「ヒロシマ」とは何なのかというところから、きょうの話を始めたいと思います。広島は戦前は軍都でした。であると同時に教育に力を注いでいた都市でもあります。広島の呼称は、旧字体の「廣島」から新字体の「広島」になり、片仮名の「ヒロシマ」になります。最近は、英語のつづりの“Hiroshima”を使っている場合も多いようです。

この片仮名の「ヒロシマ」はいつ生まれたのか。1946年、有名な原爆詩人である峠三吉が「ヒロシマ」という単語を使ったり、平和運動家でもある牧師の谷本清が「ヒロシマ」という単語を使ったり、あるいはジョン・ハーシーが「ニューヨーカー」で「Hiroshima」を発行し、その翻訳版が「ヒロシマ」でした。そのような形で、「ヒロシマ」が徐々に広がりを見せていきました。市民の間で「ヒロシマ」が共有されるようになったのは、やはり平和宣言からだ

と考えます。平和宣言では、1969年に「ヒロシマ」を初めて使っています。

この「ヒロシマ」表記誕生のプロセスをまとめると、このようになると思います。日本国内で諸外国からの支援、平和運動を紹介する際に、「ヒロシマ」という表記を多用する傾向がありました。そのようなことが、片仮名の「ヒロシマ」を使うようになった、一つの大きな契機だと言えると思います。

1969年の平和宣言の中で、「ヒロシマ」を初めて使ったのは山田市長ですが、「この地球上に『ヒロシマ』を繰り返さない」という使い方をしました。ここでの「ヒロシマ」は取りも直さず原爆被害を表しています。同時に平和宣言では、「ヒロシマの心」という使い方をされています。「ヒロシマの心」は何かというと、核兵器廃絶、戦争放棄の訴え、世界平和の希求という意味を成しています。特に1970年代には平和宣言の中で「ヒロシマの心」という単語がよく使われましたが、その内実としてはこのようなことが言えます。

私のゼミにいた学生が、修士論文以降、ずっと取り組んでいたテーマです。平和宣言で使われている単語を統計学的に分析してみると、核廃絶の担い手という意味での「ヒロシマ」という使い方もされるし、あるいは原爆被害そのもの、あるいは核廃絶、戦争放棄という意味合いで「ヒロシマ」が使われています。

これをまとめると、このようなことになります。平和の実質、内容としては核兵器の廃絶、戦争の不在で、これらを象徴的に表すのが「ヒロシマ」です。ご承知のように、平和宣言では被爆者援護が必ず触れられています。核廃絶と援護の拡充・拡大、国家補償とが被爆者の平和運動の両輪とも言われています。さらには、平和を推進する「ヒロシマ」でありたいということも、先ほどの分析からは分かります。

広島での平和観と被爆者の平和観を比べてみると、かなりの部分が重複することが分かっています。それはある意味では自明で、濱井信三市長（在任：1947-1955、1959-1967）や荒木武市長（在任：1975-1991）は自身も被爆者であり、それ以降の市長は原爆体験を平和宣言の中に積極的に取り入れています。平岡敬市長（在任：1991-1999）も、原爆被爆者の思いは宣言の中に取り入れるように心掛けたと言っています。現在の松井一實市長も同様です。実は

私自身が平和宣言の懇談会の委員でもあるので、どのような議論をしているかというのは詳しく話せませんが、このような傾向は今後も変わらないと思います。つまり広島のパラ観、被爆者のパラ観とは何かというと、この「ヒロシマ」を基盤にしていると指摘できると思います。

被爆者のパラ観

続いて、2005年4月に朝日新聞社、広島大学、長崎大学が共同で実施した被爆60年アンケート調査のデータを基に分析した被爆者のパラ観について紹介します。被爆者を対象とした調査は、継続的に行われてきました。最初の大掛かりな調査として、1965年に旧厚生省が調査をしています。日本原水爆被害者団体協議会による調査も行われており、さらに2005年頃から新聞社が大規模調査を始めました。

この2005年の調査は約4万人を対象に実施され、アンケート回答者総数は約1万3000人、証言を書いた回答者は約6700人です。

被爆60年アンケート調査の自由記述式の回答の中での単語の出現頻度をわかり、これをクラスター分析で分類化すると大きな4つのグループが形成されます。2つは身内に関する被爆体験や自身の被爆体験、あるいは思いに関わるメッセージの部分ですが、1番の枠には、平和や核、核兵器、絶対、世界という単語が集約しています。これをまとめると、核、核兵器のない世界、世界平和を希求することが明らかになります。周辺的な部分もたくさんありますが、被爆者のパラ観の核心的な部分に「核なき世界」があることが統計学的にも言えると思います。

核心部分が核なき世界であることは間違いありませんが、それ以外の周辺部分はどこまで広がっていくのか。当然、恨み、つらみなど、核なき世界以外のさまざまな思いもあるわけで、それについては後ほど、触れたいと思います。

被爆者の認識構造、あるいは被爆者像を先ほど示した多次元尺度法で見ると、原爆体験というグループがあり、「思い」の部分があります。「思い」の部分の核心的な部分は、核廃絶による世界の平和であると指摘できると思いま

す。

少し注意しなければいけないのは、我々がこのようなアンケート調査をするとき、自治体あるいは厚生労働省が管轄している全被爆者のデータの住所から全員に送付をし、アンケートを回収しているわけではないということです。その点をご承知おきください。被爆者団体、特に日本原水爆被害者団体協議会に関わっている人を対象に主に行っています。

こうした分析から被爆者像を考えると、女性の方が肉親にまつわる被爆体験により重点を置く傾向があること、男性の方が核兵器廃絶による平和を志向する傾向が強いことがわかってきました。また、メッセージや思いから分析すると、よくいわれている「怒りの広島」や「祈りの長崎」という傾向は認められないなど、いろいろなことが分かりました。

「ヒロシマ」を形成した、あるいは「ヒロシマ」という思想の基盤にある被爆体験をどのようにとらえればよいのでしょうか。被爆体験というと、「ヒロシマ」、「ナガサキ」の場合はいくつかに分けられます。まずはあの日のこと、そしてその後のことと、大きく分けるとその二つになります。もう一つ、われわれが検証していかなければならないことの一つに、被爆者がこれまでどのようなことを思ってきたのか、どのようなことを願っているのかということも含めて、被爆体験と考えた方がいいと私自身は考えています。

被爆者には複雑な思いがあり、投下に対する恨みやつらみも当然あります。あるいは、原爆投下に対する責任論も当然考えています。結論的に言えば、このような感情と共存をしながら、あるいはそれを乗り越え、あるいはそれを押し殺してということかもしれませんが、核なき世界を目指すという大きなフラッグを立てたのが被爆者であると私は考えています。

原爆体験とは何か、被爆体験とは何か、言葉を換えれば原爆被害とは何か、被爆被害とは何かということですが、あの日から現在まで継続する原爆、被爆による身体的、精神的、社会的被害の総称であると私は考えています。

原爆被害について

医科学的なことも分からなければ原爆被害の全体像は見えてきません。それが、私が医歯薬学総合研究科に入り直した最大の理由です。原爆被害は、「いのち」、「くらし」、「こころ」という各領域の被害と相互に深く関連し合っています。

1945年8月6日の広島、9日の長崎から、1945年の末までを医学的には3期に分けています。第1期では、最初の2週間を急性症状、第2期での亜急性症状、合併症状と呼んでいます。それを乗り越えられた方々は、第3期の回復症状に向かいます。

第1期の症状としては、爆発時の熱傷や爆風による障害、放射線による放射能障害が起き、その結果、悪心、嘔吐、倦怠感、発熱、下痢などを発症します。被爆後30分ないし3時間で嘔吐が始まるという症状が見られます。第2期の亜急性症状では、放射線の影響と考えられる脱毛等が発症します。脱毛というのは恐らく正しい表現ではなく、毛根が根っこから折れてしまうのです。なぜ脱毛が起るかというと、毛根は非常に入れ替わりが激しい細胞なので、放射線の感受性が高いからです。入れ替わりが激しい細胞、若い細胞は放射線の感受性が非常に高いのです。小児の場合は非常に細胞が活性化しているので、成人よりも3倍、4倍、放射線の影響を受けやすいというのも、これと関わりがあります。

第3期を迎えると、回復症状になります。1945年12月末までを第3期と呼びますが、第4期は何かというと、放射線由来のさまざまな疾患が発症します。例えば、いわゆる固形がんといわれている、さまざまな部位にできるがんです。あるいは、血液のがんといわれている白血病等の疾患を起こすリスクが高まります。このようなものを総称して、原爆後障害と呼んでいます。

原爆後障害の特徴としては、一言で言うと、晩発性の放射線障害と言えます。昭和21年（1946年）1月以降の放射線に起因する、放射線が何らかの影響を与えているだろうさまざまな疾患を総称して原爆症といい、それらの発症の可能性を高めるのが後障害の特徴だと言えます。

被ばくの影響はその放射線量によって異なるわけですが、高線量、中線量、低線量の目安は研究者で見解が異なります。広島でいえば、1.2～1.3キロメートルで1シーベルトぐらいの被ばくをすると、その後にある一定の潜伏期を経て、がんが発症するリスクが高まります。例えば、白血病の場合、がん死亡の推定相対危険度が4.92になります。低線量の場合でも繰り返し被ばくすることにより、ある期間を経て影響が出るかもしれません。私がフィールドワークをしているカザフスタンのセミパラチンスクでは、既にそういった研究成果が出ていますし、今後福島などでそのようなことが起こり得るかもしれません。この辺りは、非常に長いスパンで観察をしていく必要があると思います。

放射線はDNAに傷を付け、後障害としてがんを誘発することがあります。人間の染色体は46本あり、この染色体の中にはDNAと核タンパクが複合的に二重らせん構造になっています。この二重らせん構造の2本を切ることを二本鎖切断といいます。二本鎖切断の方が、よりシビアであることは間違いなく、がん化する可能性が高まります。2本を切ってしまう、例えば別の染色体とくっついてしまうことを転座といいます。二重らせん構造の1本だけ切ってしまうものを一本鎖切断といいます。いずれにせよ、修復したり、修復しなかったりします。修復しない場合は、がん化するリスクがより高まります。

二本鎖切断された染色体がそれぞれ間違った修復をしてしまうこと、これを染色体の転座といっていますが、比較的、高線量でこのようなことが起こるだろうとされています。

つまり被ばく者の場合、染色体が放射線により切られ、間違った修復をしてしまい、それが余計なタンパク質を出したり、あるいはタンパク質の欠損を生じたりして、がん化するリスクを高めてしまいます。

これを福島にそのまま当てはめられるかというとなかなか難しいです。高線量の実態というのは、広島、長崎の被爆者のさまざまな疫学データから理解されていますが、ある一定の低線量からはデータを持っていません。ごく単純に考えれば、線量とがんの発生リスクの相関というのは、例えば100ミリシーベルト、200ミリシーベルト以上は分かっていますが、それより下になるとよく分かっていません。それはデータがないからです。もしかすると、ある一定の

線量以下は人体に影響を与えないという説もあります。その辺りの低線量に関して非常に判断が難しいというのも線量に関わる科学の限界でもあると言えると思います。

原爆による身体障害ということで、後障害としてはケロイドや、いわゆる原爆白内障、あるいは小頭症があります。小頭症は、妊娠8から15週齢の体内被ばくをした子どもに発生するリスクが高いといわれています。小頭症の方は現在、10名ぐらいだと私は理解していますが、そのような疾患もあります。あるいは染色体の異常、がん等があります。

こうした医科学的側面だけではなく、心の問題も深刻です。2005年の朝日新聞社の調査では、夢で見る可能性があるかという質問があり、5割以上がよくある、時々あると回答しています。日常生活の中で思い出すかという質問では、4分の3ぐらいがよくある、時々あると回答しています。思い出させるものはさまざまありますが、カメラのフラッシュ、祭りの人波、あるいは2004年12月末に起こったスマトラ島沖地震の津波の跡などの風景や、キュウリの輪切りを見ると原爆を思い出し、フラッシュバックするという証言もありました。

被爆者が被爆体験を語るとき、まず、あの日から始まります。あの日は何かという、彼らが目にした地獄のような光景です。被爆証言等でも地獄という単語を非常に多用しています。1985年の日本原水爆被害者団体協議会の調査では、1,383人が地獄という言葉であの日を表現していました。

2015年の読売新聞社のアンケートでは、思い出すかという質問に対して、朝日新聞調査から10年たってもあまり変わらず、7割以上がやはり思い出すという結果が出ています。同時に健康不安も抱えていて、90パーセント以上の人が何らかの健康不安を感じています。また出産、子や孫の健康に不安を感じることがあるかという質問に関しては、約58パーセントが感じると回答しています。放射線影響研究所が2世の疫学調査を始めていますが、現在のところ、被爆2世と非被爆2世との間に優位ながんの発症など統計学的な差はないという見解です。しかし、被爆者はそう考えていないということです。

同時に、差別の問題もあります。2005年の朝日新聞社の調査では、約2割の方が何らかの差別を受けたことがあると回答しています。その中で一番多いの

は結婚差別です。その時代背景として、2005年なので今から15年以上も前の調査ですが、この年齢層が多いわけです。それは当然で、被爆時が0歳から14歳なので、結婚適齢期を迎えるのが1950年頃になります。ご承知の方も多いと思いますが、1950年代は第五福竜丸の事件があり、あるいは占領期が終わり、原爆報道が始まっていくわけですが、そのようなものと相まって、結婚差別を助長した可能性もあると考えています。

これをまとめると、被害の特徴としては、放射線被ばくによるがんの発生リスクを負い続け、同時に健康不安があるということになります。そのようなものは視覚では捉えられないというのが、被ばく被害の最大の特徴です。また、差別の問題もあります。医科学的な側面、社会学的な側面、あるいは精神医学的な側面が非常に複雑に絡み合っていることが原爆被害の特徴であると思います。

3つ目の思い、願いについてですが、たいへんに複雑な思いがあるということをお話ししました。投下したアメリカへの憎しみが、今でも恨んでいる人は少なくありません。また責任論にしても、両政府にある、アメリカのみにある、日本のみにあると被爆者の受け止め方は多様です。そうしたことをかえながら、被爆者は核なき世界の切望を持っているということだと思います。

被爆体験の継承

長年の平和運動が一つの形として、世界の社会規範となり、核兵器禁止条約として実を結びました。「ヒロシマ」、「ナガサキ」の被爆体験が国際社会にある意味では共有されたということであると思います。しかしながら、被爆者の思いが「日本人」にどこまで共有されているのかは、大きな問いとして自分自身にあります。

「ヒロシマ」の平和に関しては、二つの大きな課題があると思います。一つ目は被爆体験の継承の取り組みです。二つ目が今日のテーマである核兵器禁止条約にどのように向き合うのかということだと思います。継承の問題については、1980年代の中頃から頻繁に議論されるようになりました。例えば平成24年

から、広島市は被爆体験の伝承者養成事業を開始していますし、教育の現場では、例えば私が勤務する広島大学では平成23年度から平和科目を設け、全学選択必修化という、取り組みをはじめました。それ以外にも原爆に関わるさまざまな体験を継承する取り組みがあります。

被爆体験には、あの日のこと、その後のこと、そして被爆者の思いと、大きく分けて3つあると思います。それを全て理解し、継承していくのは非常に困難です。恐らく、今日の私たちは、失われていく記憶に抗っている時代にいるのだと思います。伝言ゲームを考えていただくといいですが、伝言を続けていくと違うものが伝わる、あるいは間違ったものが伝わることがあります。私たちは失われるものをいかに最小限に抑えていくのか、その努力をしなければいけないと思います。

被爆者の平均年齢は83歳を超えています。広島と長崎の「原爆資料館」、あるいは両市の原爆死没者追悼平和祈念館が証言などを懸命に集めています。それを、どのように次の世代につないでいくのかが大きな課題です。失うものを最小限にする努力とともに、次の世代へどのようにつないでいくのかが、私自身の大きな課題でもあります。

被爆体験の継承を図式化するとこのようになります。第1世代の被爆者は、伝えて、残します。「その後」のことも伝えて、残します。「その後」のことは、先ほど示したように、医科学的な部分も含めて教育が担うところが大きいと考えています。第2世代は市民社会、行政、教育が協働し、取り組んでいきます。これは二つに分けられ、個人、そして市民社会です。この二つは、原爆被害を正しく理解し、そして被爆者の思いを理解します。これが協働することにより、また次の世代につないでいく。これが重要だと思っています。

核兵器禁止条約の理想と現実

次に、核兵器禁止条約の理想と現実について考えたいと思います。圧倒的大多数の被爆者が核なき世界の実現を切望していることは、どの調査をしても明らかです。同時に、被爆者の4割以上が、核の傘にある日本政府の立場を許容

し、あるいは諦めています。そこに大きなジレンマがあるのだと思います。

昨年から実施している学生アンケートでは、多くが抑止論は機能すると回答しています。その一方で、7割以上の国民が核兵器禁止条約も支持しています。核なき世界という理想は国際法の視点でいえば正義ということになるかもしれませんが。それと現実との間には大きな乖離があり、この矛盾をどのように乗り越え、克服していくのかということが、私たち、特に「ヒロシマ」あるいは「ナガサキ」の大きな課題だと考えています。

アンケート調査などから見えてくるのは、核廃絶を願い、核の傘は被爆国としてふさわしくないし、不満ではあるけれどもやむを得ないとする人も多いということです。また、2020年7月の学生アンケート調査では、約4割の学生が核兵器禁止条約を知らないと回答しています。私はこれが一番の問題だと思います。まずはしっかり理解してもらうことが必要ですし、私たちも教育の場で、知ってもらう、学習してもらう場をしっかり確保すべきなのだと思います。

アンケートでは、「核のない世界をめざす」といいながら核兵器禁止条約に批准していない日本の対応は矛盾していると答え、核兵器禁止条約に期待している、核兵器をなくすべきだと回答する人が圧倒的に多いことを示しています。ところが抑止論について尋ねると、抑止は効いていると答え、今後核兵器は使われる可能性があるかと聞かれれば、あると答える人も多い。この日本人の意識をどうとらえるべきなのか、しっかりと検討すべきであると思います。

核兵器禁止条約発効後の次なるステージについては様々な議論があると思います。核保有国が参加しない核兵器禁止条約では核軍縮への有効性は期待できないとするのが日本政府の見解です。これに対して、条約に加盟するのであれば核の傘に依存することは道義的に矛盾しているから、核なき日米安全保障体制へと変容していくべきであるという見解もあります。また、オブザーバー参加をした方がいいということや、核兵器禁止条約に入り、署名してもいいが、自衛力もセットだという議論もあります。核兵器禁止への署名・批准の問題が常に日米安全保障体制、抑止論、自衛力強化とセットで議論され続けるのかということも考え直す必要があるのではないのでしょうか。

被爆体験を国内外に発信していくために、被爆者自身が発信することは可能

ですが、被爆者は83歳を超えています。被爆体験の継承の在り方、そして継承したものを次の世代にどのようにつないでいくのか、国内外で被爆体験が共有されているのか、していないのか。さらに共有されることによって、足元の日本国を動かすことも可能になるかもしれません。

「被爆地が被爆国を動かす」と中国新聞社のある記者が言いましたが、そのような作業をしなくてはいけないし、努力をしなくてははいけません。さらには、広島市が平和文化という視点でよく議論していますが、平和の担い手としての市民社会を形成していくという取り組みもまた重要です。

そして、繰り返しになりますが、日米安全保障体制、核の傘という問題にどのように対峙し、抑止論を乗り越えていくか、「ヒロシマ」、「ナガサキ」の覚悟もさらに問われます。何に対する覚悟か。「ヒロシマ」、「ナガサキ」が意図しない結果、つまり核兵器禁止条約の批准に賛同を得られない世論が形成される可能性を踏まえて議論する覚悟です。それでも核なき世界を標榜し続ける「ヒロシマ」、「ナガサキ」でありたいというのは、研究者というよりは、広島に長く住む一人の人間としての思いでもあります。

討論：中山雅司教授（創価大学法学部）

川野先生から、科学者の立場から、原爆被害の実態を詳細に教えていただきました。また、被爆者へのアンケート調査のデータ等も紹介いただき、大変、勉強になりました。ありがとうございます。今回の連続セミナーのテーマと本日の川野先生のお話を受けての私の問題意識は、SDGs と核兵器禁止条約と「ヒロシマ」の三つをつなぐものは何かということです。

私からは、人類の生存に対する脅威としての核兵器、そして被爆者による核廃絶運動の意義、核問題の本質についての私見を述べたうえで、川野先生へ質問させていただきます。

まず、SDGsの根底にある理念、すなわち「誰一人取り残さない」という理念がSDGsには貫かれていることを確認しておきたいと思います。そして、SDGsは、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現していくという国際目

標であるということです。このSDGsの理念は私も研究をしている、まさに「人間の安全保障」という理念と合致していると考えています。

人間の安全保障は1994年に国連開発計画（UNDP）が発表した報告書の中で提唱された概念です。「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現する」ということで、「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」の2本柱で構成されています。その淵源は、1941年のアメリカのルーズベルト大統領の四つの自由にあり、「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」はその中に既に含まれていました。また、日本国憲法前文にも同様の表現が出てきます。日本国憲法の根底にあるのも人間の安全保障の理念だと言っても過言ではないと考えています。

その人間の安全保障が目標とする価値は、命であり、生活であり、尊厳です。人権の中でも中核的な価値であり、譲れない価値です。これを誰一人取り残さず、享受できる社会をつくっていくことが大切であると考えます。

ここで、人類の生存に対する現在の脅威は何かを考えたいと思います。グローバルイシューはたくさんありますが、その中でも生命や生存、尊厳を脅かす喫緊の課題を三つ挙げるとすれば、まず、新型コロナウイルス感染症をあげられると思います。これはまさに人間の生存そのものを脅かすものといえるでしょう。それから地球温暖化をはじめとした気候変動の問題があります。これも人間の生存そのものに関わります。そしてもう一つが核兵器の問題だと思っています。

『原子力科学者会報』（Bulletin of the Atomic Scientists）に掲載されている終末時計をご存じの方も多いと思いますが、夜中の0時を地球の破滅の時とした場合、現在の世界は破滅から何分前にあるのかということを示す時計です。現在、残り100秒ということで、これは終末時計が表示されて以来、最短の数字です。すなわち、それほど核を巡る状況は厳しいのだとあらためて認識する必要があると思います。

こうした時代に生きる私たちはあらためて「ヒロシマ」に立ち返る必要があると思います。なぜならば、「ヒロシマ」、「ナガサキ」への原爆投下は人類の歴史の中で一線を画する核時代の始まりを告げた事件であったからです。核兵

器は単なる兵器ではなく、種の絶滅を招くという点で、異質な兵器、特別な兵器、究極の殺戮兵器であるという認識が大事だと思います。

川野先生のお話の中で、現在の広島での平和観は被爆者の平和観を基底にしていて、それが「ヒロシマ」という片仮名表記になっていること。「ヒロシマ」という思想の基盤にあるのは被爆体験であること。そして、被爆者のメッセージは核のない平和な世界であること。これらの点が重要だと私は受け止めました。

被害の実相を知り、その痛みを分かちあうことがない限り、いわゆる国家レベルの安全保障論に終始してしまうと思います。核兵器がいかに非人道的であるかを直視しなければならないというメッセージが被爆者、また「ヒロシマ」の意味であると思います。

このような被爆者の思いが人道的アプローチとなり、今回の核兵器禁止条約に結びついていったと言ってよいと思います。2013年から2014年にかけて、核兵器の人道的影響に関する国際会議が開かれ、それを受けて国連で、2017年に核兵器禁止条約が採択されたわけです。すなわち国家レベルあるいは安全保障のレベルではなく、人道の観点からアプローチするという手法が成功したと言ってよいと思います。その源流は、1996年の国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見に見ることができます。この中で、初めてICJが核兵器の威嚇または使用は国際法に一般的に違反すると述べました。国際人道法の中にある核兵器のもつ無差別性、そしてそれがもたらす不必要な苦痛、これは先ほど話のあった、長く続く原爆後障害等を指していますが、これを根拠に違法ということを導き出しました。このような流れの中で、被害者の願いの結晶としての核兵器禁止条約がついに誕生したわけです。

それは条約の前文に、まさに「核兵器の使用の被害者（ヒバクシャ）及び核兵器の実験により影響を受ける者にもたらされる容認しがたい苦しみと害に留意し」という言葉にも表れています。しかし残念ながら、わが国はまだ署名、批准はしていません。

また、被爆者による核廃絶運動はボトムアップと連帯による秩序形成のモデルだと思います。被爆者から市民、NGOを動かし、それらが連帯を図り、国

家を動かして、今回の核兵器禁止条約の締結に至りました。また、ICJの勧告的意見も、法律家や医師などからなるNGOによるいわゆる世界法廷プロジェクトが発端となって問題が国連総会の場に持ち込まれ、ICJを通して勧告的意見として結晶しました。このような新しい形での国際法の形成が見られることも大事だと思います。

そのような意味で、市民社会の役割についても、核兵器禁止条約は前文でこのようにいっています。核廃絶のために、「国際連合、国際赤十字・赤新月運動、その他国際的な及び地域的な機関、非政府機関、宗教指導者、議会の議員、学者並びに被爆者が行っている努力を認識して」という言葉で表現されています。まさに非保有国と市民社会が連携してつくられたのが、今回の核兵器禁止条約だと言ってよいと思います。

交渉会議参加国も被爆者とそれに連帯する市民社会の力なくして、この日を迎えることはできなかったと言っています。また、南アフリカ共和国の代表は、条約に賛成しないことは被爆者の頬を平手でたたくようなものだと言ったそうです。これは交渉会議に参加した人から直接聞いた言葉です。

核兵器禁止条約を巡る、交渉に参加した124カ国と参加しなかった核保有国及びその傘の下にある国々（その中に日本も入りますが）という対立は、抑止論や国家の安全保障にこだわる価値観に立つか、人権や人道、そして人間の安全保障という価値観に立つかという構図として描けるのではないかと考えています。すなわち、交渉会議に参加した非保有国は核兵器禁止条約をまずは成立させるべきであるというのに対し、保有国および核の傘の国は、ステップ・バイ・ステップ・アプローチということで、拙速に進めることは逆効果であると主張するわけです。

私は核兵器禁止条約とステップ・バイ・ステップ・アプローチは決して矛盾しないと思います。なぜならば、最終目標は廃絶だとしても、そのためには当然、ステップ・バイ・ステップで進めていくしかないわけです。また、核保有国などは核兵器禁止条約とNPTは両立しないと批判しますが、決してそうではないと思います。なぜなら、NPTも究極的には核のない世界を目指すものであるからです。しかし、保有国がNPT条約第6条に規定された核軍縮義務

を十分に果たしていない現状への不満から核兵器禁止条約ができたわけです。したがって、核をめぐる双方の立場の違いは、核兵器の違法性を明確に示すか否か、そして、いつまでに廃絶するのかという明確なゴールを示すか、示さないかという点での違いであるとも言えると思います。

核兵器禁止条約はようやくスタート地点に立った段階ですが、条約によって核の違法性が示されたことで、核兵器は悪であるという烙印を押す大きなツールになる可能性があります。その意味では、投資家が核関連企業への投資について控えたり、金融機関などがそのような企業への融資から手を引くという動きにもつながる可能性があると思います。

核問題の本質とは何か。このことについて、創価教育創始者の一人である戸田城聖先生によるいわゆる「原水爆禁止宣言」から考えたいと思います。

戸田先生は、「私はその奥に隠されているところの爪をもぎ取りたい」、「いざこの国であろうと、それが勝っても負けても、それを使用したものは、ことごとく死刑にすべきである」、「われわれ世界の民衆は、生存の権利をもっております」と述べられました。

この宣言から以下のメッセージを読み取ることができると思います。第一に、核兵器は必要悪ではなく、絶対悪であるという思想です。第二に、核のない平和な世界に生きるとは人権であり、人間の権利であるということ、すなわち、人権としての平和、あるいは平和的生存権の思想です。第三に、核問題の本質は人間の中にあるという重要なメッセージです。すなわち、人間が造ったものであるということは、逆に、人間によって廃絶もできるというメッセージでもあります。

最初に示した感染症や気候変動は、もちろん人間の営みによってもたらされたとも言えますが、ある意味で自然現象の側面も有しています。しかし、核兵器は明らかに人為的なものであり、近代以降の科学万能主義による弊害の究極が核兵器であるとも言えます。であるがゆえに、人間次第で廃絶も可能であると思います。

最後に、1955年のラッセル・アインシュタイン宣言を引用して、終わりにしたいと思います。「私たちは、人類として、人類に向かって訴える。あなたが

たの人間性を心に止め、そしてその他のことを忘れよ、と。もしそれができるならば、道は新しい楽園へむかってひらけている。もしできないならば、あなたがたのまえには全面的な死の危険が横たわっている」と述べています。この人間性を決して忘れない、これを呼び起こすということが、核のない世界を築く上で重要だと思います。そのような意味では、「ヒロシマ」の歩みには、人間性を忘れるなというラッセル・アインシュタイン宣言の精神が深く息づいていると言ってよいと思います。

さて、以上をふまえて、私から川野先生にお伺いしたいことですが、一つは、被爆者の4割以上が核の傘にある日本政府の立場を許容、あるいは諦めているというデータをどう評価されているのか、そして、核兵器禁止条約の批准を拒む政府の立場と「ヒロシマ」の思いのギャップを埋めていく現実的な対応としてどのようなことが考えられるか、また、「ヒロシマ」、「ナガサキ」の覚悟とはどのようなことか、あらためてお聞きできればと思います。

また、日米安全保障体制を維持した上で核兵器禁止条約に参加することは可能か否か、被爆者の方の高齢化が進む中での被爆体験の継承の在り方、核兵器のない世界を実現するために科学者の果たす役割についてもご教示いただければ幸いです。

コメント・質問への応答：川野徳幸教授

中山先生、たいへん有益なコメント、ありがとうございます。中山先生が指摘された「ヒロシマ」、「ナガサキ」の教訓という視点は非常に重要だと思います。私たちは歴史の中で、さまざまな教訓を得ていますが、「ヒロシマ」、「ナガサキ」は、今後、どのような教訓を残していくのかということを考え、次の世代につないでいく必要があると思います。それはチェルノブイリもそうですし、あるいはセミパラチンスクもそうです。それらから私たちは何を教訓として得るのかということ、私たちは真剣に考えなければいけないといつも思っています。

ギャップを乗り越えていく方法と覚悟の話ですが、「ヒロシマ」、「ナガサキ」

の覚悟とは、例えば、二つしかない選択肢、日本人の大方が「核兵器禁止条約に賛成し、核なき世界にも共感し、賛成している」ということと「日米安全保障体制も重視し、核抑止も機能していると考えている」という二極だけで議論し、どちらかの踏み絵を踏むことを求めた場合に、日本人がどのような選択をするのか、正直、分かりません。それでもなお、「ヒロシマ」、「ナガサキ」は核なき世界を訴え続けるのかということです。私個人は、原爆被ばく研究を標榜する研究者としてその被害の実態を学術的に伝えていくことが使命だと思っています。

たくさんのご質問をいただき、ありがとうございます。これだけ質問が出るようなことが今後も続けば、市民社会はある程度は醸成していくと思います。「ヒロシマ」・「ナガサキ」の大きな課題の一つは、「ヒロシマ」・「ナガサキ」が、広島と長崎にとどめられていることです。ICANの川崎哲さんと、東京で「ヒロシマ」・「ナガサキ」はどこまで理解されているのかについてよく話します。広島や長崎では、毎日、新聞やテレビに、何らかの被爆者の話が出てきたり、原爆に関わること、核兵器禁止条約にかかわることが報じられます。ところが、東京ではそうではありません。「ヒロシマ」・「ナガサキ」をいかに共有してもらおうかというのが、「ヒロシマ」の大きな課題です。繰り返しになりますが、「ヒロシマ」・「ナガサキ」が核兵器禁止条約と日米安全保障体制／核の傘という二極で議論を進めて行くと、恐らく「ヒロシマ」・「ナガサキ」が望まないようなことさえもあり得るという覚悟を持つという意味で、私は覚悟と言いました。そのようにならないためにも、被爆体験は広く日本の市民社会に、そして世界の市民社会に共有されるべきだと思います。

特 集

SDGs と核兵器禁止条約：核文明の ディストピアを超えるために周辺から考える

富山大学名誉教授 佐藤 幸男

このたびは、創価大学の平和問題研究所連続セミナーにお招きいただき、ありがとうございます。「SDGs と核兵器禁止条約」という、一見、結び付きがなさそうなことが、周辺から考えるという観点に立つと、実は底辺、周辺部では密接につながっており、その密接な連携が核文明の危機的な状況をつくりだしているという問題提起をしたいと思います。

私の話を最も分かりやすくイメージさせるものを示してみたいと思います。来週から東京オリンピックが開催されることになりましたが、五輪を誘致するにあたって、安倍元総理大臣は、福島核の被害はアンダーコントロールである、だから安全なのだと言いました。では、アンダーコントロールと言われる、福島第一原発の最底辺で働かされている人々、アンダーコントロールのためにさまざまなサイトがつくられ、その核の流出、被ばくにおびえながら、実は働いているのは外国人労働者だということを想像していただければ、核というものの持続不可能性とそこに秘められた人権の問題、人間の生存の危機という問題が、実は日本の福島という周辺部に存在しているというイメージが持てるでしょう。

このようなイマジネーションをもって持続可能な開発とは何かを再考していくことで、克服されるべき課題の一つに核文明の問題が存在し、これまでのような核認識や被ばく認識だけで核禁止条約を結ばばいいということではないということを明らかにしていきたい。核被害というものをもう少し掘り下げて

いくことで、核兵器禁止条約が不可欠な国際法だということを明らかにしていきたいということが、私の話の趣旨であります。

国際社会における開発援助の歴史

SDGs は既によく知られている通り、地球を持続可能なものとするために、2030年までに達成することをめざす17のゴールと169のターゲットであり、国際社会における合意が2015年になされたものです。もちろん、この目標は2015年に国連総会で突然に呼び掛けられたわけではありません。そこで、SDGsに至るまでの国際社会の歩み、過程はどのようなものであったのかということを確認しておきたいと思います。

まず、「持続可能な開発」という言葉ですが、これは非常に対位的な語法です。このままでは持続不可能な、地球環境の悪化、貧困の悪化が起こってしまう、地球が持続可能ではないのだから持続可能なものに転換していく必要があるという認識がこの言葉の中には込められています。

では、そこまで問題を深刻化させてきた理由はどこにあるのでしょうか。冷戦期の国際社会——ここでは国連を中心とする諸国家共同体と定義しておきます——には、貧困・飢餓という国際的な課題がありました。米ソは対立を深める一方で、国連を舞台として米ソも含めた貧困削減の取り組みがなされます。国連が呼び掛けた「国連開発の10年」計画が1960年からスタートして、90年まで第1回、第2回、第3回と実施されてきました。しかし、こうした貧困削減のための援助・支援はあまりうまくいきませんでした。特に、第1次「国連開発の10年」は失敗の10年、あるいは挫折の10年、失われた10年などと言われ、国際社会が取り組みば取り組むほど問題は深刻化し、貧困の削減や格差の是正にはいきつきませんでした。これが大きな問題の出発点の一つになっているということを指摘しておきたいと思います。

「国連開発の10年」は開発や成長によって貧困・不平等・不公正をなくすことが可能だというパラダイムに基づいた取り組みでした。冷戦の時代にあつて、開発援助の世界でも米ソの対立がありました。アメリカはアメリカ型の開

発モデルによって成長が可能であると主張し、社会主義陣営はソ連型の計画経済によって開発していけば貧困を解消できると主張しました。貧困解消、格差解消のための開発援助というよりも、米ソの開発モデル競争と化してしまった側面があります。

ところが、ベトナム戦争敗北以降、国際社会におけるアメリカの影響力が相対的に低下していくとともに、第三世界と呼ばれる途上国が次々に国連へ加盟して発言力を強め、「援助だけでは貧困や格差は是正できない、貿易のシステムを変えなければ途上国にとってまともな競争はできない」という主張をするようになりました。さらに、アメリカおよび西側諸国全体にいわゆる「援助疲れ」が生じてきて、援助よりも自国経済の発展に舵を切った方がよいという議論が台頭していきました。

このような状況の中で米ソ冷戦の終結があったわけですが、それは米ソが同じ競争経済の中で存続することを合意したものととらえることができると思います。レーガン、サッチャー、ドイツのコール、ソ連のゴルバチョフが結託して世界市場をつくりだす。それによって先進国経済を立て直していくという形で、グローバル経済あるいはネオリベラリズムというものが台頭してトランプ大統領の時代にまで継続していくことになります。

このような中で、貧困問題を援助によって解決するという方法を改め、途上国の経済循環を市場経済の競争の中に巻き込もうという戦略が台頭してくることになります。このネオリベラリズムの採用によって、集団として国連の中で力を保っていた第三世界が分裂していきます。第三世界を成長できる国と成長できずに底辺に追いやられていく国へと分裂させていくのがグローバリゼーション、グローバル社会です。

ワシントン・コンセンサスと呼ばれるように、ワシントンにあるアメリカ財務省と世界銀行が主導する形でグローバル経済をつくりだし、先進各国はそこに足並みをそろえていくという形で、グローバル化が進行していきました。国連はニューヨークにありますが、国連という仕組みを使って南の貧困に対処しようとしなくなったのです。

このように、20世紀の後半に「国連開発の10年」で行われた貧困削減策は有

効な成果を上げることがかなわず、南の国の人々の貧困は放置されてきたといえるかもしれません。21世紀を迎えるにあたって、もはや「国連開発の10年」というプランニングは難しいということで新たに生まれた協定がミレニアム開発目標でした。21世紀冒頭までに貧困を半減させる新たな目標に向かっていこうという、先進各国を中心とする国際社会での合意であったわけです。そして、ミレニアム開発目標の達成状況を総括して新たに設定されたのが持続可能な開発目標です。

国家による援助政策によって南の貧困をなくすことは達成不可能だという学習を踏まえて、国家だけではなく、企業や市民等を巻き込んで、いわば地球規模で、北、南の人々が連携しながら、この貧困対策あるいは貧困削減目標というものを設定していこうというところにSDGsの特徴があります。

そのため、SDGsはテレビコマーシャルにも流れるようになり、企業の宣伝にSDGsが使われるようになりました。社会貢献を果たす企業が優良な企業である、利益追求だけの企業は淘汰されていく、そのような流れがあるからこそ、いろいろなところでSDGsという言葉が多用されるようになっていきます。

「持続可能な開発」の陥穽

SDGsでは17のゴールと169のターゲットという多岐にわたる目標が提示されており、これが様々な立場でそれぞれに解釈されているため、SDGsとはこれだという一体的な説明が欠けているように思います。持続可能な開発とはどのようなことか、あらためて考えてみたいと思います。

その手掛かりとして「ドーナツ経済学」を取り上げてみます。ドーナツ型の真ん中が空洞になっていて、周りに気候変動や大気汚染、生物多様性、水不足、あるいは化学物質汚染や化学肥料の投与などの問題が、環境破壊の要因として人間に迫ってきます。そこで社会的な土台をなしている水、食糧、健康、教育、正義、社会的平等、ジェンダー、住居というものの連携を深めていくことによって、持続可能性が出てくるという形で、持続可能な開発モデルというのはドーナツ経済学だという考えが登場してきました。

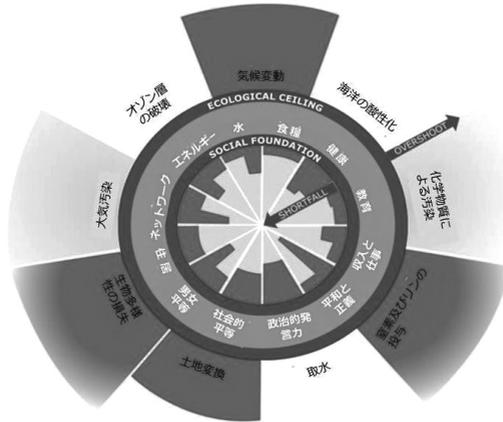
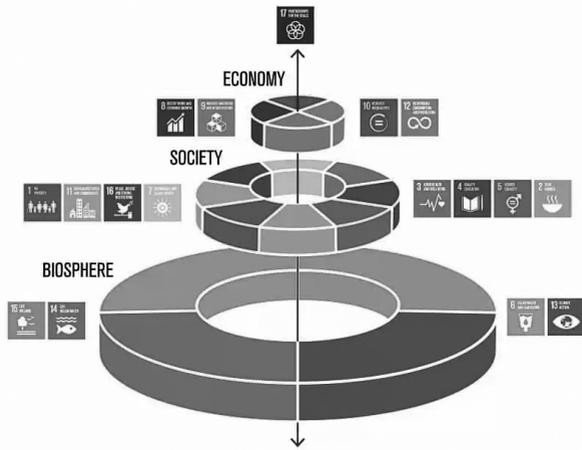


図 社会と地球の境界のドーナツ
 (https://www.kateraworth.com/doughnut/より作成)

https://www.ishes.org/keywords/images/kwd_20190924.jpg

もう一つ、ウェディングケーキモデルというものを取り上げます。これも3段階で、貧困対策として3層、経済の層と社会の層と生態系の層という3つの層に分かれています。この生態圏と社会圏と経済圏を一体としてとらえ全てのゴールを密接につなげていこうと主張しているのが、ロックストロームが開発し、モデルとして提出したウェディングケーキモデルです。



<https://ideasforgood.jp/glossary/sdgs-wedding-cake/>

ドーナツ型にしてもウェディングケーキ型にしても、将来に向けて個別目標をつなぎ合わせながら、貧困がなくなり、ジェンダー平等が実現し、衛生的な社会が全体として築き上げられていくということが一つの開発目標だということを示しています。

しかしながら、9年後の2030年の世界で果たして実現可能なのでしょうか。目標は目標だけでも、努力目標として終わってしまって、実際には「国連開発の10年」と同じようにSDGsも失敗に終わってしまうという可能性も十分に秘めた問題です。

国、国連や国際機関、企業が設定してきた開発目標の根底に何があるのでしょうか。そこには、資源を制覇した人間中心の世界観があるのではないのでしょうか。その様な世界観で持続可能な開発を理解するというのでよいのでしょうか。

コロナ・パンデミックなどの感染症だけでなく、熱波や山火事や異常気象が日常化しているように、開発の限界と地球破壊が我々の不平等な世界、不均衡な世界の背後で動いています。私たちの地球を破壊するような生活の在り方そのものがグローバル格差や社会的経済的分断をつくりだし、人種間の差別を助長する、人間としての生存そのものの危機であると捉えるべきでしょう。そのうえで、21世紀の世界で生存条件はどのように満たすことができるのかを考えてみるのが、SDGsに問われなければならない根本的、基本的な問題だと思います。

SDGsの達成と核文明の問題

我々の「帝国的な生活様式」を支える最重要なエネルギーが電力です。そして、その電力の相当量が核資源から成り立っているということを考える必要があります。とりわけ私たち日本人は、被爆国という立ち位置にありながら、核と電力という問題を的確に世界に発信し続けているのでしょうか。

核禁止条約の議論において、核兵器・軍事力としての核と生活資源としての核は別物なのだという二分法で核を語ることがあります。しかしながら、核兵

器禁止条約は核兵器を禁止すればよいのであって、原子力発電所のような核の平和利用は許されるべきだという、このような二本立ての核の語り方というのは、周辺から見たときに看過し得ない問題を持っています。

それは核兵器であろうが原子力発電であろうが、いずれもウランの採掘から精錬という核物質のサイクルを生み出しているという問題です。核資源のウラン鉱山開発の現場に立たされている先住民の悲劇を知らなくてはなりません。核というものがもたらす先住民への植民、差別、これをセトラー・コロニアリズム (Settler colonialism) と言っているようですが、先住民の悲劇の上に核資源開発は行われています。

ウランの輸出国にはさまざまな先住民民族がいて、その代表がアボリジニであったり、ネーティブ・アメリカンであったりします。それに加えて、現在は、ナミビアやニジェール、南アフリカ、マラウイ、タンザニアという所、このウラン鉱山開発、先進国のウラン資源の輸出というものによって成り立っている国から私たちは利益、恩恵を受けています。

核を語るときには、資源としてのウランの開発に伴う先住民の悲惨な状況、植民地主義的な状況があると同時に、もう一つは、核実験が繰り返されることによって被ばく者を生み出し、それがさまざまな社会の中での差別や悲劇をつくりだしている、核レイシズムと呼ばれる問題があります。

先日 (2021年7月14日)、広島で黒い雨の被害認定を巡って、高等裁判所はもっと被害の枠を広げて被爆者を認定すべきだという判決を下しました。これに対し、広島市や広島県はできるだけ核被害を小さく、少なく、薄く見せてきました。これは、戦後日本が被爆国であるのにもかかわらず、広島、長崎の語られ方に一つの大きな限界を持っている、あるいは問題を持っているということです。私たちが被害という観点に立ったときに問い直しをすべき問題であると思います。それと同時に、それは広島、長崎にとどまらないで、第五福竜丸の大石又七さんが今年 (2021年3月7日)、亡くなりましたけれども、マーシャル諸島ビキニ環礁での被ばく、さらには福島原子力発電所は、核の鎖になつてつながっていることを考えておくことが大事です。

広島、長崎を語り継ぐことは大事ですが、ただ、それは過去の話として語り

続けていけばいいのか、広島、長崎、あるいは福島原発の遺構は、永遠の嘆きの地としてダーク・ツーリズムの対象であればいいということだけでは済みません。もっと核の連鎖の中で声を上げることが必要です。核文明は未来を破壊し、資源を奪い取るという視点に立って見るべきであり、語るべきです。

「怒りの広島」、「祈りの長崎」という原爆投下を象徴する言葉がありますが、果たしてそのような記憶の中で語られるだけで核文明に異議を唱えることになるのでしょうか。日本のプルトニウムの保有は46.1トンとされています。核燃料から核兵器に再利用する可能性を常に秘めた準核保有国であると世界から見られている中で、この広島、長崎の語りでもって核兵器禁止条約の必要性を訴えるだけで済むのでしょうか。決してそのようなことはありません。開発や資源を採掘することによって、我々の近代的な社会、生活様式が維持されるということを銘記したうえで、核問題に声を上げていくことが大事であると思います。

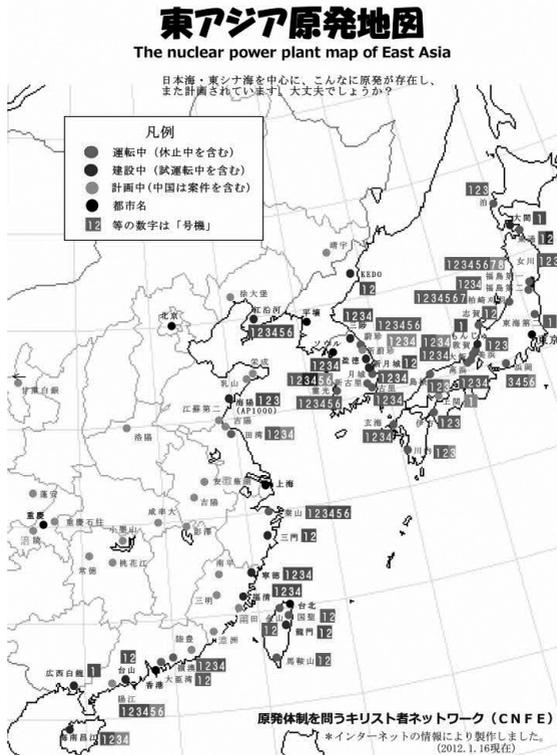
広島・長崎の語りについては、広島大学平和センターのセンター長がお話しされたかと思いますが、核廃絶をめざす運動は、何も被爆者だけが語ればいいというものではありません。例えば、1962年、アフリカのガーナのクマルマ首相は、アフリカもフランスの核実験場の被害を受けていたことから、核兵器廃絶運動はアフリカから展開すべきだという主張をしました。会議を繰り広げる中で、アフリカの人々は、日本への原爆投下は有色人種に対するジェノサイドなのだという声を上げています。広島、長崎の語りだけで被ばくの被害を語るのではなく、アジア、アフリカの人々と共有すべき、核の神話に対する歴史認識を問うていくことが必要になるでしょう。

核の神話からの脱却

私たちが核兵器禁止条約に向けてなすべきことは、まず核の神話からの脱却ということではないでしょうか。原爆は終戦を早めて、将来に有用な核エネルギー開発の道を開いたというアメリカの広島、長崎への原爆投下の認識、核利用の倫理性という、歴史教科書に書かれているようなアメリカの歴史認識に、

なぜ日本は、被爆者は異議を唱えないのでしょうか。我々日本人は核兵器禁止を必然とするための前提となる核兵器の歴史的評価、なぜ核兵器は悪なのかを明示する必要があります。同時に、未来ある若者が持続可能な世界を考えようとするならば、ジェンダー平等や格差の是正という問題と同様に、核の問題を意識しておく必要があります。

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故があった直後に開かれた NGO の会議で出された東アジア、日本、韓国、台湾、中国に東シナ海、日本海を中心に張り巡らされた原子力発電所の数を示す地図があります。もはや、東アジアというのは原子力発電所の海になっています。これだけの原子力発電所がある以上、どこかで福島のようなことが起こりうるわけです。日本はこのような東アジアの中にあるという地域認識を持つことによって、核の



問題は地球規模の問題であると同時に非常に身近な問題だということが分かってきます。

我々と地球環境との関係が根本的に変化する時代にあつて、自分たちが立脚する地球に対する責任をどのように自覚すべきなのかという観点に立てば、核兵器禁止条約というのは不可欠なものであるわけです。また、我々の生活そのものを改めることによって、21世紀を生き延びていく可能性を見いだしていくことこそが、持続可能な世界となるのではないかということを経験に申し上げて、私の問題提起にさせていただきます。

討論：中山賢司准教授（創価大学法学部）

佐藤先生、本日は大変に貴重なご講演をありがとうございました。非常にダイナミックな内容に、大きな衝撃と感銘を受けた次第です。重ねて御礼申し上げます。私からは若干の感想と幾つかの質問を述べさせていただきます。

先生は、核禁規範とSDGs規範、それらを切り結ぶものとして、不可視化された周辺への視座、あるいは周辺からの視座が重要である、ということをお話下さいました。周辺に目を向ければ核と貧困が浮上するという一方で、ウラン採掘による先住民族の悲劇、核実験や原子力発電による被害や差別、核レイシズムといった不可視化された周辺の実態に焦点を当て、核文明は未来を破壊し周辺の資源を自然から奪い取るジェノサイドだと断罪されました。その後には「植民地主義的開発」「帝国型生活様式と新たな搾取」「新採取主義の台頭」といった社会構造のゆがみが横たわっているものと思いますが、先生は、そのような構造的ゆがみを規定する知の在り方そのものを問うと同時に、その是正が核禁規範の実効性を高めるための不可避な条件であるとされました。

かつてヨハン・ガルトゥングが提起した帝国主義的中心周辺構造のモデルでは、中心同士は利害が一致するけれども、周辺同士は利害が一致しないと説明しますが、先生のご議論からは、利害が一致する欧米中心の科学技術文明と、不可視化して相互関係が見えなくなってしまう周辺という連環構図の中で核文明が成り立っているものと理解しました。だからこそ、佐藤先生は不可視化さ

れた周辺を可視化し、中心と周辺、周辺相互の連環性を紡ぎ出すことの重要性を教えて下さっています。先生は、2019年に出版された『〈周縁〉からの平和学』（昭和堂）で、そのような試みを「第三世界リターンズ」と呼び、欧米中心の科学技術文明に対する基軸諸文明や太平洋アニミズム文明に着目されておられました。また、かねてから東アジア海域の群島の連環ネットワークにも期待を寄せてこられました。先生が教えて下さったこうした周辺からの視座にこそ核文明のディストピアを超克し、核禁規範の実効性を高めていくための導きの糸があるのではないかと強く共感する次第です。

私は先生のそうした視点に触発され、実は今、「東アジア海域環境管理パートナーシップ」（PEMSEA）という沿岸域の越境ネットワークの研究に取り組み始めたところです。これはローカルレベルで2001年に誕生し、2005年にUNDP（国連開発計画）が乗って発展した国際協力プログラムです。これが注目に値するのは、南南地方間協力のネットワークという点で、ベトナムのダナン、タイのチョンブリ、フィリピンのバタンガス、中国のアモイなどが沿岸域総合管理（ICM）の手法を相互学習しています。私は、これも一つの連環的な周辺のネットワークとして見ることはできないのではないかと考えています。

続いて何点が質問させていただきます。1点目は、「持続可能性概念」が孕む落とし穴についてです。SDGsは経済成長を前提としながら環境に配慮するというもので、経済成長によるイノベーションによって環境問題を解決していくことに重きが置かれていると思います。それに対して、新書大賞を受賞された斎藤幸平さんの『人新世の「資本論」』は、SDGsは問題点をあいまいにしてしまう大衆のアヘン、免罪符であると断罪し、経済成長以外の道、すなわち「脱成長コミュニズム」という方途を提示しています。このような主張について先生の御見解をお伺いしたいと思います。

2点目は、人と地球の関係が変化する時代において、自分たちがよって立つ地球を、誰がどのように「管理」するのか、という点です。管理という概念そのものが、管理するものと管理されるもの、権力と非権力、統治者と被統治者という垂直構造の再帰性を内包するのではないかと思うのですが、先生はレ

ジュメでご指摘されていた「管理」というものをどのように考えられておられるでしょうか。というのも、私が見ている PEMSEA では、持続可能性規範の社会化に向けた政策ツールとして「沿岸域総合管理」(Integrated Coastal Management: ICM) を推進しています。もともとこの ICM はローカルレベルでの自律的な取り組みを指すものでした。日本でいうと、里海のような取り組みです。しかし、中国がマネジメントを「管理」と訳したことから、日本でも「沿岸域総合管理」という名称が一般化し、ICM は行政主導の、いわば上からの政策ツールとして定着していきました。私としては、水平性や多中心性を考えれば、マネジメントを「経営」と訳したほうがよいのではないかと考えています。このような問題意識から、先生がご指摘されていた「管理」に関する御見解を教えてくださいたいと思います。

3点目は、さきほど紹介したガルトウングの帝国主義的中心周辺構造モデルの落とし穴についてです。私の理解では、ガルトウングの周辺概念というのは、あくまでも近代世界における客体の構築を主眼としています。それは地理的・集团的に周辺というものを固定化させた静態的概念であって、周辺の主体性の議論はそこからこぼれ落ちてしまいます。本来、周辺というのは、同時に中心にもなります。例えば、沖縄は東京から見れば周辺だけれども、与那国から見れば中心になり得ます。周辺がさまざまな主体性を持つ場合もあります。それらが無視されてしまう。地理的・集团的に固定化していない揺れ動く存在として「周辺」を再定義していく必要があるが故に、ガルトウング流の中心・周辺構造の整理は不十分なのだろうと理解しています。ガルトウングの周辺概念が持つ落とし穴を教えてくださいたいと思います。

4点目は、既存の被爆記憶が持つ落とし穴についてです。先生のご講演を伺い、原爆の歴史や記憶から排除されてきた周辺の人々の被爆記憶が重要性を帯びていると改めて感じました。私は一昨年、学生を連れて、在韓被爆者が暮らす韓国ハプチョンにスタディツアーを行いました。彼女たちは「忘れられた被爆者」とも言われています。確かに被爆手帳の交付や医療費の補助などは行われるようになりましたが、それでも彼女らが置かれてきた苦しい状況への認識や記憶は十分に共有されていません。唯一の被爆国・日本ということを謳いな

がらも被爆した10人に1人が韓半島出身者だったということはほとんど語らない日本、民族解放という神話の中で原爆の被害者の中に韓国人がいたことを不可視化してきた韓国、そのような狭間で周縁に追いやられていった在韓被爆者たちの記憶を可視化し越境化させ、次世代に継承させていくことが、重要な課題ではないかと考えます。

以上、自身の関心に引き寄せたコメント、質問となつてしまい申し訳ございません。もし先生から何らかの示唆を得ることができればこれほど嬉しいことはございません。どうかよろしくお願い申し上げます。

討論への応答：佐藤幸男名誉教授

中山先生、貴重なコメントをどうもありがとうございました。核禁止条約の規範の実効性という問題をいかにこのSDGsとシンクロさせていくのか。条約、国際法として核禁止条約が発効し、実効性を増していくためには、当然、参加国が増えていくことが大事です。また、東アジア非核化条約の締結や東アジア非核地帯化構想などがリンクしていくことによって、非常に身近な問題として核禁止条約の規範がこの地域の中に根付いていくことも重要です。こうした、条約の実効性を上げるための取り組みにおいて、日本の果たすべき役割は数多く存在しています。

市民の側、あるいは地方の側から日本の外交の在り方に対して声を上げることについて、私は以前、早稲田大学の『早稲田平和学』という紀要に書かせていただいたことがあります。外交というのは外交官のスペシャリストに任せておけばいいという時代ではもはやなくなっています。日本の外交をいかに民主化していくのか、市民の声を日本の外交に反映させるにはどうしたらよいか。核禁止条約の締結が国際世論を形成していく上で大きな役割を果たしたのは市民の力、もっと言えば、核禁止、核実験禁止等の声を上げ始めたのは全て女性たちでした。

一つに、原水爆禁止の平和運動を呼び掛けたのは杉並区にある魚屋の女性で、マグロが売れなくなったときでした。ビキニ躰礁での被ばくを受け、生活

の基盤である魚が売れなくなってしまったことをきっかけにして、核禁止、核実験をやめるべきだという運動が杉並区の女性たちから始まっていったのです。

今日（2021年7月17日）から上映が始まりましたが、「サンマデモクラシー」というドキュメンタリー映画があります。沖縄が日本復帰前、アメリカ占領下にあった沖縄でなぜサンマに関税がかけられたのでしょうか。安くておいしいサンマが沖縄では高く食べられませんでした。この関税を撤廃するという声を上げたのも主婦たちでした。

ビキニ環礁での環礁被害においても女性たちが最も大きな貢献を果たしています。この原爆実験後にデザイナーによってその規模の小ささと周囲に与える破壊的な威力の大きさというイメージから水着にビキニという名前が付けられました。このようにして、原爆、核兵器禁止などの切実な声は、身近な所で常に女性たちが声を上げることによって動き始めます。このようなことが、より積極的に広範囲に外交に反映されていくというのが日本の外交の大きな目標です。ここに核兵器禁止条約の規範の実効性を高めていく上で、非常に大きな役割あるいは意味があると思っています。

中山さんの第1の質問ですが、今、私たちがよってたかつて地球をいかにコントロールするののかという問いかけであります。地球環境変動というのはもはや待ったなしの状態であり、このような気象変動によって人々の生活に降りかかるさまざまな影響は、個々、皆に降りかかってくるわけだから、人々がそれを一つずつ考えることによって地球の在り方そのもののイメージを再生していくべきだというのが、SDGsに積極的に取り組んできているスウェーデンのグレタ・トゥンベリさんの考え方です。ただ声を上げるのではなく、いかにエビデンスをもって環境を重視するののかということが規範の実効性を高める上で重要な側面であります。

今、私たちは、ポストコロナを将来的にいらんでいかなければいけない状況に立たされています。コロナ前とコロナ後では同じであるわけがありません。すなわち、経済成長は発展だ、国民は経済成長することによって豊かになるという神話は、もはやポストコロナでは成り立たなくなってきました。この世

界の仕組みがグローバリズムから舵を切ろうとしているうねりの中で、SDGs についての発想の転換をしていくことが大事になるのではないのでしょうか。

中山先生が取り組んでいる東アジアの沿岸域の総合管理、地方自治体を軸とした取り組みで「管理」という言葉が問題になってくるとご質問されました。この管理の主体は誰なのでしょう。総合管理と言うと、上から、国家や政府などが主体となって管理を行うから、そこにはマネジメントという言葉が生まれてくるわけです。里海や里山など、漁業民の生活者という、生業としての漁業者が主体になっているとするならば、それは管理とは言いません。その事業の主体に注目することが大事ではないのでしょうか。

行政機構同士の南南協力だと言うけれども、東アジア広域的な地方間協力を考えたときに、先ほど私が提示した、東アジア原発地図とこの沿岸域総合管理ネットワークというのは、どのような対応関係に立つのでしょうか。単にシングルイシューだけで総合管理とは言えません。総合化するためには、こうした NGO がつくった東アジア原発地図を据えながら、いかに私たちが、いわば運命共同体の中に身を置いているのかを考えていくことが、この管理を脱構築していくことにつながっていくのではないかという印象を持ちました。

それからもう一つは、ガルトゥングが定義する周辺という概念についてです。ガルトゥングの周辺の捉え方は、常に中心すなわち欧米が世界の核になっていて、その周りに貼り付けられているものを周辺と呼んでいます。ガルトゥングは、そもそも周辺は取るに足らない存在だという考え方で、周辺という言葉を使っています。そもそもペリフェリーというのはそのような意味です。そうではなく、周辺にはもっと意味があり、先住民族をはじめとする人々の世界、周辺世界というのは、それなりの独自の論理を持っていると捉えていくことが必要です。この周辺を豊かにしていく、つまり、取るに足らない存在ではないというところから出発することによって、多極的な、多中心的な世界のイメージをつくり上げていくことが大事だと私は考えています。ですので、ガルトゥングが定義するような構造的暴力や周辺概念に対してはやや批判的な視点を持っています。

最後に、原爆神話と平和行政の問題をお話しして終わりたいと思います。中

山さんがおっしゃるように、私も長い間、広島に住んでいて肌で感じるのは、広島被爆体験というものが平和行政の中で、戦後、非常にゆがんだ形で展開してきていることです。この問題はやはり問い返さなければならないと、私自身も常々思っています。

それは、何よりも被爆者中心主義という考え方で、広島平和公園においては、在日韓国人の被爆者の慰霊塔は公園の中から外されているという現実がかつては存在しました。広島の市議会や県議会議員の驚くべき発言を耳にすると、腰を抜かすようなことがありました。つまり、このシンボルである原爆ドームは解体すべきであるとか、平和資料館は地下に見えないように埋めてしまえなどと平気で議会で議論されている広島の行政というのは、真摯に被爆者と向き合っただけでアメリカと対峙して、アメリカが唱える原爆投下認識という歴史認識は正しいのかという問い掛けは行いません。

中国、韓国の歴史教科書問題には敏感に反応するのに対して、アメリカの歴史教育に対しては、広島、長崎は異議を申し立てません。原爆神話を乗り越える上でも不可欠な作業が、いまだ積み残されているのではないかと常々感じています。このような、いわば非対称的な関係の中で平和行政が進められてきた過去を問い返していくような研究を決しておろそかにしてはならないと思っています。

最後に参加者からの質問について短くコメントして終わりたいと思います。

広島、長崎で高校の修学旅行をはじめ平和学習が行われているわけですが、やはりそれは広島中心主義ではなく、周辺に行ってみるということが大事です。広島は原爆を投下された被害者である一方で、広島の加害責任という問題もあります。また、広島は原爆に比べてあまり関心を寄せられていませんが、地図から消された島というのがありました。大久野島といいます。ここは、兵器開発、毒ガス兵器を秘密裏に造っていた基地で、アメリカが占領下において焼き尽くした跡が残っています。このような毒ガス島というような周辺において、この被爆地広島の被害と加害の両面性を見ていくことは、戦争をもっとリアルに考えるきっかけになります。そのような意味でもダーク・ツーリズムの取り組みは、もっと周辺への目配り、長崎でいえば軍艦島などに目を向けて

いくことが大事です。軍艦島でも中国、韓国の労働者が強制的に働かされていたといわれています。そのような実態を掘り下げることが理解を深めることになっていきます。

今、必死になって、どこの世界も自動車をガソリンから電気あるいは水素に転換しようとしています。電気自動車に世界がシフトしていくとなると、電気自動車のエネルギーはどこから調達されてくるのかという問題が生じます。これは、ウランと同じで、新しい資源を、また南の周辺部に依存していくという核文明の問題とつながってきます。携帯電話もまたしかりですが、我々の日常生活にある物の中から、こうした資源の依存度を問い直すことが、文明そのものの克服において重要な発想法になっているのではないかと私は思っています。

特 集

Being Present with the Past and the Future at Nuclear Weapon Test Sites: A Challenge for Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons (TPNW) Effectiveness

Robert Jacobs

Professor
Hiroshima Peace Institute, Hiroshima City University

Introduction

I want to give you some background information about the nature of nuclear weapons and their impacts: what happened at test sites, what nuclear testing consisted of during the Cold War, some of the legacies of Cold War nuclear testing, and some behaviors of nuclear weapon states when they close test sites.

My primary area of research is the Global Hibakusha, the people who have been exposed to radiation since the 1945 nuclear attacks in Nagasaki and Hiroshima. This group includes people who live downwind from nuclear weapon test sites, people who live near production sites like plutonium production sites, uranium mining sites, uranium processing sites, and nuclear waste sites, and people who live near nuclear accident sites.

Today, we're going to look primarily at people who live near

nuclear weapon test sites and who were exposed to radiation because of nuclear weapon tests.

Characteristics of Nuclear Testing, Weapons, and Weapon Effects

Both underground and atmospheric tests release the similar amounts of radiation. In underground tests, however, the radiation from the detonation stays in the soil and in the water table at the test site. Consequently, it lasts for a long time and penetrates further into the local ecosystem. Atmospheric tests, in contrast, produce large numbers of radioactive particles that form mushroom clouds. As these clouds drift, particles fall out and spread radiation, often quite far from the test site. This spread of radiation from atmospheric testing is global; there's no place on Earth that has not experienced radioactive fallout from these tests.

Atom bombs (A-bomb) are fission weapons, and H bombs are fusion weapons. A-bombs were used at Hiroshima and in Nagasaki, and H bombs are much larger. As fission weapons, A-bomb release energy through the splitting of nuclei of trillions of atoms in less than a second. As fusion weapons, H bombs release energy by fusing the nuclei of two atoms together.

Nuclear weapon effects are of three types: blast, heat, and radiation. Blast is the force that's released by a nuclear weapon, and heat denotes the incredibly hot temperatures generated by the explosion. For radiation, there are two varieties: prompt radiation and residual radiation.

When a bomb explodes, prompt radiation is produced and lasts less than a minute. This radiation extends outward from the area where the bomb was detonated and becomes uniformly and progressively

weaker as the distance from the detonation site increases. If you're close enough to receive an incredibly high dose of radiation, it can be deadly, cause later diseases, and damage DNA as well as damage bodily organs.

We also call residual radiation "radioactive fallout." This fallout is produced as the mushroom cloud resulting from the detonation drifts and the cloud's radioactive particles fall back down to Earth. At first the cloud rises straight up from the detonation, but eventually it blows like any cloud. When the nuclear explosion happens, a lot of material is going up; that's why you get a mushroom head at the top because the cloud is filling up with particles. If the fallout occurs with rain, rain strips these particles out of the cloud and causes the particles to fall in larger amounts, in Hiroshima producing rain that was black because of the soot from the fires ("Black Rain"). Once the fallout falls to the ground, it stays radioactive for different periods of time depending on what chemical it contains. You may experience radioactive particles while Black Rain is falling, or you may experience these particles weeks later, when you come to a place with fallout still on the ground.

Radiation that comes in the form of fallout stays dangerous for a much longer time than prompt radiation which produces only external exposure. With prompt radiation, rays penetrate the body and damage cells and organs to make people incredibly sick, but the radiation isn't present in their body after a minute. The internal exposure caused by residual fallout concerns particles from the fallout that you get inside your body. You can inhale the particles, swallow them, or get them inside your body through cuts. Once these particles enter your body, they can stay there. Different kinds of radioactive fallout particles tend to be placed in different parts of the

body because the body thinks of these as chemicals to be used. For example, strontium-90 (a fallout particle) tends to concentrate in the bone, while iodine-131 (another fallout particle) tends to concentrate in the thyroid. Radioactive particles stay radioactive for ten half-lives; a half-life denotes the period of time across which the particles lose half of their radioactivity. Some particles, like strontium-90 or cesium-137, will remain dangerous for about 300 years and will continue moving through the ecosystem and may end up in the bodies of generations of people.

The History of Nuclear Testing

Following Hiroshima and Nagasaki, we were afraid that there would be a nuclear war which would expose people to large bursts of radiation. Instead, there have been 2000 nuclear tests which have exposed people to fallout. Except for the soldiers who took part in tests, few were close enough to the explosions to be given a large dose of external radiation.

Nuclear weapons have been tested on every continent, except for South America and Antarctica. The place with the most tests worldwide has been Nevada in the United States, where over 900 nuclear weapon tests have been conducted. The former Soviet Union used Kazakhstan as its primary test site and conducted almost 500 tests there (over 700 at all Soviet test sites). Many countries have used islands in the Pacific Ocean in order to keep fallout away from populated areas and from populations that were considered politically important.

There is often a colonial, rather than scientific or military, approach to selecting test sites. For example, the UK and France, the third and

fourth nuclear weapon states, never tested a nuclear weapon inside their own borders and instead used colonial or post-colonial areas. This was to keep the radioactive fallout from affecting citizens of those nuclear countries.

One way to understand nuclear weapons (and I'll relate this in a second to the colonial nature of nuclear weapon test sites) is their size. We determine the size of a nuclear weapon by what is called its yield, or how many tons of trinitrotoluene (TNT) is equal to the force produced by the weapon's explosion. For example, here in Hiroshima, the amount of force of the 1945 A-bomb was about 15 kilotons. That is, it would have taken 15 tons of dynamite to make an explosion with an equal amount of force. Let us compare the difference in the yields of H bombs. The Tsar bomb by the Soviet Union was the largest test of a hydrogen bomb at 50 megatons; its force was equal to 50 million tons of TNT. There is no limit to how large you can make hydrogen bombs, unlike regular atomic bombs. H bombs are not just larger; they create much bigger fallout clouds.

To show you how this fallout is colonially determined, look at the US's testing. The US had over 900 tests in Nevada and only 89 tests on Pacific islands. But when we look at the mega tonnage, the amount of energy released by the tests, the Nevada tests released only 86 megatons, while the Pacific tests in the Pacific released 254 megatons -- well over two thirds of the total energy released by US nuclear testing. The United States concentrated as much as possible of its fallout and impact in the Pacific Ocean, distant from Americans inside the United States. This is how you can see that the Pacific islands were understood as a colonial space; they and their populations were considered expendable.

In the Bravo Test, conducted on the Marshall Islands, for instance,

the fallout cloud extended several hundred miles into the Pacific Ocean, engulfing atolls populated with people who had not been evacuated. At Rongelap, over 120 miles away from the detonation site, the exposures of the people there were equivalent to people who were two miles away from the detonation site in Hiroshima. To show you how deadly fallout clouds from hydrogen bombs can be, the US military determined that if this same bomb had been detonated over Washington, DC, all of the population of Baltimore, all of the population of Philadelphia, and 50% of the population of New York would have been killed by radioactive fallout if they were not evacuated immediately. Hydrogen bombs have the ability to kill tens of millions of people via radioactive fallout.

The Impacts of Nuclear Testing

The primary impact is of course, illness and early mortality — for instance, cancers or immune system disorders. There were very few cases of people who died quickly because they were exposed to large amounts of fallout. Many people continue to live in places with large amounts of radioactive fallout and to experience ongoing illnesses.

Another impact is forced displacement. Typically, people evacuated from radiologically contaminated areas are placed in temporary housing after a bomb detonation and so lose their homes, family networks, and community networks.

Some people, however, are allowed to return to their homes after they were evacuated. Near the former Soviet test site in Kazakhstan, where both A and H bombs were tested, there are several such villages 30, 40, and 50 kilometers away. Since these areas are still extremely contaminated with radioactive fallout, you see more illness

in the second, third, and fourth generations of residents after the detonation. People are still being exposed to radiation, still getting fallout inside their bodies, and still developing illnesses. In addition, the people in these villages consume food contaminated by fallout; they grow food in their gardens and raise animals that graze on their lands.

There's also a disruption of traditional culture and knowledge. In Australia, where the UK first tested nuclear weapons, the Outback, the area where many indigenous (or aboriginal) peoples live, became contaminated. People subsist in this area by passing down knowledge gathered for generations through songs — for instance, where to find water in each season, what the migration patterns of animals are, and when to hunt certain animals. When the British decided to test nuclear weapons here, they moved whole communities 200 kilometers from their traditional lands. But if you take people away from a place where they have knowledge about the local ecosystem, then they have no idea where the water is or where the food is. Consequently, these indigenous communities began to struggle. Many people ended up in government housing — a move that requires a shift from traditional lifestyles and food sources and toward a dependence on processed foods. Not only does this shift alter the health of the community, but it also severs the connections of these communities to their ancestors. When you can no longer live where your ancestors lived and maintain the graves of your ancestors, psychological damage can follow.

Limited Responsibility of Nuclear Weapon States for Testing Sites

Some nuclear weapon states did try to clean up, or remediate,

their sites when they closed them, but these cleanups were typically minimal and states more frequently simply abandoned test sites.

For instance, when the British closed their test site in southern Australia, they merely erected a sign warning of radiation hazards and advising against permanent residence in the area. However, this sign was in English, and the indigenous people living there at the time did not speak or read English. When the French abandoned their site in Algeria, they merely buried all of their radioactive material underground, providing no barriers or warnings for the contaminated area. Since Algerians frequently excavate these buried materials in order to gather and sell copper and other valuable metals, much radioactive metal has appeared in markets throughout western Africa. Likewise, at Enewetak, a US nuclear test site in the Marshall Islands, the US conducted a test in an underground shaft and then buried their contaminated equipment in the shaft, closing it with a concrete dome. Radiation has been seeping out from this shaft and penetrating throughout the area, and there are very high levels of plutonium in the lagoon of the atoll. In addition, because of rising sea levels and climate change, water is beginning to seep into and destroy the shaft; there is fear that the shaft will disintegrate and release radioactive material into the local ecosystem.

Even when remediation is seemingly more extensive, they nevertheless are still limited. After the Bravo Test, for example, the United States wanted to resettle people in Rongelap and so conducted a remediation of the atoll for several years. Although they built several new houses and moved people back to Rongelap, they told everyone that they could only live in and eat fish from the remediated area of the atoll because the rest was too dangerous. Obviously, people who live near the ocean and who live primarily off

of fish realize that a fish that you caught from this area hasn't always lived there. Because fish swim from one area to another, residents of Rongelap began to get sick again. When the residents asked to be evacuated again because of the illnesses, the US refused. In 1985, Greenpeace moved the people of Rongelap to Majuro, the capital island of the Marshall Islands, where most of them still live today.

There has also been avoidance of compensation. For example, the French instituted a program to compensate people exposed to radiation from French nuclear testing, but more than 90% of the people awarded compensation were French soldiers exposed to radiation via participation in nuclear testing. Among the indigenous populations of French Polynesia and Algeria, I believe, fewer than ten percent of applicants have been granted compensation. Similarly, the US allocated funds to compensate the people in the Marshall Islands, for example at Rongelap or Enewetak, for having lost property and experienced illnesses. A Nuclear Claims Tribunal in the Marshall Islands took testimony from people about what had happened, and the United States gave a certain amount of money to pay off the claims. Instead of paying the claims directly, however, the US placed the money in a Wall Street account, and the interest of that account was used to pay claims annually. Because the money disappeared as the stock market fluctuated, most of the people awarded claims by the Nuclear Claims Tribunal received on average less than 10% of the money they were awarded.

Problems with Enforcement of Article 6 of the TPNW

Article 6 (1) requires that assistance be given to individuals affected by nuclear testing, including medical and psychological treatment.

Article 6 (2) requires remediation of environmental damage and removal of radioactive contaminants.

Nuclear weapon states have easily avoided these requirements by ignoring the long-term presence and behavior of fallout in the ecosystem. Instead of investigating how much fallout is embedded in the system, they have used Geiger counters to measure external radiation. The danger of fallout to local residents is that they will get particles that are on the ground inside their bodies. However, when a Geiger counter is held up in the air, it can sense radioactivity on the ground only if there are a lot of particles on the ground. Otherwise, it does not pick up very much of the ground-level radiation. Assessments of how much danger there is to people from radiation in the ecosystem are done by measuring external radiation levels away from where the radiation really is, in soil, plants, and water. It's a way of saying there is safety when there is actually risk.

Remediation by its very nature can be only so effective because radioactive particles exist for so long. For instance, since cesium-137 will last 300 years, putting it into plastic bags (as in Fukushima) is simply moving it somewhere; it never disappears. In addition, once these particles enter into the ecosystem, they cycle through the ecosystem, going into the soil, being absorbed by plants, being digested by animals who eat the plants, and returning to the soil when animals die.

Thus, decontamination is temporary and can be done in a way that makes it appear that there's action being taken when there will only be a short-lived effect. For TPNW Article 6 effectiveness, we have to face the facts that nuclear weapon states do not have a good track record and that they have rarely acted in good faith at contaminated sites, routinely treating indigenous populations and ecosystems as

disposable.

Conclusion: Measures for the Future

Strong enforcement measures that examine not just levels of radiation with Geiger counters, but levels of radiation inside plants and soils as well as the types of long-lived contaminations faced by communities are necessary future measures. Up to this point, nuclear weapon states have been very good at avoiding such measures, and if they enter into treaty obligations, it is doubtful that they will fulfill these obligations in good faith.

Response by Discussant Dr. Hibiki Yamaguchi (Research Center for Nuclear Weapons Abolition, Nagasaki University)

My first point is related to Article 6 of the TPNW. As Professor Jacobs said, Article 6 is about environmental remediation and victim assistance. The states that have signed the treaty include countries affected by nuclear tests, for example, Kazakhstan, Kiribati, and Algeria. My question is about how these countries will implement the clause for environmental remediation. What kinds of measures can these countries adopt to achieve environmental remediation? Also, how can international society help these countries implement this clause? In addition, I would like to bring the participants' attention to the fact that the TPNW mentions the issue of indigenous people in the preamble of the treaty; this text recognizes the disproportionate impact of nuclear weapon activities on indigenous peoples. How will indigenous peoples' activities, thoughts, and/or experiences have an impact on the implementation of Article 6?

My second point is about the role of Japan. As today's participants know very well, the Japanese government has refused to take part in the TPNW even as an observer state. But as the only country that has suffered from the wartime use of nuclear weapons, Japan is especially obliged to give effective feedback to international society and to countries affected by nuclear tests about how Japan has been helping victims of nuclear detonations, especially the Hibakusha. I would like to ask Professor Jacobs to give us some suggestions about the role of Japan in terms of this issue.

The third point is a comment, rather than a question. This seminar series is related to the SDGs, the Sustainable Development Goals. Almost all of the SDGs or the items in the SDGs are related to the after-effects of nuclear tests. For example, the third goal addresses ensuring healthy lives and promoting well-being for all ages, and the sixth goal focuses on ensuring availability and sustainable management of water and sanitation for all.

Finally, stemming from my collecting and publishing of Hibakusha testimonies, I would like to know what similar activities have been conducted by people in areas affected by nuclear tests, especially activities designed to record the victims' experiences for the future generations. If these activities have been conducted, how have they been carried out, and how are they related to the reconstruction of communities? As Professor Jacobs has explained, the problem is not only about physical destruction but also about the dissolution of society.

Response by Professor Jacobs to Discussant

Many test sites, for example, those in the Pacific, are grappling

with climate change. While remediation of nuclear test sites is critical to them, for many residents, climate change is the primary threat to the current generation. Consequently, a lot of their activities are focused on raising awareness about climate change; they often use climate change to attract global attention which they can then use for addressing the impacts of nuclear testing. This has especially been a strategy in the Marshall Islands. Twenty years ago, the focus of places like the Marshall Islands and French Polynesia was very much on getting remediation and getting attention for what happened to them. But the strategy really has shifted because of the threat posed by rising sea levels. In the Marshall Islands, there are many atolls where no land is more than two or three meters above sea level. Because of this urgent crisis, the Marshall Islands have focused on climate change more than the TPNW.

A lawsuit was brought in the world court against nuclear weapon states for not disarming; it was dismissed and not heard. In addition, there were legal steps taken to try to compel nuclear weapon states to meet their obligations under the Non-Proliferation Treaty (NPT), but these steps never became an actual case.

I agree with you that it's politically really unfortunate that Japan is focused more on its relationship with the United States than on the legacy of the people who endured the nuclear attacks in Hiroshima and Nagasaki. Probably all of us have been asked by people we know from other countries: why hasn't Japan signed the TPNW? It seems counterintuitive. We all understand the political reality of why Japan is making the choice that it's making. It's a politically expedient choice.

What you have in Japan's response to the Fukushima disaster is all of the wrong behaviors of how to respond to radiological

contamination of a community. These behaviors include: trying to move people back into contaminated areas, trying to create political pressure to support farmers and fishermen in those areas rather than compensating them directly for their loss of income because of the disaster, and using external levels of radiation to assert that places are safe when there's still large amounts of particles embedded in the ecosystem. These types of behaviors allow nuclear weapon states to avoid their obligations or to minimize the seriousness with which they take these obligations. One of the main things Japan could do, besides becoming a signatory to the TPNW, would be to reorient itself toward its current radiological crisis. Staging an Olympics in order to create positive public relations and diverting money and construction away from the area impacted by the tsunami and the earthquake reinforces the political value of all of the wrong behaviors.

I really want to address your final point about memory culture. I live in Hiroshima; you're in Nagasaki. Both cities have very active memory cultures, supported by communities.

I'm an employee of the city of Hiroshima. All of the many test communities that I have worked in have this longing for some kind of organized memory culture for their experiences as we have in Hiroshima and Nagasaki. I notice in Hiroshima, as you may notice in Nagasaki, that people from these communities annually attend our commemorations. An indigenous artist from South Australia also recently placed a large sculpture in the Peace Park in Nagasaki. In most of these communities, there's virtually no institutional maintenance of memory of the experiences of individuals or of the impacts of the events themselves. The testimonies of the Nuclear Claims Tribunal were only saved by the intervention of a town government in Spain which digitized the materials to prevent them

from disintegrating.

There are active efforts by nuclear weapon states to erode these memories. In the United States, there is a proposal to create a national park near the Manhattan Project. I've been involved with communities at Hanford, Washington and the Nevada Test Site who seek to have this park include stories of the health impacts of the creation and production of nuclear weapons. But the National Park Service is not interested in including these stories.

Likewise, just last week in England, a garden was planted to commemorate those who had suffered from British nuclear testing in Australia. The town where this garden was located forced the Arts Council to remove it because highlighting suffering caused by British nuclear testing was considered insulting to the UK government and military. The memories of the communities affected by nuclear testing are really only held by community members and are not being actively passed down to subsequent generations; there is no support for passing down these memories. I wish as a global community, we could provide support for establishing some memory culture around the experiences of individuals and communities affected by nuclear testing, so that these experiences do not disappear with the generation that lived through them.

Response by Professor Vesselin Popovski (Soka University)

We have the five permanent members of the Security Council who control all aspects of international peace and security. However, we haven't had much cooperation in the last five, six, or even more years between them for various reasons. We probably were more optimistic back in the 1990s than we are today, exactly because of the lack of

international cooperation and the multilateralism today. How do you see your specific research relating to international debates about nuclear power, especially to the five initial original nuclear powers?

Obviously, all of us internationally condemn nuclear weapons, but often the discussion jumps to nuclear energy as a source of energy that could be a solution to fossil fuel usage, to pollution, and to CO₂ emissions. From the same nuclear reaction, the chemical transformation of uranium into plutonium, we have the most dangerous weapons, but many countries will argue that this chemical reaction is the best way forward; otherwise, fossil fuels continue to pollute the planet, producing climate change and natural disasters. Is there a danger of transposing our condemnation of nuclear weapons and tests into stigmatizing the use of nuclear energy by civilians?

Response by Professor Jacobs to Professor Popovski

By looking at impacts on communities of the activities of, especially, the big five nuclear weapon states, I seek to transform the history of nuclear weapon states into a global history, rather than a series of national histories. When you separate the effects on communities of nuclear weapon testing into national histories, you make them look less important. An emphasis on national history is the usual way that these communities have been studied: for instance, victims of Soviet nuclear testing, victims of US nuclear testing, and victims of French nuclear testing. By separating these communities of victims from each other, you see these groups as not that large a number of people and not that large an area of land affected.

When you weave these communities together into a global history, however, you begin to understand that millions of people have been

affected and that the distribution of fallout was global. Consequently, you begin to see that even though the specific actions come from different states, there is one trend of the use, testing, and detonating of nuclear weapons and their impact on human beings and the ecosystem, rather than just these select human beings or just that ecosystem of one test site area.

Globalizing this history thus makes it easy to begin to see nuclear testing and its effects as a larger event. For example, we look at the Cold War as a period of time in which nuclear weapons were not used. Statistically, however, between 1946 and 1989, a nuclear weapon was being detonated every 8.6 days; nuclear weapons were going off constantly during the Cold War. Even though these weapons were not being used in warfare, there were weapon effects being experienced by lots of people in lots of places because of the size of the weapons and because of the nature of the radioactive fallout. By stripping away national boundaries and by looking at weapon effects as genuinely affecting people, even if these effects do not occur in wartime, we can begin to see the impact on actual human lives.

When it comes to nuclear power and nuclear weapons, it's not easy to separate them. Nuclear reactors were invented to make plutonium; they were invented by the Manhattan Project.

With nuclear power, there's far more carbon impact than is often suggested. When you include the uranium mining, the uranium milling, and the 100 years that it often takes to decommission nuclear power plants — there's a small carbon footprint during the period in which a plant operates, assuming there's not an accident — but on the front end and back end, there's a much more significant carbon footprint.

The most significant thing human beings have ever achieved is

manufacturing nuclear waste. We have hundreds of thousands of tons of spent nuclear fuel that needs to be contained for over a hundred thousand years. Long after our governments, cities, and languages are gone, the tons of spent nuclear fuel will be here. 50,000 years from now, that's what will be left from our civilization. We need to take care in making massive amounts of this very dangerous material and in telling ourselves that we'll be able to safely contain it. We don't have a good track record.

Even when nuclear reactors are used to generate electricity, they are still manufacturing plutonium. We can bury this waste underground. The plutonium in those fuel rods is militarily viable for tens of thousands of years; there may be people who dig up our underground nuclear weapon burial sites in 10,000 years in order to separate that plutonium and make nuclear weapons.

Since there is no clear separation for me between nuclear weapons and nuclear energy, I would suggest that the way to deal with our current situation in terms of fossil fuels is through actual renewables and dramatic conservation, rather than wasting energy the way our societies do.

Question and Answer

Q1 Black Rain Trials

Currently, Black Rain is in trial. How should this restoration process function? Should there only be monetary compensation, or should there also be some other form of restoration?

Answer

Regarding Black Rain, you're compensating people for what happened to them over 70 years ago. But clearly, as with any kind of harm, especially when it's been neglected for a long time, I think apology is always an important thing; for people to understand that they have dignity and need to be respected.

The other thing to take from these Black Rain trials is establishing a precedent that people who live with fallout, even far away from areas where the burst of radiation was, suffer from health problems and need those health problems to be recognized and addressed. This precedent needs to be proactively applied in other places. For example, here in Japan, we need to apply this sensibility to Fukushima; we need to be concerned about people who are being moved into towns where radiation levels are said to be low because externally measurable levels are low. These people are being moved into places where there are still a lot of particles. If we're telling the people exposed to Black Rain that they were damaged and harmed by radioactive fallout, we should not be actively putting more people into that same situation.

Q2 Compensation to Victims

Could you tell us about compensation to victims of nuclear tests? Are there any discussions about compensation for indigenous people whom nuclear states have so far avoided compensating? Do victims receive any compensation from Russia and Kazakhstan?

Answer

Essentially, almost all of the compensation that exists for nuclear weapon test sites exists for employees of the government. There's a compensation program in the United States that is up for renewal right now, and there's a compensation program in France. Most of the recipients are people who were employed in the nuclear weapon complexes, be it as workers, as technicians, or as soldiers. Very little of this compensation has been given to the "downwinders," the people where the fallout clouds drop. Some people in the United States are entitled to small amounts of compensation from living near the Nevada nuclear weapon test site. There's an effort now to expand that into a larger area of people who are entitled to compensation. In the US, this means one-time, small payments — \$50,000 or less, which is not really substantial in the face of US healthcare costs. In France, this compensation has essentially not been offered to people living in the indigenous communities of French Polynesia and Algeria.

There definitely needs to be more comprehensive compensation, and it needs to be taken beyond the nuclear weapon states into far-distant test sites. There's really been no compensation by the British in Kiribati, where they tested thermonuclear weapons with very large fallout clouds. There's a tiny amount of compensation in Kazakhstan, to the people who live near there. But, in general, there really is not much compensation for these people. Test sites are selected because of the lack of political agency of the local communities, and so the lack of compensation reflects that lack of agency yet again. This is one of the reasons that the treaty is important. It could be a mechanism for instituting compensation and also for raising

awareness about the need for compensation.

When it comes to indigenous peoples, sometimes there is slight remediation of the site or some compensation — for example, for the Marshallese. But, in general, these communities are not in a position to bargain, and it takes political power to receive compensation. That's why a nuclear weapon state's citizens who worked for the nuclear weapon complex or who were in the military are the ones who obtain compensation; they have the power to bargain. Very few people whom I've met in many of these communities have any expectation that they will be compensated in any way.

This compensation varies from place to place. For Kazakhstan, the Soviet Union doesn't exist, so there's nobody obligated to pay compensation. It's not the Kazakh government that did this to people, and the Russian government claims: we didn't do this; it was the Soviet Union.

Q3 Awareness of Victims

Do residents in Russia and Kazakhstan know that their places are contaminated by radiation? The situation is the same in China too. You talked about how some of these victimized groups don't really have this memory culture that we have, for example, in Hiroshima or Nagasaki. Are there cases for example, where the victims don't even know that they are victims? How well is the nuclear history known in some of these areas?

Answer

In terms of knowledge held by victims, it really varies. It depends on the remoteness of the place. For example, on Christmas Island in Kiribati in the Pacific, where both the British and the US tested hydrogen bombs, when I visited there, people didn't even have information about the size of the weapons that had been detonated there and the health impacts that come from radiation. We were told that British soldiers, British nuclear veterans, who came there with the BBC to film a piece about their exposures told the local people that they probably had illnesses related to the nuclear testing. The residents were not otherwise informed by the British about the nature of the testing and possibly related illnesses. In other places, there's an incredibly high level of information; people who live with this radiation are well aware of it. For example, at some of the small villages surrounding the test site in Kazakhstan, it was astonishing to me how much elementary school children knew about testing in other sites around the world and how much people had adjusted their farming and livestock practices to reflect their proximity to the Kazakh test site.

In many places where people live with radiation, they adjust because they see the impacts in their daily lives. One of the places where you can see this a little bit is actually in a place like Norway, or Sweden, where the Saami community has been devastated by radiation from the Chernobyl fallout cloud. The Chernobyl fallout cloud came down in large quantities in northern Scandinavia, and the Saami community mostly survives via reindeer herding. Reindeer primarily eat lichen, a plant that gets nutrients from the air and so is a bio-accumulator of radiation; it concentrates radiation more than

most plants. Therefore, the reindeer become highly contaminated, and there is an impact on the traditional culture, the traditional practices and diets, of the Saami community. For example, in one anthropological account, a resident talked about how the Saami have developed three different grades of reindeer meat calibrated according to degree of contamination and who is eating the meat. The most contaminated meat is eaten by the elderly, less contaminated meat is eaten by the adults, and meat that is purchased from outside the area is eaten by children.

Thus, people are proactive in adapting as much as they can to what they understand. However, this adaptation differs from place to place. But needless to say, when people live with something that causes illness in the community, they pay a lot of attention to how that illness occurs, to where people get sick, and to how they get sick. People then take steps to manage the causes of this illness, even if they don't have the same medical frameworks or radiological understanding that we do.

Q4 Implementing TPNW without Large Nuclear Powers

What do you think about the possibility of implementing the TPNW without the willingness of large powers such as Russia and the United States? Without those powers, what are the chances the TPNW being successful?

Answer

In terms of abolition of nuclear weapons, there's no effectiveness of the TPNW if there's no willingness from the states that possess,

deploy, and threaten to use the weapons. There's certainly no way to abolish nuclear weapons if nuclear weapon states brandish their weapons. Also, in virtually all of these states, there is continuous commitment of funding to modernizing weapons. So they're going in the opposite direction from abolition.

In terms of remediation, there is an opportunity for the other nations who have signed the treaty to commit funds to at least some fundamental work in these contaminated communities and ecosystems. So there is an opportunity to make a difference in terms of the concerns of Article 6, the wellness of communities, the remediation of their ecosystems, and the provision of medical and psychological care for people. It's incumbent upon us to try to do what we can for these communities because that's something we can do as non-nuclear weapon states.

講 演

価値創造×SDGs「創価教育と世界市民教育」

SDGsにおける世界市民教育の重要性 ポスト・コロナ世界で“Oneness”を実現するために

大阪大学 教授／前国連大使 星 野 俊 也

今回は、創価大学が開催されてきた「価値創造×SDGs」のシリアルイベントの3年目であり、また本年は創価大学の創立50周年にもあたるということで、その記念すべき年のイベントに招いていただき、たいへん光栄に思います。

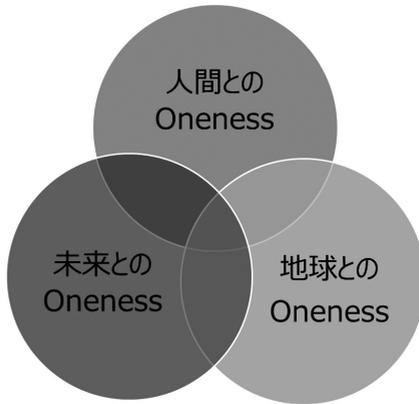
今回のテーマはSDGsの4番目の教育です。創価大学は世界市民教育においても長い実績を積まれています。私も大学で教育に携わっていますが、教育とSDGsを結び付けるとどのようなのかというお話することは知的なチャレンジです。「SDGsにおける世界市民教育の重要性」というテーマをいただき、「ポスト・コロナ世界で“Oneness”を実現するために」というサブタイトルが思い浮かびました。今回はこのような観点から話します。

先ほど馬場学長からもお話がありましたが、創価大学はスーパーグローバル大学創生支援事業にも採択されていて、“Get Global, Be Bold”という掛け声の下に世界市民教育に取り組まれてきたということです。また、人間教育の世界的な拠点の構築、すなわち平和と持続可能な繁栄を先導する世界市民教育プログラムを進められています。

そして、いかなる意味で世界市民教育を考えているかを見せていただいたところ、この世界には様々なバックグラウンドを持つ多様な人々がいるわけですが、そのような人々の中で合意形成を図り、問題解決へのムーブメントを起こ

し、それをクリエイティブに実践していくことを目指されているということがよくわかりました。そして、21世紀の世界に生きる私たちに必要な資質や価値観、取り組みは、世界市民教育を通じて育む必要があると実感しました。

図1 3つの“Oneness”の統合



出典：著者作成

私は、SDGsと世界市民教育において“Oneness”、一つであることを強調しました。この“Oneness”には三つあります。一つ目は人間との“Oneness”、私と世界のさまざまな人々との間の“Oneness”です。二つ目は地球との“Oneness”で、地球の生態系とその中の自分が一体で一つであるということです。三つ目は未来の時代と今を生きる自分との間での“Oneness”です。「世界市民という私」を考えたときに、この三つの“Oneness”の中の中心に自分を位置付けることができる存在になれるかということ、そして一人一人の「私」が、人間、地球、未来とつながっていくような教育をしていく、あるいは学習をしていくことにより、世界が変わっていくのではないかということです。私は馬場学長から提示された世界市民教育の話聞いたときに、このようなイメージが湧いてきました。

また、SDGsが世界市民教育にとって最高の教材になると直感しました。SDGsは17の大きな目標から成る、持続可能な開発目標ということです。17のゴールは5つに分かれています。これを5つのPと呼びますが、Peopleに関

するゴールが1番から6番まで、Prosperity = 豊かさに関するゴールが7番から11番まで、Planet つまり地球を丸ごと見ていくゴールが12番から15番まで、Peace = 平和に関わるものが16番、そして全てのゴールをパートナーシップに基づいて、皆で一緒に実現していく Partnership が最後の17番です。

これを、先ほどの私の三つの“Oneness”に合わせていくと、人々との間では1番から6番までの People（人間）のゴールが関わり、地球との“Oneness”を考えるとときには12番から15番までの Planet（地球）のゴールに関わり、未来においては、Peace（平和）と Prosperity（豊かさ）に関連したゴールがあります。人々が手と手をつないで実現するというパートナーシップは全体をカバーするものですのでこのような構造になっていると理解していいと思います。

世界市民教育と SDGs を考えたときに、まず SDGs についての理解をもう少し深めておいたほうがよいと思いますので、私が SDGs の特徴だと思うものを三つ紹介します。

1つは、SDGs が目標ベースのものであるということです。「このような世

図2 5つのPとSDGs

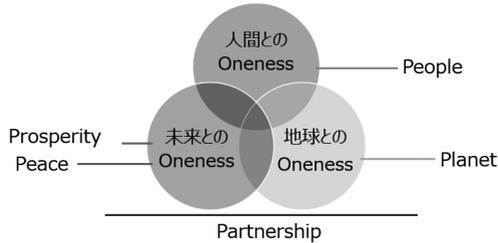


出典：国連広報センター

図2 5つのPとSDGs

People（人間） – あらゆる形態と次元の貧困と飢餓に終止符を打つとともに、すべての人間が尊厳を持ち、平等に、かつ健全な環境の下でその潜在能力を発揮できるようにする	
目標1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標2	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標4	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する
目標5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う
目標6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
Prosperity（豊かさ） – すべての人間が豊かで充実した生活を送れるようにするとともに、自然と調和した経済、社会および技術の進展を確保する	
目標7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標10	各国内および各国間の不平等を是正する
目標11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
Planet（地球） – 持続可能な消費と生産、天然資源の持続可能な管理、気候変動への緊急な対応などを通じ、地球を劣化から守ることにより、現在と将来の世代のニーズを充足できるようにする	
目標12	持続可能な生産消費形態を確保する
目標13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
Peace（平和） – 恐怖と暴力のない平和で公正かつ包摂的な社会を育てる。平和なくして持続可能な開発は達成できず、持続可能な開発なくして平和は実現しないため	
目標16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
Partnership（パートナーシップ） – グローバルな連帯の精神に基づき、最貧層と最弱者層のニーズを特に重視しながら、すべての国、すべてのステークホルダー、すべての人々の参加により、持続可能な開発に向けたグローバル・パートナーシップをさらに活性化し、このアジェンダの実施に必要な手段を動員する	
目標17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

図3 「世界市民教育」と SDGs —3つの “Oneness” の統合



出典：著者作成

界を達成する」という目標があり、そこからバックキャストをし、今の私たちが取るべき行動を考える、あるいは実践するという方法論を提供しているということです。まずは目標ありきということが特徴のひとつです。

2点目は、中核的な理念として“leave no one behind”（誰一人、取り残さない）という考え方が提示されていることです。この考え方は、長年にわたり、日本政府の政策としても、国連の中での政策としても重要視してきている人間の安全保障（Human Security）というものとも非常に密接な関係にある理念だと考えます。

3点目の特徴は「トランスフォーメーション：変革」ということです。今の時代、例えば、今日のセミナーもオンラインでしなければいけないのは、我々が新型コロナウイルス感染症のパンデミックという状況にあるからです。このように大きな変化の中にある時代のなかで新しい世の中をつくるのであれば、より良いもの、より高次のものをつくっていく必要があるわけですが、そのためには、次のあるべき世界に向かっての変革を考えることが不可欠です。そのような新しい時代を創造するための変革を促進するものとしてSDGsは使えらると思います。

SDGs 達成へ向けて変革のための行動が必要だということを申し上げましたが、その前提として、より適切な方向に私たちを導く教育が必要です。そこに世界市民教育という柱があることで、より良い変革の行動への視界が開けゆくものと期待しています。

教育における持続可能な開発に関しては、2002年に日本政府が世界に向け

て発信した「持続可能な開発のための教育」(Education for Sustainable Development (ESD)) という取り組みがあります。主に環境、経済、社会のあるべき方向性について、教育の現場でも考えていこうということです。一つ一つについては述べませんが、環境、エネルギー、文化の多様性、平和、人権、ジェンダー、福祉、あるいは防災、気候変動など、さまざまなテーマに関して、既に、教育の現場でこのようなことを議論することが重要だといってきた経緯があります。また ESD では、課題解決型の教育が必要だということも提示されてきました。

SDGs の中には17の目標があり、その4番目が今年のシリアルイベントのテーマでもある教育ですが、その教育は全てのSDGsの基本だと言うことが可能だと思います。したがって、ESD教育の中で協調されてきた6つのポイント、多様性、相互性、有限性、公平性、連携性、責任制は、SDGsを教育に持ち込むときには極めて重要で基本的なアプローチとなると思います。

Education for Sustainable Development と Sustainable Development Goals を並べて見ると共通しているのは、Sustainable Development (持続可能な開発) という部分になります。持続可能な開発という言葉の意味は何かということ、将来の世代の人たちの経済発展の基盤を損なうことなく、現在に生きている私たちの世代のニーズを満たすものということです。逆に言えば、現在、私たちが好き勝手な暮らしをすると、未来の世界の経済発展の基盤を損なうことがあるので、未来のことも考え、今を生きるということです。私が未来との“Oneness”を強調した理由はここにもあるわけです。

Education for Sustainable Development は手段としての教育ということで、その手段は何を目標にしているかということと持続可能な開発がそこにあるわけです。やはり目標を達成する上で教育が手段としても極めて重要だということが示されているのだと思います。

国連はなぜ今の時期にSDGsを合意する必要があったのかということ、世界は、地球は、あるいは人類はもはや持続可能ではない状況に近づいているという厳しい現実があるからだだと思います。我々人間からすれば地球はたいへんに大きな天体ですが、そこには限界というものがあり、その限界点を越えると取

り返しのつかないぐらいの壊滅的な変化が起きてしまいます。このような地球の限界が「プラネタリー・バウンダリー」といわれるものです。

私たちが気候変動の影響は日常的に実感するようになってきていると思いますが、生物多様性やその他の分野でもこのままいくと地球が壊滅的なダメージを受ける状況になっています。皆さまはこのような危機感を覚えたことがありますでしょうか。普段の生活の中で地球全体を見ることはなかなかありませんが、だからこそ地球との“Oneness”を考えていただきたいです。このまま私たちが今までの行動を続けていくと、プラネタリーバウンダリーをかなり超えてしまうことになります。地球自体が自分をサステイン（持続）していくことができなくなるということです。

ただ、まだ間に合います。そして、そのためには2030年までに我々がどのように行動するかという、ぎりぎりのところにあります。この危機感や、ぎりぎりの状況にあるということを実感すると、今、SDGsを考える、世界市民教育を通じて視野を広げていく必要があることが実感できると思います。

SDGsを採択した国連決議の中には、「我々は、貧困を終わらせることに成功する最初の世代になり得る。同様に、地球を救う機会を持つ最後の世代になるかもしれない」という一節があります。貧困削減について、我々はこれまでに大きな努力をしてきました。世界の人々の格差をなくしていくというのは決して生易しいことではなく、大変な努力が必要ですが、我々の努力次第では貧困を終わらせることが可能になる最初の世代になるかもしれないといっています。

しかし、地球を救うことに関しては、最後の世代になるかもしれないともいっています。我々が失敗すれば後はないということです。手遅れにならないために、SDGsに基づく目標を達成するためには、世界市民教育が必要だと実感することがとても重要な出発点になると思います。

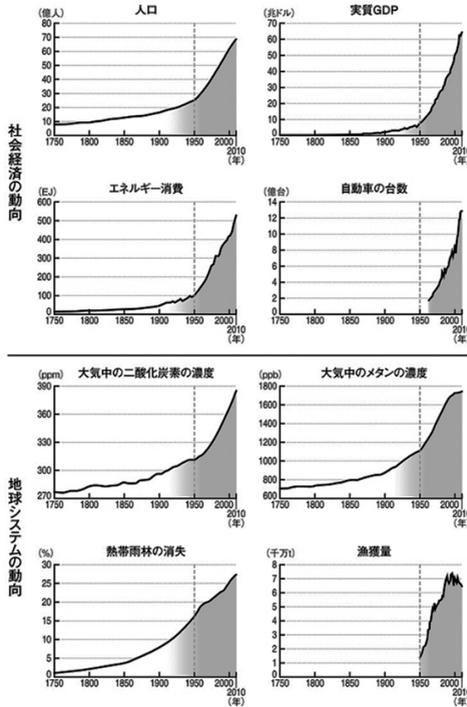
最近、「アントロポセン（Anthropocene）」という考え方が知られるようになってきました。「人新世」と書いて「ひとしんせい」あるいは「じんしんせい」と訳されているものです。46億年前に地球という惑星ができ、様々な地質年代を経て現代に至っています。その間には恐竜の時代もあり、そこに哺乳

類が出てきて、人類が出てきて、そしてホモサピエンスと呼ばれる知的な人間が出てきました。ホモサピエンスが出てきたのは、長い地球の歴史の中では恐らく20万年前ぐらいのレベルだとされています。このような長い地球の歴史で人類の経済活動が地球環境や生態系に決定的な変化を起こす時代が来ているのではないかということです。

46億年の地球の歴史あるいは20万年のホモサピエンスの歴史の中で、1945年以降、そして、2000年以降がどれだけ大きな影響をもたらしているか。図4のグラフは大加速時代における人間活動と地球システムというもので、人口がどのようになってきたか、あるいはGDPがどのようになってきているか、エネルギー消費、大気中の二酸化炭素の状況、大気中のメタンの濃度はどのようになってきているかということを見ています。

出発点は1700年代の終わりで、つまり産業革命以降ということです。人間の

図4 大加速時代における人間活動と地球システムの動向

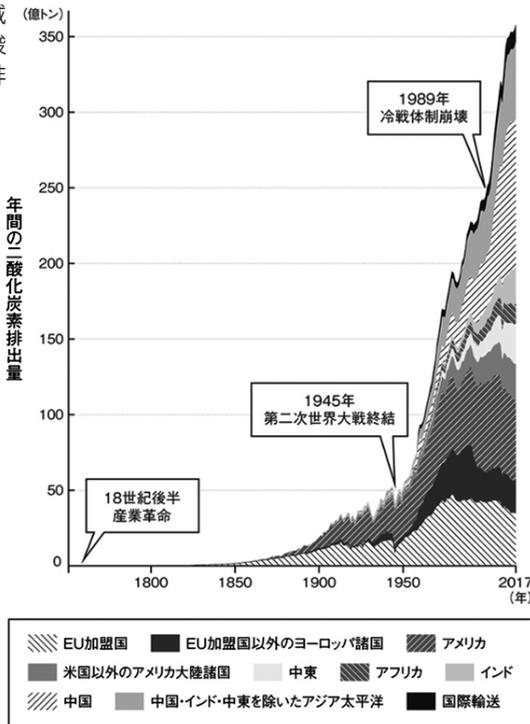


Will Steffen et al., "The trajectory of the Anthropocene: The Great Acceleration," *The Anthropocene Review*, 2, no.1 (2015) をもとに作成

出典：齋藤幸平『「人新世」の資本論』（集英社新書、2020年）より

活動によって、先ほど述べた指標は右肩上がりにどんどん上がっていきま
すが、1945年以降、特に20世紀の終わりから現在にかけて急速に上昇している線
が見られます。これらが全て、地球に対して負荷を与えていることになりま
す。

図5 地域
別・二酸化
炭素排出
量



Carbon Dioxide Information Analysis Center (CDIAC) および Global Carbon Project (GCP) のデータをもとに作成

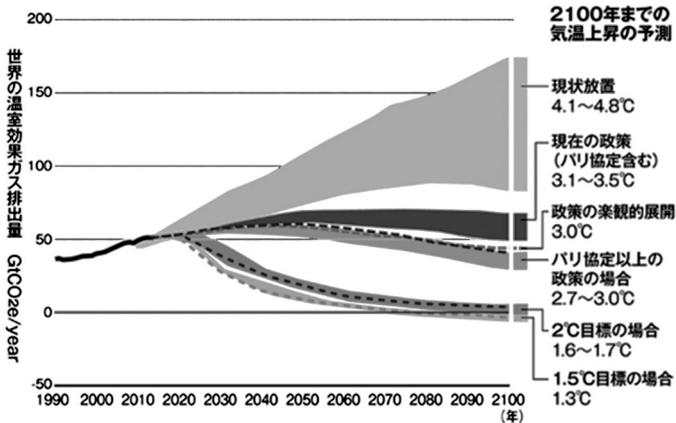
出典：斎藤幸平
『「人新世」の資
本論』（集英社
新書、2020年）
より

図5のグラフがより分かりやすいかもしれませんが、二酸化炭素の排出量を
地域別に見ています。我々が生活しているこの時代に、急速に二酸化炭素の排
出量が増えているということです。地球の歴史の46億年の中でこの100年や50年
さらには20年がいかに大きなインパクトを地球に与えているのかを考えると、
私たちの責任はいかに重いかということが実感できると思います。

図6のグラフは地球温暖化がどのように進むのかということについて、講じ
られた対策ごとのシミュレーション結果です。2020年からスタートして、現状

を放置してしまうと気温がさらに2100年までには4.1度から4.8度も上がってしまいます。このようになると氷山が溶けて海面が上昇したり、災害や森林火災など、想像を絶するものになるのではないのでしょうか。パリ協定を含む現在の政策を進めたとしてもかなり深刻な状況になると予想されており、2015年のパリ協定以上の政策を進めていく必要があるのではないのでしょうか。科学者たちが提案するのはグラフの一番下にあたる1.5度目標ということですが、そのためには革新的な行動変容が不可欠になると思います。

図6 対応策別・地球温暖化の進行予測



Climate Action Tracker, "2100 Warming Projections" (2018年版)をもとに作成

出典：斎藤幸平『「人新世」の資本論』（集英社新書、2020年）より

私たちが日々、自然の中に暮らしていても、このような変化はなかなか気が付かないかもしれませんが、長いトレンドの中で見ると、明らかにこの50年、この20年というのが大きな変化をしている時期であり、それが私たちの行動によるものだという事です。

私の専門とする分野が安全保障や紛争、平和の問題ということもあるので、もっぱら世界の紛争に対して、なぜ人々は意図的に、作為的に別の国の領土を侵略しようとするのか、なぜお互いに憎しみ合い、人々に攻撃をし、尊い命を失わせようとするのかということ、そして、意図的、作為的な紛争、戦争、攻撃をどのようになくすかということにかなりの時間を割いて考え、議論をして

きました。

しかしながら現在では、私たちが無意識のうちに、あるいはほとんど関心も持たずに不作為で行動している結果であったとしても、それが気候変動のような大きな危機を生み出しているということの重大さを痛感しています。

そのような危機の中にあるにもかかわらず、多くの国々が国際協調よりも自分の国のことだけを考えるという動きがあります。私はこれを「反多国間主義」と言っていますが、大国を中心として自己中心的な行動をとるために国家間対立が広まっていくことになります。

また、急速に科学技術が発展し、イノベーションが起こっていますけれども、これが人々を豊かに、幸せにするために使われるのであればいいのですが、そうではない方向に使われる結果、さまざまな問題が出てきています。このようなことが46億年の地球の歴史の中で、1945年以降、特に最近の数十年間の大きな変化になっています。やはり今は、この流れを変えていくことが必要なときです。その中で、SDGsが出てきたと思います。

SDGsは2015年9月に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」に150人を超す各国首脳が参加し、コンセンサスで決議が採択されました。これはたいへん重要なことで、なぜかと言うと、国連総会という全ての国連加盟国が集まる場で、大使級でも大臣級でもなく、首脳級、つまり国王や大統領、首相たちが、皆が忙しい中で150人以上も集まり、コンセンサス、つまり全会一致で採択された決議だからです。それだけでもこのSDGsが世界共通の国際目標だと言ってもおかしくない正当性があると思います。

国連大使としての日常の仕事はこうした決議文の文言をどのように調整し、採択に持ち込むか、妥協も含めて多様な意見をどのようにこの文章にまとめるかということなのですが、出来上がるとききれいなパンフレットになって世界の皆さまと一緒に見てもらい、報道してもらおうということになります。

パンフレットに記されたもとのタイトルは「TRANSFORMING OUR WORLD」、「私たちの世界を変革」ということです。「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」という名称は2030年をゴール年としてそこまで持続可能性を高めていこうということです。そのキーワードが「変革」であり、

このままでは実現できないので今こそ変革をしなければいけないということなのです。

2015年9月に決議が採択された瞬間、国連総会議場のホールに集まった各国首脳が拍手喝采をおくりました。大きな成果がここで実現したという興奮状態、お祭り状態になった観がありました。直前まで各国の外交官が寝食を忘れて交渉していたという背景もありますし、この日はローマ教皇も来られてスピーチをされましたし、会場には最年少でノーベル平和賞を取ったマララさんも居合わせました。そうしたことから決議採択のセレモニーは大いに盛り上がったのだと思います。

過剰演出と思われるかもしれませんが、国連ビルの外側の壁面いっぱいにはプロジェクトマップでロゴを映し出しました。2015年のこの日を境に2030年までにこのSDGsをどんどん達成していこうという世界の総意としての意欲の表れが、このようなところにも見えているという雰囲気を感じ取っていただきたいです。

このSDGsも実は急に出てきたわけではなく、さかのぼると1972年の国連人間環境会議があり、その後は環境関係、防災関係、社会開発関係もあれば、MDGsというゴールの作成もあります。それまでのゴールはどちらかと言うと、環境保全、社会開発、防災減災、ビジネス、教育という個別の分野だったと思います。それらを一つにまとめてパッケージ化し、これを全て行わないと地球はサステナブルにならないと打ち出したものがSDGsであったと考えると、1972年以降のこのような取り組みの集大成であることが見えてくると思います。

しかし、2015年にSDGsが採択されてから6年を経過し、私たちはどれだけ達成に近づくことができたのでしょうか。いまだにSDGsの認知度が十分ではないこともあるかもしれません。創価大学は別だと確信していますし、私もいろいろところでSDGsの重要性を話していますが、もう少しで中間点を越し、2030年までラストスパートという時期に入ります。もちろん2030年で全てが解決するわけではなく、その先につなげるためにも、基本的な足場固めを2030年までにしなければいけないということだと思います。

そこで今度は、世界市民教育を通じてどのように世界の人々と一体になるのか、あるいは地球環境と共生していくのか、そして未来とどのように一つになっていくのかということをお話したいと思います。

地球との“Oneness”を進めていくためには、我々は地球に暮らすものであることを自覚し、自然環境と一緒に暮らしていく必要性を実感することが大事です。最近、国連はプロジェクションマッピングをよく使うのですが、2019年の国連気候サミットでは国連総会議場の壁自体を森に変えていました。

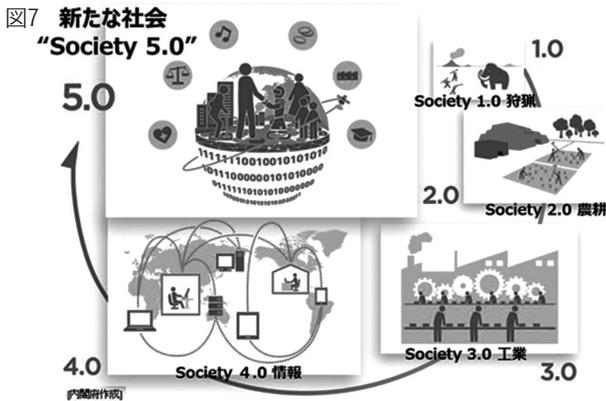
なぜこの写真を出したかということ、私は大使をしていたこともあり、国連本部という場所は外交官が集まって議論をしている場所であり、首脳が来て演説する場所であると思われがちですがそうではありません。私も国連大使として体験してきたことですが、今の国連は市民社会の代表の皆さま、社会活動家ではありますが高校生のグレタさんやビジネスのリーダーや宗教のリーダーなど様々な人が来て、世界を良くしたいということで議論をする場所です。

世界市民教育もそうですが、第一に考えるべきことは自分も責任のある1人で当事者であるということであると思います。政治家や外交官の誰かに任せて決めてもらうのではなく、物足りなければ自分が行き、その場でアピールするぐらいの思いがあってもいいと思いますし、国連ではそのような発言をする道もあります。

今日は若い方もたくさんお聞きになっていると思いますが、現在、グテレス国連事務総長が強調していることの一つは、若い人たちの声を聞くことです。グレタさんとも直接対話をしています。グレタさん自身がおっしゃっているのは、大人たちが勝手に物事を決めないでほしい、実際に影響が出るのは私たちだから、私たちの声も聞いてほしいということです。ここで話を聞かれている学生も含めた若い皆さまが当事者として今から発信をすることはとても大切なことであり、発言をすることが自分の未来にも直結していることを理解してもらいたいと思います。そのように、国連を身近に感じてほしいと思います。

現在は急速に科学技術、イノベーションが変化している時期です。日本政府

も Society 5.0を提唱し、これがSDGsにも大きく貢献するはずだと議論をしています。Society 5.0のイメージを見ていただくと Society 1.0は狩猟をしていた時代で、それが Society 2.0で農耕社会になり、Society 3.0で工業化が進んだ社会になり、Society 4.0では情報化が進んだ現在の社会ということになります。次の新しい社会は、サイバー空間とフィジカルな空間が高度に融合した世界になるだろうといわれています。つまりAIやIoT、ロボティクスなどいろいろなものが日常生活の中に自然と入ってきて、それが人々の医療分野やモビリティの分野、インフラの分野など、いろいろなところに入り込んでいくわけです。



出典：内閣府

この Society 5.0をうまく進めていくことができれば、経済発展と社会的な課題解決の両立になるということで、政府としてもその方向性を強調しているわけです。これも SDGsの実用のために、いろいろなところで貢献すると思います。テレメディシン（遠隔治療）もありますし、ロボットによる介護、エネルギー利用の多様化など、さまざまなものが自動化していきます。これらをいい方向に持っていくというのも未来との“Oneness”になると思います。

そして、現在、人類は新型コロナウイルス感染症と戦っています。菅総理が国連での演説で表明したように、この感染症の拡大は世界の人々の生命、生活、尊厳、すなわち人間の安全保障に対する脅威であるので、誰一人取り残さ

ないという考えの下に対応するのが極めて重要です。そして、日本は人間の安全保障の考え方の下でユニバーサル・ヘルス・カバレッジを達成し、誰の健康も取り残さないという目標のために国際協力を進めていくということも述べられています。

コロナ禍で私たちは厳しい状況に迫られていますが、私はこの新型コロナウイルス感染症は Wake-Up Call = 目覚ましとなる警鐘であったのではないかなと思うときがあります。今までの普通の生活が突然の災厄で全てが止まってしまいました。しかしながら、止まってしまったのであれば、次は新しい世界をつくるという変革のスタートの好機にできないかと考えています。

次なる新しいノーマルをつくりだすためにどのような変革が必要なのでしょう。当たり前と思っていたことを見直し、正解のない問題に取り組むためには新しい教育が必要だと思います。今までの理系や文系という垣根を越えた発想も必要ですし、大学においては授業で知識やスキルを得るというだけではなく、プロジェクト活動といった課外活動などもミックスし、行動することが必要です。

創価大学の世界市民教育の中でも強調されている多様な考えの人々の中で合意を形成するという実践の中でよりよい制度を生み出すことができれば素晴らしいと思いますし、このプロセスの中で自然な形で女性の皆さまが活躍されることも期待されます。また、責任ある利用者の視点で科学技術、イノベーションが使われていくことができればいいと思います。

このようなことが進むと「誰一人取り残さない社会」ができると思います。「誰一人取り残さない社会」というのは、誰も孤立をせず、独りではないことが実感できる社会であり、また構造的な格差、分断がなくなる社会だと私は思います。そのような方向に転換していくことが重要だと思います。

国連を研究している私からすると、1945年にできた国連システムは様々な点で時代遅れになっていると感じることがあります。それでは新しい国連をつくるのかというとそれは難しいですが、新しい秩序をつくる必要はあると思います。しかし、国際社会秩序の変革は戦争によってもたらされてきたという歴史があります。国連ができたのも第二次世界大戦という戦争の結果であります

し、その前の国際連盟ができたのも第一次世界大戦の結果だったということを思い起こせばよく分かると思います。

しかし、私は次の世界秩序をつくるために大戦争は要らないと思います。なぜなら、この新型コロナウイルス感染症が世界戦争に匹敵するぐらいの大きな犠牲と負担を私たちに及ぼしているからです。国連が言語に絶する世界大戦の惨害から新しい世界をつくるといったように、言語に絶するコロナパンデミックの惨害の経験のうえに次の世界の秩序をつくるべきだと思います。

SDGs は新たな世界秩序の指標を提示するものであると思います。そして、日本が強調してきた人間の安全保障という考え方もその柱に据えられるべきだと思います。人間の安全保障を促進するという意味でも日本はしっかりとした役割を果たすべきだと思います。

新しいテクノロジーの活用、女性や次世代のエンパワーメント、アジアの活躍といったところも、新しい世界秩序の中に出てきてもいいと思います。このような新たな世界を生み出す動きの中でこそ世界市民教育は大きな柱になるものと確信します。

以上、駆け足で世界市民教育と SDGs について私なりに考えたことを話させていただきました。世界の中で三つの“Oneness”、「世界の人々と私は一つである」、「地球生態系と私は一つである」、「未来の時代と私は一つである」ということを考えつつ、私も含めた皆さま一人一人が、人間と地球と未来とつながる学習をすすめていけば、確かに世界を変えていくことができるということをお願い申し上げます。

※本稿は2021年6月5日に行われた創価大学シリアルイベント〈価値創造×SDGs〉「創価教育と世界市民教育」における基調講演の抄録である。

講 演

ポスト・コロナ世界の国際関係¹⁾

創価大学平和問題研究所 所長 玉井 秀樹

今回はポスト・コロナ世界の中でどのように国際関係を見るかについて、3つのポイントに沿って話をします。1点目は、「国際関係」というものをどう理解するかについて説明をします。2点目は、その国際関係をパワー・ポリティクスとしてみるとどのようなことが言えるのかについて話をします。3点目は、いわゆるコロナ・パンデミックは国際関係にどのような影響を与えたのかについて考えていきたいと思います。

国際関係をどう理解するか

国際関係という言葉は International Relations の翻訳ですが、同時にそれは国際関係論という学問名としても使われます。国際関係論とは端的に言えば国際社会の研究をする学問ですが、その研究対象である国際社会 (International Society) とは国家によって構成される社会と仮定します。国際社会を語る前に「社会」とは何かということを明確にすべきですが、ここでは複数の人間によって構成される集団という説明にとどめておきたいと思います。International を「国際」とする訳は [inter + nation] = 「国家間」を字義通りに翻訳しているものであると思います。つまり、国際関係論という学問は、この世界は複数の国家によって構成される社会を形成しているということを仮定し、その仮定された社会の構成員である国家の振る舞いを研究しよう

という学問です。

国際社会を人間が集まってつくっている「社会」のアナロジーとして考えると、似ている部分もあるし、違う部分もあります。大きな違いは、国際社会は無政府状態の社会（anarchical society）であると想定されていることです。アナキー（無政府状態）と言われると無秩序・混乱を思い起こされやすいのですが、それらは決して同意のものではなく、国際社会は必ずしも無秩序社会ではありません。中央政府なき秩序ある社会である世界はいかにして可能か、ということが国際関係研究の重要なテーマの一つです。

国際社会において国家はどのような行動をするのかについて様々な仮説が立てられています。何よりも自己の生き残りを最優先に行動するということを人間の行動原理であると想定して、国家単位でも自国が生き残ることを最優先に考え、必要とあれば他国を押しつけても生き残ろうとし、利己主義的な行動をするものだと考えるのが、国際関係研究におけるリアリズムという考え方です。その一方で、困った時にはお互いに助け合ったほうが生き残る可能性が高いことを人間は知っているのであり、国家も同じように必要に応じて協力し合うような行動を取るものだと考えるのがリベラリズムという考え方です。

国際社会の起源については、多くの国際関係の教科書で取り上げられてきたウエストファリア仮説という西ヨーロッパで生まれた仕組みだとする説が定説化しています。1648年にウエストファリア条約が成立をしたことをもって、複数の主権国家が対等な関係を結び、共存する仕組みが始まったとするものです。

近年の国際関係論の教科書では、国際関係論について、国家間の政治である国際政治学を基本に、国家以外のアクター、諸分野、地球的諸問題、地域研究などを包含し、学際的アプローチにより国際社会を理論的に分析しようとする総合社会科学と定義しているものもあります²⁾。

このような学問は第一次世界大戦がきっかけとなって生まれました。ヨーロッパの人々はこの世界大戦の甚大な被害に衝撃を受け、同じような戦争を二度とさせてはならないとの思いを強くしました。そして、あのような戦争をした国家の在り方を糾弾し、国家はなぜ戦争をしてしまうのか、どうしたら国家

が勝手に戦争をするのを止められるかということを知りたいと考えたのが国際関係研究の始まりだと言えます。

19世紀以降の世界は、国家間の利害対立が地球規模に広がり、複雑化していきます。その原因の一つが植民地獲得競争です。植民地の拡大競争つまり帝国主義的競争にともなう国際問題と国内問題がありました。当時のヨーロッパは帝國的な政治体制あるいは王制に異議を唱え、共和制をめざす動きがありました。帝国の中では、帝国の支配から離れ自分たちの国をつくりたいと考えるナショナリズムの運動があり、国際問題と国内事情が密接に関連していました。それをきちんと分析をするための学問が必要だと考えたわけです。

世界大戦以前のヨーロッパにおける大戦争といえばナポレオンの時代の戦争でした。30年間の断続的な戦争で亡くなった人は約200万人にのぼりました。それから約100年を経て、わずか4年の間にナポレオン戦争の被害をはるかに超える約850万人の犠牲者をだす未曾有の殺戮と破壊を引き起こしました。急速な工業化と国家総動員体制が総力戦といわれる戦争を可能にしたからです。

産業革命を引き起こした蒸気機関の発明以降、欧米ではガソリンエンジンといった内燃機関や様々な自動機械が作られるなど新しい技術が形になります。

また、国家総動員を可能にしたのはナショナリズムという思想・イデオロギーです。自分たちは同じ国民・同じ民族であるとの同胞感が非常に強いアイデンティティーとなり、国や民族のために力を尽くすのは人間として正しく、美しいことだとする価値観・信念がナショナリズムの核心部分の一つです。戦争になるとこのナショナリズムに火がつきます。国家存亡のときに、国のために持てる力を捧げるのは人間として当然であり、戦争に協力するのは正しいことだと考えが広く共有されるようになります。結果として、当時の様々な新しいテクノロジーが戦争に注ぎ込まれました。

1995年に放送された「映像の世紀」というNHK制作のドキュメンタリーがあるのですが、その第2回「大量殺戮の完成」では、第一次世界大戦で機関銃が登場し、それ以降、戦車、潜水艦、毒ガスなどが開発され、殺戮と破壊の規模が甚大となっていく過程が描かれています。また、兵器の大型化や当時の最新鋭技術の自動車、飛行船、飛行機、船舶などが戦争の道具として使われたこ

ともわかります。その結果として大変な犠牲が出たわけです。

このような戦争の惨害を経験して国際関係論が生まれます。初期の国際関係研究では戦争を違法とする条約のような国際社会のルールを定め、この法を執行する国際機関・制度を整備することで戦争を防止しようとした。国際連盟の発足はその取り組みを象徴するものでした。しかし、残念ながら国際連盟は日本やドイツの軍事的侵略行為を止めることができず、第二次世界大戦が勃発したことは周知の通りです。

戦争を違法とする国家間の約束（不戦条約）が顧みられることなく、第一次世界大戦の惨劇をはるかに超える殺戮と破壊が行われたことはたいへんな衝撃でした。国際関係研究の世界では、この第二次世界大戦の経験を経て、国家が自己防衛のために利己主義的に行動する存在であることを前提とするリアリズム的なものの見方が主流になっていきます。

パワー・ポリティクスとしての国際関係

繰り返しになりますが、国際社会は主権国家によって構成されているとみなし、主権国家を統制する強い権力をもつ世界政府は存在しないとみなすのが、国際関係研究における前提となっています。そして、主権国家はたくさんのライバルがいる中で自身の生き残りを図るという環境に置かれているものと見えています。このような国際社会観を確立した国際政治学者の一人がハンス・モーゲンソーで、彼の研究が政治的リアリズムの古典と評価されているのですが、簡単にその特徴を申し上げると、国家は自己存続のために「パワー」を獲得することに傾倒するものであり、国際政治の「現実」とは「パワー」を巡る国家どうしの闘争であるとするものです。

このような国家観の基礎となるのがトマス・ホッブズの人間観・国家観です。トマス・ホッブズが生きた時代のイギリスは革命で多くの人が殺されてきました。ホッブズは、人間は放っておくと自分が生き残るために相手を殺しかねない「万人の万人に対する戦争」状態に陥るので、それを抑制するための国家権力が必要だと考えました。国際社会にはホッブズがいうような強大な中央

権力がないわけですから、そのような環境に存在する国家は「万人の万人に対する戦争」状態に陥っていくことになるだろうと想定するわけです。

それでは「パワー」とは何か。国際関係研究で使われる定義は抽象的なものになりますが、「望ましい結果を得るために他者に影響を与える能力、相手に自分の言うことを聞かせることのできる能力」ということになります。そして、相手に言うことを聞かせるための手段には様々なものがあります。国にとっては、人口や領土の大きさ、経済力、軍事力の強さなどを相手に見せつけてしたがわせるということがあります。

このような「パワー」の使い方として最も分かりやすいのは「言うことを聞かないと大変な目に遭わせる」と脅かすことや「言うことを聞いてくれたら何かしてあげる」と誘惑をすることです。ハーバード大学のジョセフ・ナイ教授は、このような「パワー」の使い方をハードパワーと名付けました。その一方で、直接的な働き掛けをせずとも、自分たちの国の豊かさや強さ、また、文化的な素晴らしさによって他者が自らしたがうような惹きつける力をソフトパワーと呼びました。

ところで、リアリズム的な国際社会観、つまり「パワーを求める闘争」が国際社会の本質だとすると、国際社会は絶え間ない戦争状態ということになるのでしょうか。確かに今日でも対立と衝突の絶え間ない世界ではありますが、少なくとも世界大戦のようなことにはなっていません。どうして戦乱状態に陥らないでいられるのか、この理由について国際関係研究ではバランス・オブ・パワーという仮説で説明しています。日本語では勢力均衡といいますが、勢力という言葉では「パワー」という言葉の多面的な意味が十分に表されないように思います。例えば、パワー・ポリティクスは権力政治と訳されることが多いですし、powersは「列強」と表現されることもあります。例えば、Western powersですと「西洋列強」、Nuclear Powerは「核大国」、Super Powerには「超大国」という訳があてられ、この場合のパワーは「強国／大国」という意味あいになります。

バランス・オブ・パワーという言葉の使われ方も一通りではないのですが、一つにはパワー＝強国の分布状況という意味で使われます。強国がどのような

力を持ち、どこに存在をしているのかを見るのが、パワー分布としてのバランス・オブ・パワーです。どの国がどれくらい強いかを分析することで国際社会の安定性が分かるだろうという仮説のもとで研究が行われています。

放っておけば戦争になりかねない国際社会がどうすれば安定するのかということが国際関係研究の大きなテーマの一つです。いくつかある仮説のうちの一つが、ずばぬけて強い国がないほうが国際社会は安定すると考える均等均衡論です。その一方で、非常に強い大国が存在をする方が秩序は安定すると考えるのが覇権安定論です。時代によって均等均衡をしている時代もあれば、覇権安定をしている時代もあったのが現実ですが、どちらが国際社会の本質なのかについては議論が続いています。

バランス・オブ・パワーの二つ目は、政策としての意味です。バランス・オブ・パワーとは、バランスを取る政策です。特に第二次世界大戦前までは、主要国家 (powers) というのは圧倒的優位に立つ国家＝覇権国家が現れないように行動をするものだという仮説が立てられていました。ナポレオン戦争以来の西ヨーロッパはウィーン体制による勢力均衡状態にあったと考えられていました。当時、ヨーロッパ国際社会の秩序を左右していたのは、オーストリア、イギリス、ロシア、プロイセン、フランスという当時のヨーロッパ列強 (powers) です。

これらの国々はナポレオンが進めていた共和制—実質的にはナポレオン帝政になっていきますが一の拡張を押しとどめるために協力関係を結んでいましたが、長続きしませんでした。このわずかな期間を「ヨーロッパ協調」(Concert of Europe) といいます。政策としてのバランス・オブ・パワーは「ヨーロッパ協調」をモデルとして論じられたもので、どこか抜きんでる国が出ないようお互いに牽制し合い、結果として秩序が維持をされるという仮説を立てていました。

この仮説は第一次世界大戦の勃発によってある意味で論証されたといえるでしょう。第一次世界大戦の開戦理由は複合的なものではあるのですが、その背景の一つとしてドイツ皇帝・ヴィルヘルム2世の政策があげられます。宰相ビスマルクは帝国の強国化を進めると同時に対外的にはバランス・オブ・パワー

政策を遂行していたにもかかわらず、ヴィルヘルム2世がビスマルクを更迭したためバランス・オブ・パワー政策が行き詰まり、三国同盟と三国協商という対立構造を生み出したと考えられています。

現在の大国間関係 — パワー・ポリティクスの観点から

前置きが長くなってしまいましたが、ポスト・コロナ世界の国際関係を見るという今回のテーマに関して、パワー・ポリティクスの観点から考えていきたいと思います。

それでは、今日における powers = 強国としてどの国を取り上げればよいでしょうか。例えば、国際連合安全保障理事会の常任理事国である5カ国があります。常任理事国の5カ国は、核兵器不拡散条約で認められている核兵器国です。核兵器の保有を認めないとするのが現在の国際社会の基本的な体制=核不拡散体制ですが、その中で特権的に核保有を認められています。

世界経済を牛耳ってきたといわれているG7サミットの7カ国を取り上げればよいでしょうか。あるいは人口規模が圧倒的に多い中国とインド、それに続くアメリカ、インドネシア、ブラジルといった国々もあります。軍事力ではどうでしょうか。世界銀行が発表する軍事費の規模—軍事力の内容を直接的に示すわけではありませんが—では、アメリカが圧倒的に多く、それに中国が続く、その後にはインド、ロシア、イギリスと続きます³⁾。経済規模でいえばGDPもあります。アメリカが圧倒的に多く、中国が追随をしています。だいたい水をあけて日本、ドイツ、イギリスと続いています⁴⁾。

本当の豊かさとは何か、人間らしい生活とは何かを問う人間開発指数 (Human Development Index: HDI) があります。UNDPが発表しているHDIの上位国は、ノルウェー、アイルランド、スイス、香港、アイスランドです⁵⁾。

どの国を見れば国際社会全体のトレンドを知ることができるでしょうか。パワー・ポリティクスとしての国際関係を考えていくということですと、やはり、軍事力と経済力の大きい国々が現在の世界をどのように理解して、どのよ

うに振る舞おうとしているのかを見ることは欠かせないと思います。

現在の世界で軍事力・経済力ともにトップの座を争っているのがアメリカと中国ですから、彼らがどのような方針を示しているのかを見ていきたいと思います。

まずアメリカですが、バイデン大統領の施政方針演説を見てみたいと思います⁶⁾。演説の大半はアメリカ国民向けの国内政策についてであり、対外政策についてはあまり深くはふれられていません。その中で、テロと核拡散、大量移民、サイバーセキュリティー、気候変動、パンデミックに至るまであらゆる危機に単独で対処をできる国はなく、単独で進むことはない、と言っています。同盟国と協力をしてアメリカの利益を守り、アメリカを脅威から守ると言っています。バイデン政権が脅威と見なしているのは、テロ、核拡散、移民、サイバーセキュリティー、気候変動です。

気候変動対策については、アメリカだけではなく世界規模の戦いだと考え、就任初日にパリ協定に復帰し、気候変動サミットの開催を主導しました。前任のトランプ大統領の方針から180度転換をした形です。対中政策について、競争は歓迎をするけれども不公正な貿易慣行には立ち向かうと言っています。また、インド太平洋では強力な軍事プレゼンスを維持すると言っています。何のためにするかというと、アメリカの経済的利益を守るためです。中国に経済競争で負けなように政府がてこ入れをすること、人権と基本的自由への関与から手を引くことはないとも言っています。

中国は2021年3月に第13期全国人民代表大会を行い、李克強首相が政府活動報告をしました⁷⁾。過去5年間の成果としてGDPが100兆元を超えたこと、宇宙開発に成功したことをあげています。絶対的貧困をなくしたとされますが、欧米メディアなどでは国内の貧富の格差が言われており、その実情はよくわかりません。国防力の水準が向上し、軍事力が強化されたということも言っています。また、社会主義体制の国ですが、市場開放ということで自由貿易体制を推進してきたことも述べています。環境については2030年以降に温暖化ガス排出量を減少させていくと言っています。少し気になるのは排出市場権取引市場の設立を急ぐと言っていることです。

工業生産など産業活動が活発であればあるほど二酸化炭素など温室効果ガスの排出量が多くなるわけですが、工業生産が少ない国は二酸化炭素の排出量が少ないので、そういう国から二酸化炭素排出量の許容量をお金で買い取るという話です。アメリカも中国も温室効果ガスの削減を打ち出していますが、本当に削減をするわけではなく、どこかの国に肩代わりしてもらうことも含めてトータルゼロにするとやっているのです、この辺りは勘違いをしないようにしなければなりません。

国防については、人民解放軍創設100周年に標準を合わせ、軍隊統治を進めると言っています。安全保障リスクに対応し、利益の堅守のために戦略能力を高める、つまり軍事力の強化をすると言っています。

懸案になっている香港と台湾については、香港特別行政区の憲法と基本法の実施に関わる制度をより完全なものにし、国家安全を維持するための法律を執行するとしています。香港に対する外部勢力からの干渉を断固として防ぎ、食い止め、長期的な繁栄と安定を担保すると言っています。香港の民主化は完全に統制して、台湾については祖国の統一を進め、台湾独立は絶対に認めないという従来の方針の確認をしています。

日本政府はこの世界をどう見ているかについて、大国外交の見方としても分かりやすいと感じたので『外交青書』（2020年度版）を見てみたいと思います。大要、以下のような認識が示されています。

国際社会におけるパワーバランスの変化、国境を越える脅威が増大をして、一国のみで自国の平和と安全を守れなくなっていること。グローバル化の急速な進展への反動が広がり、欧米をはじめこれまで自由貿易の恩恵を受けていた国々の中でも保護主義、内向き志向が顕著となっていること。また、力を背景とした一方的な現状変更を試みようとする勢力の存在をあげていますが、名指しはしないものの中国のことが想定されているのはわかると思います。

テロおよび暴力的過激主義の拡大などにより、日本を含む世界の安定と繁栄を支えていた自由、民主主義、人権、法の支配という普遍的価値に基づく国際秩序が挑戦を受けていると認識し、そのことを踏まえて自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値に基づく、日本にとって望ましい国際秩序を

維持、発展させていくとしています。

2021年度版の『外交青書』には、はっきりと名指しで、中国が一方的な現状変更を試みていると言っています。それに関連して、尖閣諸島での中国公船の動きは国際法違反であると批判しています。また、ウイグル自治区の人権状況にも深刻な懸念を示しています。日本は日米同盟を強化し、さまざまな中国の動きに対抗をしていくこと、また、台湾の存在を認めるということも言っています。そうした認識の前提になるのが、自由・民主主義、法の支配という普遍的価値に基づく国際秩序を守らなくてはならないという認識です⁸⁾。

中国はこの『外交青書』に対して「中国の脅威をわざと誇張し、悪意の攻撃と中傷を行い、中国の内政に不当に干渉した。断固反対だ」と外交ルートで抗議をしてきました⁹⁾。この反応が出ると分かって日本政府はあえてこのようなことを言っています。力を背景とした一方的な現状変更の試み、テロおよび暴力的過激主義の拡大などにより、日本を含む世界の安定と繁栄を支えていた自由、民主主義、人権、法の支配という普遍的価値に基づく国際秩序が挑戦を受けているので、普遍的価値に基づく国際秩序を守らなければならないという認識です。

例えばミャンマーでは多くの国民が殺される凄惨な事態が起きています。アメリカやヨーロッパはミャンマー軍部の行動を批判し、制裁を加えています。中国は擁護をしています。アメリカは北朝鮮の核武装を批判していますが、中国は北朝鮮を擁護するという関係を示しています。最近、ベラルーシでは、航空機を不時着させ、乗っていた反体制のジャーナリストを逮捕するという非常に乱暴な事件がありました。これにはEUなどから大変な非難を浴びていますが、ベラルーシは正当化をしています。ロシアはベラルーシを擁護しています。

大国間関係を中心に考えると、アメリカとそれに結び付いているヨーロッパや日本は、中国がアメリカに取って代わり新しい覇権国になろうとしているのではないかと警戒をしている状態だと見てとれます。

ポスト・コロナ世界の国際関係

民主主義、人権、法の支配を普遍的価値とする立場から見ると、パンデミックに襲われる以前から国際秩序は脅威を受けていると認識されるようになっていました。挑戦を受けているとされている普遍的価値に基づく国際秩序の核心部分の一つはグローバリゼーションという一連の新自由主義的な経済政策、経済活動の広がりだと言えます。しかしながら、この「グローバリゼーション」によって地球環境の悪化と経済格差が生み出されているという議論がパンデミック以前から行われていました。

齋藤幸平さんの『人新世の「資本論」』は新書大賞を受賞し有名になっているのでご存知の方も多と思いますが、同書で説かれている脱経済成長ということが注目されています。新自由主義的な自由な金融取引を中心とした経済活動で豊かさを維持することはもはや無理になったという認識も広がりつつあるように思います。そして、欧米各国は新自由主義的政策からの脱却をめざすようになっており、「環境も成長も」両立させようとする「持続可能な開発」はそうした国々の政策方針に合致したとものであったとも言えるわけです。

2021年4月10日号の『週刊東洋経済』では新自由主義からの脱却を進める政治体制の在り方について面白い図解が掲載されていました。同誌の見解では各国とも政府が経済政策を主導するケインズ主義的な方法を取るが、政治形態—同誌の表現では「政治的自由」—に違いが表れるとされ、以下のような政治的自由のカテゴリーを提示しています¹⁰⁾。

「消費者主権的な自由」

- 個人の表現は好みに応じて自由、国家はそれを許可しなければならない。
- SNSによる社会の分断の影響もあり、偽情報や陰謀論が拡大する一因に。

「熟議民主主義的な自由」

- 民主主義を推進するための自由。国家が守るべきは個人が熟慮した結果の表現。
- 国家が民主主義の価値観に沿った形で法的制限を行うがバランスが難しい。

「統制監視社会」

- 社会の統治を重視して、国家が個人の自由やプライバシー大きく制限。
- SNS や IoT を活用して国家がサイバーとリアル、両空間での監視を精緻化。

「統制監視社会」は IT などのテクノロジーを使って、個人の自由やプライバシーを大きく制限し、社会統治を実行する体制です。それに対して、市民一人一人が主権者であり、政治決定権を持つ立場として、こうあるべきだと意見を自由に議論ができることを前提として、議論に参加した人たちの同意をもって様々な決定を行うのが良い方法だとするのが「熟議民主主義的な自由」であり、欧米や日本はこれが普遍的な自由、民主主義体制だと考えているわけです。

そして、コロナ・パンデミックにおいて、明らかに感染抑制に即効性があったのは「統制監視社会」型の中国とそれに近い台湾です。その一方で、欧米各国は国家権力によって個人の自由を抑制できない部分もあり、感染拡大の抑制に失敗しました。このことによって、欧米的な民主主義・政治体制・権力の在り方は本当に普遍的で間違いのないやり方なのかという疑問が投げ掛けられました。

中国にとっては自分たちのやり方が正しいのだという自信を強めることになったといえるでしょう。中国当局は「覇権を目指さない」ということも度々表明しており、欧米各国に自分たちと同じような統制監視体制をとれと強制はしないでしょうけれども、自分たちの社会統治や権力の在り方について文句は言わせない。あなたたちの体制が決して普遍的ではないということは明言するようになりました。

中国側は、中国的な社会統治や社会管理の在り方に対して自信を深めました。欧米側は「我々よりもなぜ彼らの方が結果を出したのか」と中国を脅威に感じています。コロナ・パンデミックは米中間の対立を深める要因になったとも見てとれます。人類共通の敵—というウイルスの方が気を悪くするかもしれませんが、本来であれば COVID-19 が現れたことを契機に各国が一致団結して共通の難題を乗り越えようと思ってもよさそうな気がします。まさに国際

連合は、新型コロナウイルス感染症後の復興計画に着手をする中で、この機会を活用し、より持続可能でレジリエント、かつ包摂的な社会をつくり上げることでより良い復興を遂げる（Build Back Better）ように呼び掛けています。

実際はどうだったのかというと、ヨーロッパでは、パンデミック以前から欧州グリーンディールを打ち出しています。欧州委員会のライエン委員長は、経済や生産消費活動を地球と調和させ、人々のために機能をさせることで温室効果ガス排出量の削減に努める一方で、雇用創出とイノベーションを促進すると言っています。気候変動に対応した新しいテクノロジーを開発することでヨーロッパの経済の利益になるということから欧州グリーンディールといわれています¹¹⁾。

バイデン大統領も選挙中は‘Build Back Better’を打ち出していましたが、‘Build Back Better’というアイデアはそもそも東日本大震災から、5年後の2015年に仙台で行われた国連防災世界会議で示されたものでした。国連防災機関（UNDRR）の用語解説では「持続可能でレジリエント、かつ包摂的な復興を遂げる」と説明されています¹²⁾。バイデン大統領の言う‘Build Back Better’とは、ホワイトハウスの政策ページによれば、「アメリカンレスキュー」＝ワクチンを打って感染を止め、「アメリカンジョブス」＝失業対策をして、「アメリカンファミリー」＝社会保険や学校教育、社会福祉を充実させるというアメリカ向けの政策でしかありません¹³⁾。

パンデミックは多国間協調を推進する大きなチャンスでもあったはずですが。例えば、ワクチンを取得する経済力等のない国々も平等にワクチンの接種ができるように、国際社会はCOVAXファシリティの仕組みをつくったわけです。トランプ大統領時代は、アメリカは参加すると全く言っていませんでしたが、COVAXファシリティ（Gavi）への拠出額を調べてみると、最も拠出をしているのはアメリカで、次いでイギリスとドイツとなっています。注目すべきはビル&メリнда・ゲイツ財団がそれに次ぐ資金を提供していることです。フランス、イタリア、日本も資金提供額としては上位ですが同財団を下回る額にとどまっています¹⁴⁾。中国はアメリカよりも先に参加をすると表明はしましたが拠出額はそれほど多くありません。人類社会が一致団結をして新たな多国間協

力をつくる可能性はありましたが、あまりうまくいっていないの実状です。

COVAX ファシリティについて、WHO のテドロス・ゲブレイエス事務局長は、非常に衝撃的な表現を使い、ワクチン・アパルトヘイトの状態にあると言っています¹⁵⁾。高所得国は世界人口のうちの15パーセントを占めますが、その人たちが世界のワクチンの約半分を持っています。中低所得国は世界人口のほぼ半分ですが、ワクチンを17パーセントしか受け取っていないというギャップがあります。COVAX ファシリティに多くの拠出をしてもワクチンの格差は埋まっていません。これだけの出来事があっても協力ができない今日の状況や国際関係があります。

その一方で、2015年に「持続可能な開発のための2030年アジェンダ／SDGs」が国連で採択されました。研究者が指摘する「2030アジェンダ」の重要な特徴の一つが、法的な拘束力を設けずに参加した国々があくまでも自主的、自発的に目標達成の方法を決め、取り組んでいくということです。明示された指標に基づいて目標の達成度を測定し、その結果を比較可能な形で公開することで各国の行動を促進するというもので、人類共通の目的を達成するための自由競争を行う画期的な仕組みだと言えます。競争原理を導入することで各国の行動を促すわけです。

SDGsの重要な理念は人類全てが誰一人取り残されないことです。誰一人取り残されることなく、尊厳を持って生きる自由を享受できる社会をつくるために、国連加盟国をはじめ多くの団体、組織が参加しています。その一方で、普遍的であるべき人権や規範が蔑ろにされている現実に対応ができていません。例えば、国際連合安全保障理事会では、市民を殺戮しているミャンマーの軍部に対し、強く非難をし、制裁を加えるべきだという決議案が出されましたが、中国とロシアが反対したことで決議ができませんでした。イスラエルによるガザへの攻撃（2021年5月）についても、結果的に一方的な攻撃になってしまいました。まずは攻撃をやめさせて停戦をさせようという提案をしましたが、アメリカが反対をしたことで決議ができませんでした。先ほどもふれたベラルーシによる航空機強制着陸問題では、ベラルーシに対する制裁の決議案が出されましたが、ロシアが反対をしたことで何も対策ができませんでした。

SDGsとともに画期的といわれているのが気候変動対策のためのパリ協定です。2009年にスウェーデンの環境学者ヨハン・ロックストロームをはじめとする研究者グループが『ネイチャー』誌に投稿した論文で、プラネタリー・バウンダリーという居住生活環境としての地球の変化についての予測を出しました。これ以上、温暖化や海洋汚染が進むと地球の自然回復力では回復ができないような環境変動が起こるという予測でした¹⁶⁾。

それを踏まえて、まずは温暖化を防ぐために各国で何年までにどのぐらい排出量を下げるとの目標を決め、その目標を確実に達成ができる行動計画を作成し、これを公開して取り組むということになっています。強制力や罰則はありませんが、公衆の関心にさらされ、約束をしたことがきちんとできる国かできない国かの評判が確定をするので、プレッシャーになるというやり方です。

このように期待の大きいパリ協定ではありますが、その実施をめぐる締約国間で話がなかなかまとまらないなか、北極圏の急速な温暖化が深刻になってきました。パリ協定の流れでいえば破壊的な環境変動の表れであり、非常に深刻な問題です¹⁷⁾。永久凍土や北極海の氷が急速に溶けているといわれています。結果として、海や土の中にあったメタンガスが放出され、加速度的に温室効果ガスが排出されるので、温暖化のスピードが加速します。新たな細菌が繁殖をすることも温暖化の進行に輪をかけると考えられており、生態系が破壊されることになります。溶けて流れ出した北極の氷の上に北極グマが取り残されている映像を見たことがある方もいると思います。また、北極圏を生活圏とする人々の生活環境も破壊され、その人たちの伝統的な生活形態や重要な生活手段が失われるというこれも深刻な問題が起きています。

このように北極海水が溶けることは非常に重大な問題にもかかわらず、大国間ではこれをチャンスだととらえています。北極海の氷が溶けると船が通れるようになり、流通路が開くことでビジネスチャンスが訪れると考えています。永久凍土も含めて氷が溶けた地下には様々な地下資源があるのですが、その採掘が可能になります。それによって新たな航路の管轄権を巡る争いや地下資源の所有権を巡る争いが起こっているのです。日本もこのような氷の解けた北極海の利権に関心を寄せている大国の一つでもあります。特に注目をしている地

下資源は液化天然ガスです。温室効果ガスの排出ゼロ実現は待ったなしと言う一方で、諸大国 (powers) は未だに化石燃料の獲得競争をしているわけです。

皆さんもよく知っているグレタ・トゥーンベリさんが怒りをもって表現されているように、北極海氷がこれだけ溶けているのは私たちの家が燃えている状況だと言えます。本来であれば、北極海の温暖化対策についても一致団結して取り組まなければならないはずが、氷が溶けたのを好機としてその海の支配権を争っているのです。パンデミックを経験してさえ、「パワーを巡る国家どうしの闘争」という国際政治の「現実」に変わりはないということ理解をしなければなりません。

グレタ・トゥーンベリさんが言っている科学に基づいた理性的な判断、今、なすべきことは何かという提案は正しいものだと私たちは思いますが、大国の政治指導者はこれを簡単には受け入れられないわけです。相変わらず利権獲得競争で対立をしています。

アメリカや日本が自由や人権を普遍的価値というのであれば、「私たちの人権は大事だけれども、あなたたちの人権は大事ではない」ということを示すような行動、すなわち、ワクチン・アパルトヘイトや北極圏での利権争いは極めて問題です。SDGs の理念である「誰一人取り残さず、尊厳を持って生きる自由を保障すること」こそ、普遍的に取り扱われなければなりません。競争をするのであれば、そのような普遍的自由の達成をめぐる競争に取り組むべきでしょう。

そのような普遍的価値実現のための競争社会の到来を予測していたのが創価教育の創始者、牧口常三郎先生です。牧口先生は人類は軍事的競争、経済的競争という時代を経て、人道的競争というステージに到達すると予見しました。牧口先生は人道的競争の本質を「利己主義にのみ置かずして、自己とともに他の生活をも保護し、増進せしめんとするにあり。反言すれば、他のためにし、他を益しつつ自己も益する方法を選ぶにあり」¹⁸⁾と示されました。自他ともの繁栄を実現するためにどの国や組織が最も貢献したのかを競うのが人道的競争です。その時にこそ、人権や自由は誰もが大切にすべき普遍的な価値としてす

べての人に共有されることになるのではないのでしょうか。

しかしながら、今日の国際関係においては普遍的価値が共有されていないのが厳しい現実です。その現実はどう向かっていくのか。人口変動という観点から100年後の世界を考察された峯陽一先生は『2100年の世界地図』のなかで「人類の歴史を見ると、道義的な正しさが根拠となって重要な政策転換が実現することが何度もあった」¹⁹⁾と指摘されています。

国際関係論研究でいうコンストラクティビズム的な観点から考えると、尊厳を持って生きる自由が最優先されるべき価値であり、全人類にとっての重要な価値であるという認識が広まれば、各国政府の態度や政策は変わっていくことは可能だと言えます。かつて合法とされていた奴隷制度やアパルトヘイトは人道上、正しくないと判断をされ、廃止されました。

繰り返しになりますが、SDGsが国連加盟国首脳によって採択されたことを考えれば、「全ての人が尊厳を持って生きる自由を可能にする社会であるべき」とする理念を、大国の政治指導は十分認識はしているといえるでしょう。知ってはいるけれども、実践しようという心根にまではなっていないわけです。利己主義的で紛争的な国際関係の現場において、利他的な行動原理こそが自他共の繁栄をもたらすということ、さらに「他者」とは人間だけではなくすべての生き物、地球環境を含むものであると自覚したうえで利他性を普遍的な規範として共有するようなチャレンジに大きな意味があるだろうということを申し上げて、結びとさせていただきます。

注

- 1) 本稿は創価大学総合特講科目「ポストコロナ期の世界」の一環として2021年5月27日に実施した講義をもとに作成した。
- 2) 佐渡友哲・信夫隆司『国際関係論』[第3版] 弘文堂2018年, p.8
- 3) THE WORLD BANK, Military expenditure
https://data.worldbank.org/indicator/MS.MIL.XPND.CD?most_recent_value_desc=true
- 4) 外務省『主要経済指標』2021年12月
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ecodata/index.html>
- 5) UNDP, *Human Development Report 2020* <https://hdr.undp.org/en/2020-report>
- 6) 『日本経済新聞』2021年4月29日

- <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCB290ZM0Z20C21A400000/>
『日本経済新聞』2021年5月5日
- <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN043OQ0U1A500C2000000/>
7) 『日本経済新聞』2021年3月6日
- <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM0528L0V00C21A3000000/>
8) 『日本経済新聞』2021年4月27日
- <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA269A10W1A420C2000000/>
9) 「時事ドットコムニュース」2021年4月27日
- <https://www.jiji.com/jc/article?k=2021042701109&g=int>
10) 『週刊東洋経済』2021年4月10日号 p.35
- 11) 「EU MAG」[脱炭素と経済成長の両立を図る「欧州グリーンディール」]
<https://eumag.jp/behind/d0220/>
- 12) *Build Back Better - in recovery, rehabilitation and reconstruction*, 2017, p.6
- 13) The White House ‘The Build Back Better Framework’
<https://www.whitehouse.gov/build-back-better/>
- 14) Gavi, the Vaccine Alliance への資金拠出状況を参照
<https://www.gavi.org/investing-gavi/funding/current-period-2021-2025>
- 15) 世界は「ワクチン・アパルトヘイト」の状態、共有求める＝WHO事務局長 [ロイター (Reuters Japan)]
<https://www.youtube.com/watch?v=rwWZsMcRluE>
- 16) Johan Rockström, Will Steffen etc., ‘A safe operating space for humanity’ *in Nature*, volume 461, 2009, pp.472-475
- 17) 環境省 [IPCC「海洋・雪氷圏特別報告書」の概要]
http://www.env.go.jp/earth/ipcc/special_reports/srocc_overview.pdf
- 18) 牧口常三郎『人生地理学 5』聖教文庫版 1980 p.183
- 19) 峯陽一『2100年の世界地図 — アフラシアの時代』岩波新書 2019年 p.134

研究ノート

武力紛争下の子どもの保護に関する 安保理決議の焦点

内閣府国際平和協力本部事務局 研究員* 高野清美

はじめに

子どもは知的、精神的、身体的に発達段階にいることから、大人からの保護を必要とする社会的に弱い立場にいる。社会構造を破壊する武力紛争（以下、紛争）下では、その影響を特に受けやすい。国際連合（以下、国連）は、紛争下での子どもへの権利侵害行為¹⁾の報告件数が2020年までの過去15年間で25万件以上であったことを発表している²⁾。

国連安全保障理事会（以下、安保理）により採択され、紛争の影響を受ける子どもの保護に取り組むための枠組みを示した「子どもと紛争（以下、CAAC³⁾）」に関する一連の決議は、紛争下の子どもが直面する悲惨な状況に目を向け、彼らのニーズを察し、紛争当事者のみならず世界に対しても、国際法で守られるべき子どもたちの権利に関し警報する役割や彼らに必要な取り組みを提案する重要な役割を担う。なかでも紛争の影響を受ける地域に暮らす子どもへの権利侵害の監視・報告の仕組みを求めた決議1612は大きく注目されるとともに、子どもの権利や保護を議論する際にはCAACに関する決議を取り上げ、議論している文献は多い。その一方で、国際の平和と安全の維持の責任をもつ安保理が採択する決議（文書）は、いわゆる国際社会へのメッセージであると解釈できるが、そのメッセージの中で使用される用語がどのように変化、または保たれてきたのかを分析する議論は紛争下の子どもの保護を推進す

るためには大変重要であるにもかかわらず進んでいない。その点から、本稿の目的は、これまでに採択された CAAC に関する12の決議で子どもへの権利侵害にかかる議題が指し示す内容を整理し、同議題に関する決議が一貫して注目し、焦点を絞る内容は果たして何であるかを明らかにし、今後の課題を考察することにある。

本稿では、まず安保理及びその決議の意義を明らかにし（第一章）、CAAC に関する決議が採択されるに至るまでの歴史的背景に言及する（第二章）。また、1999年から2018年までに採択された CAAC に関する決議で述べられている子どもへの権利侵害行為に関する内容を概観し、決議内で使用されてきた用語の意味を検討する。そして、それらをリスト化し、具体的に安保理は紛争下の子どもにかかる本議題をどのような用語を使用して問題視してきたのかを分析する（第三章）。最後に、CAAC に関する12の決議で着目されてきた内容を考察し、今後の課題を探る（第四章）。

第一章 安保理の機能及び安保理決議の意義

本稿は、安保理決議の分析を中心とするため、本章では、安保理の機能及びその決議の意義と役割に関し概説する。

安保理は、国連憲章に定められた権限と機能を有する政治機関であり、国際の平和と安全の維持につき主要な責任をもつ（憲章第24条⁴⁾。その主な権限は、紛争当事者に対し平和的手段による紛争解決の要請（第33条）や、紛争又は国際摩擦に導く可能性のある事態の調査をすること（第34条）などである⁵⁾。そして、決議は、法律や条約などとは性質が異なるが、安保理が下した結果は国連加盟国に対して拘束力をもつ（第25条）ため、同加盟国に対し、特定の課題を警告する重要な役割を担う⁶⁾。また、決議の構成であるが、前文と段落数字付きの本文で構成されている。前文では関連決議の想起及び課題となる現状、そして本文では各国などに対する要請や決定に関し述べ、決議全体で安保理が進めてきた政策から教訓を引き出し、今後の方向性を提言することを目的としている⁷⁾。

安保理の会議では、人権、文民の保護、女性 / 青年・平和・安全保障や子どもの保護などを議題としている⁸⁾。紛争下の子どもの保護の問題は国際的の平和と安全保障に深く関連しており、安保理の活動を国際的な政策にするためにも、CAAC に関する決議では国連事務総長（以下、事務総長）及び子どもと武力紛争に関する国連事務総長特別代表（以下、特別代表）、そして事務総長を通してユニセフなどの他の専門機関と密接に協力して行動するという安保理の責務を示している⁹⁾。

なお、これまで、主に子ども兵士や紛争下の子どもの置かれた環境を改善してきた国際的な文書として CAAC に関する決議は注目され、議論されてきたが、これまでに採択された同議題に関する決議内で使用される用語の意味を検討し、整理するような議論は未だ手付かずである¹⁰⁾。したがって、本稿は CAAC に関する決議を通して読み取れる国際社会へのメッセージを周知させることができる。

紛争の影響を受けた子どもは、身体的、精神的な発達段階に応じて、特別な保護を受ける権利を国際法や安保理決議などの規範によって与えられている¹¹⁾。これらの規範は、紛争の影響を受けた子どもを保護し、子どもに対する侵害を禁止、防止、処罰、および救済することを目的としており¹²⁾、紛争状況において子どもの保護を第一義とする CAAC に関する決議は彼らが直面する緊急性を世界に訴え続ける大変重要な文書である。

第二章 CAAC に関する安保理決議採択までの背景と歴史的経緯

本章では、CAAC に関する決議が採択されるまでにどのような取り組みが行われ、関心を集めてきたのかを探る。本章末尾では、関連事項を年表として提示する。

1989年、児童の権利に関する条約¹³⁾ が制定されて以降、紛争下の子どもが議題の一部であった「子どものための世界サミット」の開催（1990年）、紛争の被害に遭う子どもの状況に関し議題が挙がった第48回国連総会（1993年）、紛争が子どもに与える影響を調査するための独立専門家の任命（1994年）な

ど、国連を中心に「子どもと紛争」という議題は関心を集め、活発に議論されてきた¹⁴⁾。

1994年3月、国連総会により採択された決議（以下、国連総会決議）48/157において、事務総長に対し、紛争が子どもに与える影響及び紛争から子どもを保護するための方法などを調査する独立専門家の指名が要請され、同年6月、元モザンビーク教育大臣のグラサ・マシェル（Graça Machel）が任命を受けた¹⁵⁾。そして、1996年、マシェルにより提出された『武力紛争が子どもに与える影響』報告書は、紛争に巻き込まれた何百万人もの子どもたちがさらされている状況の残虐性を明らかにし、紛争下の子どもが直面する問題は国際的な人権、開発、平和と安全保障の課題においても重要であることを示し、子どもの保護に緊急の行動を求めるものであった¹⁶⁾。翌1997年2月、国連総会決議51/77では、「子どもと武力紛争に関する国連事務総長特別代表¹⁷⁾」の設置が推奨され、同年8月には元ウガンダ外務大臣のオララ・オトゥヌ（Olara Otunnu）が任命を受けた¹⁸⁾。

以上の背景のもと、1998年、安保理議長声明で初めて「子どもと紛争」が議題として取り扱われ、1999年、CAACに関する最初の安保理決議1261が採択された¹⁹⁾。

表1 CAACに関する安保理決議が採択されるまでの主な出来事

年月	出来事
1989	児童の権利に関する条約の制定
1990	子どものための世界サミットで「子どもと紛争」が議題となる
1993	第48回国連総会で「子どもと紛争」が議題となる
1994.3	国連総会決議で「子どもと紛争」に関する独立専門家の依頼
1994.6	グラサ・マシェル氏、同独立専門家として任命を受ける
1996	マシェル氏による『武力紛争が子どもに与える影響』報告書の提出
1997.2	国連総会決議で「子どもと武力紛争に関する国連事務総長特別代表」設置の推奨
1997.8	オララ・オトゥヌ氏、同特別代表として任命を受ける
1998	安保理議長声明で初めて「子どもと紛争」が議題となる
1999	「子どもと紛争」に関する初の安保理決議の採択

(出所) 参考文献より執筆者作成

第三章 CAAC に関する安保理決議の焦点

1999年に初めてCAACに関する決議が採択されて以降、今日までに計12の同議題に関する決議が採択されている²⁰⁾。なお、これまでに採択された決議の要点を表2に整理した。

表2 CAAC に関する主な安保理決議の一覧

	決議	採択年月	要点
アジェンダ 設定及び 意識啓発	1261	1999年 8月	紛争下での子どもへの重大な権利侵害を非難し、事務総長に期限付きで同決議の実行について報告するよう要請。
	1314	2000年 8月	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」への署名及び批准を加盟国に促す。
	1379	2001年 11月	事務総長に対し、子どもの徴兵及び利用に関わる紛争当事者のリストを報告するよう要請。
	1460	2003年 1月	紛争下の子どもの保護を国別報告書に盛り込むよう事務総長に要請。
	1539	2004年 4月	事務総長に対し、子どもの権利を侵害する6つの行為に焦点を当てた監視報告メカニズムの展開を要請。
制度化	1612	2005年 7月	作業部会の設置の決定及び監視・報告するための特別条項を提示。
	1882	2009年 8月	紛争下での子どもの保護を強化し、子どもの殺害や傷害、子どもに対する性的暴力などを阻止するための期限付きの行動計画を追加策定。
	1998	2011年 7月	「子どもと紛争」に関する事務総長報告書の紛争当事者リストの基準を拡大し、学校や病院を攻撃/脅迫する当事者も含めるよう要請。
強化	2068	2012年 9月	作業部会に対し、子どもに対して執拗に暴力/虐待行為を行う加害者を圧迫するための広範な選択肢を1年以内に検討するよう再度要請。
	2143	2014年 3月	子どもの教育を受ける権利を侵害する学校の軍事利用に深い懸念を示し、国連国別タスクフォースに監視報告の強化を要請。
	2225	2015年 6月	子どもの拉致/誘拐に深い懸念を示し、学校での発生に関しても指摘。同決議により事務総長の年次報告書の附属書に拉致/誘拐が含まれる。
	2427	2018年 7月	SDGsの重要性や質の高い教育の提供が子どもの徴兵を防ぐことを確認し、教育の推進が持続可能な社会に重要であることに言及。

(出所) CAAC に関する安保理決議及びボード (2017) をもとに執筆者作成

南デンマーク大学の国際関係を専門とするイングヴィルド・ボード (Ingvild Bode) は、1998年から2014年までに採択された CAAC に関する決議などを3段階に分けている。事務総長に対する年間報告の提出 (決議1261)、平和維持活動に子どもの保護アドバイザーの設置 (決議1314) を要請する第一段階を「アジェンダ設定及び意識啓発 (Agenda-setting and awareness-raising)」(決議1261, 1314, 1379, 1460, 1539)、子どもに対する権利侵害の監視・報告の仕組み (決議1612) に言及する第二段階を「制度化 (Institutionalization)」(決議1612, 1882, 1998)、そして、“Children not Soldiers” キャンペーンの支援 (決議2143) を促す第三段階は「強化 (Consolidation)」(決議2068, 2143) としている²¹⁾。2015年以降、決議2225 (2015) 及び2427 (2018) が追加で採択されているが、2つの決議においてもSDGsの考えを組み込んだ持続的かつ長期的な支援を焦点に当てていることから、第三段階に含まれると考えられる。

紛争下での子どもの保護の枠組みについて記述されている12の決議で一貫して述べられる議題は子どもへの権利侵害行為、監視と報告、子どもの保護アドバイザーの設置、平和維持、和平合意・和平プロセス・平和構築、武装解除・動員解除・社会復帰、国際法、子どもの支援などに大別できる。本章では一般的に議論されやすい子どもへの権利侵害行為に議題を絞り、全決議で使用される用語の共通項目や追加・修正・削除事項を顕在化することで、更新されてきた決議の焦点の変化又は一貫性を明らかにする。

まずは第三章第一節で重大な権利侵害行為に関し概説するとともに、包括的に用語の変化を把握し、第二節では各侵害行為がどのように言及されてきたかを明らかにする。

第一節 6つの重大な権利侵害行為

2005年2月、事務総長報告 A/59/695-S/2005/72 では、紛争下において子どもの権利侵害を監視するべきとし、具体的に6つの権利侵害行為、「子どもの殺害や傷害行為」、「子ども兵士の採用や利用」、「子どもの拉致/誘拐」、「子どもに対する強姦やその他の重大な性的暴力」、「学校や病院への攻撃」、「子どもの

ための人道的アクセスの妨害 / 拒否」²²⁾を提示した。そして、同年7月採択の安保理決議1612では、現地の国連平和維持ミッションや国連カンントリーチームに対し、同侵害行為の監視及び事務総長へ報告する義務を求めている²³⁾。

全決議において国際法に反する子どもへの権利侵害に関し言及しているが、特に、6つの権利侵害行為に関しては、9つの決議の本文冒頭で列記及び強く非難し、紛争当事者に侵害行為の停止を求めている²⁴⁾。最初の決議1261第2段落では、重大な権利侵害として知られる6つの行為のうち、人道支援のアクセスに関する行為を除いた5項目について触れ、決議1539第1段落で初めて全6つの行為について明記し、加えて、人身売買、強制労働、あらゆる形態の奴隷、虐待についても非難。また、決議1882以降は徴兵並びに「再徴兵」についても非難し、決議2068以降では、関係当事者に対し、全侵害行為に終止符を打ち、子どもを保護するための特別措置を求める用語も加えられた²⁵⁾。

その他、上記の侵害行為などによる小火器・軽兵器の不法な移動や蓄積、誤用がもたらす有害な影響について懸念し（決議2225）、また、拉致、徴兵、性的暴力、不正取引の間のつながり及び紛争下にいる子どもが紛争下の人身売買やこれらの形態の搾取において特に脆弱となることを認識し、関係する国連システムや国際機関などに同問題に対し対処するよう求めている（決議2427）²⁶⁾。

第二節 各権利侵害行為の分析

全体的な子どもへの権利侵害行為の分析に続き、CAACに関する全12の決議中、各行為に関し詳述されている重要箇所について触れたい。なお、表3に用語の変遷をまとめている。表中、変化する用語は斜体、そして追加された用語には+、削除された用語は-で示している。なお、決議を呼びかける対象者 / 機関には下線を引いている。

6つの重大な権利侵害行為のなかでも「子ども兵士の採用や利用」にかかる要請文や懸念の表明文は他の行為と比較して記載段落が最も多いため、特に関心の高い項目であると考えられるが、近年の記載段落数の増加から「学校や病院への攻撃」への関心の高まりが理解できる。以下、各侵害行為に関し言及している決議文を取り上げ、概説したい。

まず、第一の「子どもの殺害や傷害行為」に関し、決議1882前文で述べられた段落文が決議2143前文及び2427第12段落でも継承されている。紛争及び紛争後の状況下で、子どもが意図的かつ無差別な標的となり、地雷、爆発性戦争残存物、クラスター弾、過剰な武力行使、人間の盾などとして利用されていることが要因となり死亡及び負傷していることから、全当事者に対し、国際人道法上の義務を遵守するよう求めている。

第二の「子ども兵士の採用や利用」、もしくは採用（徴兵）のみに関し、11の決議（決議2068以外）中35段落分、詳しくは、決議1539、2427では各7段落分、その他の決議では1～4段落分の範囲で、本侵害行為に関し言及している。本議題では、テーマを3点に絞り、それぞれ概説する。①決議1261第13段落、1460第3段落、1539第6段落の各決議内では、子どもの徴用の終焉を促す段落があり、決議1261では各国および国連システムのすべての関連部門に対して、決議1460及び1539では子どもを徴兵又は利用している紛争当事者に対して、確実に終焉（end）又は停止（halt）する努力を施すよう求めている。②決議1314をはじめとする4つの決議では、地域及び小地域の組織に対し、国境を越えた徴兵に関し抑制又は撤廃措置をとるよう勧告し、例えば、決議1539第3段落では事務総長に対し、子どもの徴兵などの不正取引や密売を規制するための措置を提案するよう要請している²⁷⁾。③決議2143第13段落以降の決議では子どもの保護の主流化及び子どもの出生登録を促している。具体的には、子どもの保護を主流化するため、関係加盟国に対し、治安部門改革（SSR）を行う際、軍事訓練や標準作業手順に子どもの保護を盛り込み、関連する文民の子どもの保護関係者への引き渡しを含め、国の安全保障部隊に子どもの保護ユニットを設置し、未成年者の徴用を防ぐためのメカニズムの設置及び強化を強く求めると同時に出生届の遅延を含めた普遍的な出生登録を保証することの重要性も強調している。さらに注目したい点としては、CAACに関する決議では、これまで女兒特有のニーズが強調されてきたが、決議2427では、初めて男児（boys）という単語が用いられ、女兒及び男児双方の特有のニーズが十分に考慮されるよう訴えられている²⁸⁾。その他、子どもの徴兵や利用の終焉に関し対話での解決を希求している点（決議1460第4段落）、教育が子どもの徴兵・再徴

兵の防止に重要な役割を果たす点（決議1539第9段落及び2427前文）、効果的な武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）プログラムが武装集団などにより徴兵又は利用された子どもの幸福に不可欠である点（決議1882第13段落）、子どもが情報収集目的で拘束されていることを懸念している点（決議2427第20段落）など、広範囲にわたり子どもの保護に対する真摯な意見を述べていることも併せて強調したい。

第三の「子どもの拉致／誘拐」に関しては、決議1314第17段落及び2225第5段落で言及している。決議1314では、加盟国、国連機関、地域機関などに対し、拉致された子どもの解放及び家族との再統合を奨励。そして決議2225では、補足する形で、解放の際は即時、安全そして無条件を徹底し、引き渡しに関する作業手順や解放後の社会復帰支援についても言及することで、より具体的な方策を打ち出している。また、決議2225前文では、本侵害行為が学校を含む様々な環境で発生し、虐待や他の国際法に対する違反行為に先行又は後続することを認識している。

第四の「子どもに対する強姦やその他の重大な性的暴力」に関しては、4つの決議（決議1261、1379、2225、2427）中5段落分で述べられている。決議1261第10段落及び1379第8段落では、紛争当事者に対し、女兒への特別な保護対応、また、女兒特有のニーズへの考慮を求めているが、決議1379では特に強姦の問題を強調し、様々な形態の暴力と搾取に終止符を打つよう呼びかけている。また、決議2225前文及び2427第18段落では、非国家武装集団による女兒を標的とした暴力などが教育及び医療のアクセスに影響を及ぼしているため、そのような国際人道法の違反に対する説明責任の重要性を強調している。

第五の「学校や病院への攻撃」に関しては、4つの決議（決議1998、2143、2225、2427）中8段落分で述べられている。決議1998前文で述べられた段落文が決議2143第17段落及び2427第15段落でも継承され、紛争下での学校や病院、関係する被保護者への攻撃や攻撃の脅威の結果、学校や病院が閉鎖していることに深い懸念を示し、紛争当事者に対し、子どもの教育や保健サービスへのアクセスを阻害する行為を控えるよう求めている。なお、決議2143以降、学校の軍事利用の監視及び報告の強化を要請している²⁹⁾。その他、4つの決議は共通

表3 侵奪行為に関する安保理決議（決議1261（1999）から2427（2018））の用語の変遷

	重大な権利侵害行為	子どもの殺害や 傷害行為	子ども兵士の採用や利用	子どもの拉致/ 誘拐	子どもに対する 重大な性的暴力	学校や病院への 攻撃	子どもたちのための人 道的アクセシビリティの妨 害/拒否
決議 1261 (1999)	1. 殺害及び傷害行為、 紛争下の子どもの徴兵及び利 用、3. 拉致及び強制的移動、 4. 性的暴力、5. 国際法で 保護される学校や病院などの ものへの攻撃		①対象：各国および国連シ ステムのすべての関連部門 子どもの徴兵及び利用の終焉 (end)を促す		対象：紛争当事 者 女性 児童に対する保 護措置・ニーズ の考慮		子どもたちに対する 人道支援要員の 保証
1314 (2000)			②対象：地域及び小地域の組 織 国境を越えた徴兵に対する抑 制 (curb) 措置を促す	子どもの解放及 び家族の再会の 奨励			
1379 (2001)			③抑制→ 徹廃 (elimination) 措置を要 請		+女子の権利の 促進・保護		+物資の保証
1460 (2003)			①終焉→停止 (halt)				
1539 (2004)	2. (1261) →紛争当事者に よる子ども兵士の採用及び 利用、4. (1261) →主に女 児に対する強姦及びその他の 性的暴力、5. (1261) → 学校及び病院への攻撃 (=2225, 2427)		①+利害関係者から得られた タイムリー、客観的、正確か つ信頼できる情報に基づいて (停止を求める) ②+国境を越えた徴兵及び紛 争との関連性を抑制するため の適切な措置を取る意志を表 明し、事務総長に対し規制措 置の提案を要請；徹廃→停止 (end)				
1612 (2005)							
1882 (2009)	2. (1539) →紛争当事者に よる子どもの徴兵及び利用、 3. (1261) →拉致/誘拐、 4. (1539) →強姦及びその 他の性的暴力、5. (1539) →学校や病院への攻撃 (= 1998, 2143) 6. (1539) → 紛争当事者による人道的アク セシビリティの拒否；+再徴兵	殺害・負傷の要 因として地雷、 クラスター弾の 使用、過剰な武 力行使、人間の 尊厳としての利用 を列挙					

1998 (2011)						<p>1. 学校や病院の閉鎖を懸念し、紛争当事者に対する攻撃の停止を要求、学校や病院の軍事利用を指摘</p>	
2068 (2012)	<p>十関係当事者に対し、全ての侵害行為に終止符を打ち、子どもへの保護に特別な措置を取るよう要求</p>	<p>+ 爆発性戦争の残存物、即席爆発物の使用、その他の使用；一クワララスタス、過剰な武力行使、人間の盾としての利用</p>	<p>③対象：加盟国 治安部門改革を行う際、1. 国家治安部隊に子どもへの保護のための効果的なコミュニケーションの徴用を防ぐためのメカニズムの設置を促すこと、2. 未成年者、子どもへの保護を主眼とする。3. また、出生届の遅延を含めた普遍的な出生登録を確保することの重要性を強調。</p>	<p>+ 即時、安全、無条件の解放、引き渡し、リハビリテーション、社会復帰</p>	<p>対象：非国家武装集団 + 児童を標的とした強姦および性的暴行を含む国際人道法違反、説明責任の重要性を強調</p>	<p>1. 攻撃及びその脅威の停止→子どもへの教育や保健サービスの阻害行為の目的、2. 軍事利用の用途、子ども、教員、教育の安全を懸念；一病院</p>	
2225 (2015)			<p>③+2. のメカニズムの強化、3. の出生届の遅延が例外であるべき点、4. 文民の子どもへの保護関係者への引き渡しを含め、子どもへの保護を軍事訓練や標準作業手順に含める</p>			<p>2. + 加盟国に対し、武装集団による軍事利用の抑制のための具体的な措置の奨励</p>	
2427 (2018)		<p>+ 紛争当事者間の敵対行為、空爆、過剰な武力行使、人間の盾としての利用、国際人道法上の義務の遵守；一その他の不発弾</p>	<p>③+ 女児及び男児の特有のニーズが十分に考慮されることとの保証</p>	<p>+ テロ行為者を追加、女児を標的とした性的暴力、教育・ヘルプ・ケアの提供、ジェンダー平等の促進、性的暴力の撲滅</p>		<p>2. + 学校の文民の性格の尊重、学校への攻撃の調査、責任者の起訴の促進</p>	<p>+ 安保理の役割を再確認、安全・タテマシ、妨害のない人道のアプローチの許可、促進、人道の性質・公平性の尊重、人道のアプローチの不法拒否・救援物資の妨害を非難</p>

して、事務総長に対し、学校や病院の軍事利用及び教師や医療従事者に対する攻撃や誘拐の監視及び報告を要請しているが、決議2143前文では学校の軍事利用の用途例の具体的な提示、決議2225第7段落では加盟国に対して武装集団などによる軍事利用抑止のための具体的な措置の要請、決議2427第16段落では学校の文民的性質の尊重などを促進している³⁰⁾。

最後の「子どものための人道的アクセスの妨害／拒否」に関しては、6つの決議（決議1261、1314、1379、1460、1539、2427）中7段落分で述べられている。決議1261で述べられた段落文が決議1314、1379、1460、1539でも継承され、紛争当事者に対し、紛争の影響を受けている子どもたちに人道支援要員及び物資へのアクセスなどの保証を呼びかけている³¹⁾。その他、決議2427では、必要としている人々への人道的アクセスの円滑化につながる環境を促進する上での安保理の役割を再確認し（前文）、紛争当事者に対し、子どもたちへの安全かつタイムリー、そして妨害されない人道的アクセスを促進し、人道援助の公平性を尊重することを求め、人道的アクセスの不法拒否や故意に救援物資を妨げるなどして子どもたちの生存に不可欠なものを奪うことを強く非難している（第13段落）³²⁾。

第四章 考 察

本章では、本稿各章のなかでも再確認しておきたい事項、また第三章に関する考察及び今後の課題を検討する。

第一章では、国際の平和と安全の維持の責任をもつ安保理が採択する決議は国連加盟国に対して拘束力をもつため、同加盟国に対し、特定の課題を警告する重要な役割を担う点、また、安保理が奨励する政策から今後の方向性を提言している点を確認した。さらに、第二章では、CAACに関する決議が採択されるまでの背景を考察し、どのように子どもの保護が正式に安保理で取り扱われるようになったのかを概説した。

第三章では、これまで更新されてきたCAACに関する全12の決議中、子どもへの6つの重大な権利侵害行為に議題を絞り、関連する提言文の用語の追加

又は修正を分析することで、決議が更新されるたびに安保理が関心を示す項目や勧告する対象者、対処措置への考えなどが徐々に明確化又は変化していることを明瞭にした。以下、具体的に4つの考察事項即ちこれまでに採択されたCAACに関する決議の焦点を明示したい。

第一に、最初に採択された決議1261で子どもへの重大な権利侵害が5つ提示されているが、5年後に採択された決議1539では「人道的アクセスの拒否」が加えられ、またその5年後に採択された決議1882では「再徴兵」という用語が追加されていることから、安保理の関心や焦点の広がりを意識できる。

第二に、「子ども兵士の採用や利用」に関する提言文などの変化を整理することで、各国、国連システム、地域、加盟国など各決議で対象機関を変えて勧告文を提示していること及び、「学校や病院への攻撃」に関しては、決議1998で学校や病院の閉鎖を懸念し、各機関への攻撃を停止するよう求めているが、決議2143では子どもの教育や保健サービスへの阻害行為の自制に関心を移していることから、それぞれ、より具体的に勧告する対象や保護する対象を落とし込んでいることが理解できた。

第三に、対処措置への考えに関して、「子ども兵士の採用と利用」の項目で国境を越えた徴兵に対し、決議1314ではそのような行動を抑制する措置をとるよう地域組織に促しているが、決議1379では「抑制」から「撤廃」に、決議1539では「撤廃」から「停止」に用語を変え、より強い勧告を行なっている。以上から、国境を越える徴兵の問題の深刻さが浮き彫りとなっていることが予想されるとともに、安保理がその深刻さを鑑み、敏感に同事項に対して対応していることが考えられる。

最後に、第三章では「子ども兵士の採用と利用」に最も深い懸念が示され続けていることが明らかとなった。なお、これまで採択された決議を整理したことで、全6項目の子どもへの重大な権利侵害行為のなか、「学校や病院への攻撃」が最後に懸念文などを表明している項目であること及び、同項目は近年「子ども兵士の採用と利用」に並んで大きく注目されていることが明白となり、教育と医療の確保に大きな関心が示され、その確保に緊急性を要していることが意図される。また、近年採択されているCAACに関する決議では全体的に

教育の重要性を訴えていることも偶然ではないだろう。ただし、子どもの目線で考えると、6つの権利侵害行為のなかでも「学校や病院への攻撃」は紛争により家族を失った子どもや紛争が与える悲惨さを忘れたい子どもにとって、学校や病院は紛争の被害から身を守り、安心を得ることのできる唯一の場所であるため、最も侵害を避けたい項目である。それにも関わらず、同項目は最も後に訴えかけられ始めたことは反省すべき事項であり、今後の決議では当事者の目線で最もニーズが高いと予想できることを迅速に発見し、世界に訴えるべきではないだろうか。

特別代表事務所の今年の報告書によると、新型コロナウイルス感染症の拡大が学校閉鎖や親の収入源の減少の要因となり、子どもたちの健康危機や武装集団への採用の可能性を上げ、彼らはさらなる深刻な権利侵害の危機に立たされている³³⁾。何より深刻であるのは、このような権利侵害の監視員も感染症の影響で自主隔離や在宅勤務を強いられるため、監視システムに滞りがあることである³⁴⁾。このような問題を乗り越えられるよう、今後は国連職員だけが人権侵害の監視を行うのではなく、現地のコミュニティメンバーから成る組織を立ち上げ、研修者向け研修(Training of Trainers: TOT)などを通じ地域組織の能力構築を行うことでコミュニティメンバーによる監視を該当地域に定着させられるような決議を採択する必要があるのではないだろうか。子どもの保護への臨機応変な対応力が必須であるコロナ禍の今、現場のニーズに合った任務を紛争当事者や関連組織に付与する使命を安保理決議は果たさなければならない。

おわりに

本稿では、これまでに採択されたCAACに関する12の決議で取り扱われた6つの重大な権利侵害行為に関する内容を整理し、同議題に関する決議が焦点を絞る内容を明らかにし、今後の課題などを考察した。

約30年前に児童の権利に関する条約が制定されて以降、「子どもと紛争」という議題は国際的に議論されてきた。これまでに蓄積されたCAACに関する

決議は、関連組織の活動方針の考え方に影響を与えるものであり、国連平和維持活動ミッションのマンデートに子どもの保護を組み込む又は考慮することが一般化している³⁵⁾。また、国連事務総長による CAAC に関する年次報告書には子ども兵士の採用や強姦などの子どもへの権利侵害行為を犯した武装集団のリストを記載しているが、同リストで南スーダン人民防衛軍 (SSPDF) の兵士による違反行為を報告したことにより、今年6月に60名の SSPDF の兵士が逮捕された³⁶⁾。これらの結果は決議の採択を通じて世界に子どもの権利侵害を警告し続ける安保理の成果の一つ一つであり、今後も各国へ啓発の役割を果たし、子どもの権利保護に貢献していこう。ただし、世界情勢や現場での変化を察し、重大な違反行為を根絶するためには、今後も「子どもと紛争」の議題は議論され続けなければならない³⁷⁾。

注

* 著者の職責は本稿投稿当時 (2021年7月) のものである。

- 1) この迫害内容は国連が紛争下での子どもに対する重大な権利侵害行為と認める次の6つの項目に当てはまる。2005年に発表された安保理決議1612では事務総長報告 (A/59/695-S/2005/72) で提示された「子どもの殺害や傷害行為」、「子ども兵士の採用や利用」、「子どもの拉致/誘拐」、「子どもに対する強姦やその他の重大な性的暴力」、「学校や病院への攻撃」、「子どものための人道的アクセスの妨害/拒否」を監視し、報告することを国連 PKO の責務として義務付けている。(参考: United Nations General Assembly (UNGA), & Security Council (UNSC). (2005). *Children and Armed Conflict: Report of the Secretary General* (Report No. A/59/695-S/2005/72); UNSC. (2005). *Res 1612* (Report No. S/RES/1612).)
- 2) *Grave Violations against Children Still Unacceptably High Despite Unprecedented Number of Action Plans for Better Protection, Experts Tells Security Council*. (2020, June 23). United Nations (UN). Retrieved from https://www.un.org/press/en/2020/sc14223.doc.htm#_ftnref1
- 3) Children and Armed Conflict (子どもと武力紛争) を略し、CAAC とする。
- 4) Wood, M. (1998). The Interpretation of Security Council Resolutions, *Max Planck Yearbook of United Nations Law*, 20(1), pp. 77-78.
- 5) UN. (1945). *United Nations Charter*.
- 6) Wood, M. (1998). The Interpretation of Security Council Resolutions, *Max Planck Yearbook of United Nations Law*, 20(1), pp. 79; UN. (1945). *United Nations Charter*.
- 7) UN Office of the Special Representative of the Secretary-General for Children Affected by Armed Conflict. (2012, June 15). *Security Council engagement on the Protection of Children in Armed Conflict: Progress achieved and the way forward*, pp. 6.

- Retrieved from <https://www.refworld.org/docid/528a126c4.html>
- 8) *Thematic and general issues*. (n.d.). Security Council Report. Retrieved from <https://www.securitycouncilreport.org/thematic-general-issues; Thematic Items>. (n.d.). United Nations Security Council. Retrieved from <https://www.un.org/securitycouncil/content/repertoire/thematic-items>
 - 9) UN Office of the Special Representative of the Secretary-General for Children Affected by Armed Conflict. (2012, June 15). *Security Council engagement on the Protection of Children in Armed Conflict: Progress achieved and the way forward*, pp. 5. Retrieved from <https://www.refworld.org/docid/528a126c4.html>
 - 10) Haer, R. (2019). Children and armed conflict: looking at the future and learning from the past. *Third World Quarterly*, 40(1), 74-91. <https://www.tandfonline.com/doi/epub/10.1080/01436597.2018.1552131?needAccess=true>; Lee-Koo, K. (2018). 'The Intolerable Impact of Armed Conflict on Children' : The United Nations Security Council and the Protection of Children in Armed Conflict, *Global Responsibility to Protect*, 10(1-2), 57-74. Retrieved from <https://doi.org/10.1163/1875984X-01001004>
 - 11) 高野清美. (2021年3月3日), 第114回 武力紛争地の子ども の権利を保護する法的枠組み. 内閣府国際平和協力本部事務局. Retrieved from http://www.pko.go.jp/pko_j/organization/researcher/atpkonow/article114.html; Conflict Dynamics International. (2015). *Children in Armed Conflict Accountability Framework: A Framework for Advancing Accountability for Serious Violations against Children in Armed Conflict*.
 - 12) Conflict Dynamics International. (2015). *Children in Armed Conflict Accountability Framework: A Framework for Advancing Accountability for Serious Violations against Children in Armed Conflict*.
 - 13) 原文名 : UN Convention on the Rights of the Child
 - 14) *11. Convention on the Rights of the Child*. (2021, January 12). United Nations Treaty Collection. https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=IV-11&chapter=4&lang=en; *World Summit for Children*. (n.d.). UNICEF. Retrieved from <https://www.unicef.org/documents/world-summit-children>; UNGA. (1996). *Promotion and Protection of the Rights of Children* (Report No. A/51/306).
 - 15) UNGA. (1994). *Forty-eighth session: Agenda item 172* (Report No. A/RES/48/157); UNGA. (1996). *Fifty-first session: Item 108 of the provisional agenda* (Report No. A/51/306).
 - 16) UNGA. (1996). *Fifty-first session: Item 108 of the provisional agenda* (Report No. A/51/306).
 - 17) 原文名 : the Special Representative of the Secretary-General for Children and Armed Conflict (SRSG-CAAC)
 - 18) UNGA. (1997). *Fifty-first session: Agenda item 106* (Report No. A/RES/51/77); *Secretary-general appoints special representative to study impact of armed conflict on*

- children*. (1997, August 19). Office of the Special Representative of the Secretary-General for Children and Armed Conflict. Retrieved from <https://childrenandarmedconflict.un.org/1997/08/19aug97/>; *Former Ugandan Foreign Minister Olara Otunnu to lead Commonwealth Observer Group for Sierra Leone Elections*. (2012, November 7). The Commonwealth. Retrieved from <https://thecommonwealth.org/media/news/former-ugandan-foreign-minister-olara-otunnu-lead-commonwealth-observer-group-sierra>
- 19) UNSC. (1998). *Statement by the President of the Security Council* (Report No. S/PRST/1998/18); UNSC. (1999). Res 1261 (Report No. S/RES/1261).
 - 20) *UN Documents for Children and Armed Conflict: Security Council Resolutions*. (n.d.). Security Council Report. Retrieved from https://www.securitycouncilreport.org/un_documents_type/security-council-resolutions/?ctype=Children%20and%20Armed%20Conflict&cbtype=children-and-armed-conflict
 - 21) Bode, I. (2017). Reflective practices at the Security Council: Children and armed conflict and the three United Nations. *European Journal of International Relations*, 24(2), pp. 301. Retrieved from <https://journals.sagepub.com/doi/pdf/10.1177/1354066117714529>
 - 22) 各決議により用語の変化があるため、6つの侵害行為を提示された当時の決議 (A/59/695-S/2005/72, pp.16) を筆者が翻訳。原文では“killing or maiming of children”, “recruiting or using child soldiers”, “abduction of children”, “rape or other grave sexual violence against children”, “attacks against schools or hospitals”, “denial of humanitarian access for children” と記載されている。
 - 23) UNSC. (2005). *Res 1612, para 10* (Report No. S/RES/1612).
 - 24) 決議1261、2068では第2段落、決議1539、1612、1882、1998、2143、2225、2427では第1段落で言及。
 - 25) UNSC. (2009). *Res 1882, para 1* (Report No. S/RES/1882); UNSC. (2011). *Res 1998, para 1* (Report No. S/RES/1998); UNSC. (2012). *Res 2068, para 2* (Report No. S/RES/2068); UNSC. (2014). *Res 2143, para 1* (Report No. S/RES/2143); UNSC. (2015). *Res 2225, para 1* (Report No. S/RES/2225); UNSC. (2018). *Res 2427, para 1* (Report No. S/RES/2427).
 - 26) UNSC. (2015). *Res 2225, preamble* (Report No. S/RES/2225); UNSC. (2018). *Res 2427, para 39* (Report No. S/RES/2427).
 - 27) UNSC. (2000). *Res 1314, para 16* (Report No. S/RES/1314); UNSC. (2001). *Res 1379, para 13* (Report No. S/RES/1379); UNSC. (2004). *Res 1539, para 3 and para 12* (Report No. S/RES/1539); UNSC. (2005). *Res 1612, para 13* (Report No. S/RES/1612).
 - 28) UNSC. (2014). *Res 2143, para 13* (Report No. S/RES/2143); UNSC. (2015). *Res 2225, para 13* (Report No. S/RES/2225); UNSC. (2018). *Res 2427, para 25* (Report No. S/RES/2427).

- 29) UNSC. (2014). *Res 2143, para 18* (Report No. S/RES/2143); UNSC. (2018). *Res 2427, para 16(d)* (Report No. S/RES/2427).
- 30) UNSC. (2011). *Res 1998, para 4* (Report No. S/RES/1998); UNSC. (2014). *Res 2143, preamble* (Report No. S/RES/2143); UNSC. (2015). *Res 2225, para 7* (Report No. S/RES/2225); UNSC. (2018). *Res 2427, para 16(a)* (Report No. S/RES/2427).
- 31) UNSC. (1999). *Res 1261, para 11* (Report No. S/RES/1261); UNSC. (2000). *Res 1314, para 7* (Report No. S/RES/1314); UNSC. (2001). *Res 1379, para 5* (Report No. S/RES/1379); UNSC. (2003). *Res 1460, preamble* (Report No. S/RES/1460); UNSC. (2004). *Res 1539, preamble* (Report No. S/RES/1539).
- 32) UNSC. (2018). *Res 2427, preamble and para 13* (Report No. S/RES/2427).
- 33) SRSG-CAAC. (2021). *Impact of the COVID-19 pandemic on violations against children in situations of armed conflict*. pp.14-20. Retrieved from <https://childrenandarmedconflict.un.org/wp-content/uploads/2021/05/Impact-of-the-COVID-19-pandemic-on-violations-against-children-in-situations-of-armed-conflict-1.pdf>
- 34) SRSG-CAAC. (2021). *Impact of the COVID-19 pandemic on violations against children in situations of armed conflict*. pp.10.
- 35) UNSC. (2021). *Res 2567* (Report No. S/RES/2567); *Protection of children*. (n.d.). MINUSCA. Retrieved from <https://minusca.unmissions.org/en/protection-children>; *Child protection*. (n.d.). MONUSCO. Retrieved from <https://monusco.unmissions.org/en/child-protection>
- 36) *Army drags over 60 service members to court for rights violation during conflict*. (2021, June 3). Sudans Post. Retrieved from <https://www.sudanspost.com/army-drags-over-60-service-members-to-court-for-rights-violation-during-conflict/>
- 37) Shusterman, J., & Godwin, M. (2018). ‘Children Heard, Half-Heard?’: A Practitioner’s Look for Children in the Responsibility to Protect and Normative Agendas on Protection in Armed Conflict. *Global Responsibility to Protect*, 10(1-2), 19-56.

研究所報

活動報告

1. 以下の通り、創価大学平和問題研究所運営委員会を開催した。

【開催日】2021年11月25日（木）18:00（オンライン）

※以下の事項について審議し、了承された。

1. 平和問題研究所体制について
2. 客員研究員委嘱について
3. 平和問題研究所規程の改定について
4. 平和問題研究所の研究体制について
5. 2022年度予算について
6. 研究所自己点検評価体制について

【開催日】2022年1月17日（月）17:30（オンライン）

※以下の事項について報告、審議し、了承された。

1. 創価大学アジア平和・公共性研究センター規程について
2. 創価大学人間の安全保障研究センター規程について
3. 教員人事について

【開催日】2022年2月14日（月）13:00（オンライン）

※以下の事項について報告、審議し、了承された。

1. 創価大学アジア平和・公共性研究センター規程について
2. 創価大学人間の安全保障研究センター規程について
3. 交流協定について

4. 教員人事について

2. 以下の通り、研究所員会を開催した。

【開催日】2021年12月15日（水）16:45（オンライン）

※以下の事項について審議し、了承された。

1. 2021年の研究活動について
 2. 紀要第36号発刊について
 3. 創価大学アジア平和・公共性研究センター及び創価大学人間の安全保障研究センターの開設について
 4. 自己点検評価委員の設置について
3. 創価大学、韓国・慶南大学、台湾・中国文化大学の3大学による国際会議「ピース・フォーラム」を2021年12月10日にオンラインにて開催した。（ホスト校は中国文化大学）。
- プログラムは以下の通り。

Peace Forum 2021
Building a Better East Asian World Order
in the Aftermath of the Pandemic

Opening

-Greeting from Dr. Wang, Shu-Yin

(Acting President, Chinese Culture University)

-Opening Remarks from Baba, Yoshihisa

(President, Soka University)

-Opening Remarks from Park, Jeong-Jin

(Vice President, Kyungnam University)

Keynote Speech

Dr. Yang, Philip

(Former Deputy Secretary-General, National Security Council;
Adjunct Professor, National Taiwan University)

“Testing Time for Asia: Great-Power Competition and Economic
Integration”

Session I “Perspective from Taiwan”

Moderator: Dean Chao, Chien-min (Chinese Culture University)

- Presentation

Professor Lin, Hsuan-Hsiang (Chinese Culture University)

“Hegemonic Rivalry and East Asian Order: Revisiting Robert Gilpin's
Theory of Hegemonic War”

-Comments

Discussant: Professor Lenz, Hartmut (Soka University)

Discussant: Professor Chung, Jaewook (Kyungnam University)

Session II “Perspective from Japan”

Moderator: Professor Tamai, Hideki (Soka University)

- Presentation

Professor Sasaki, Satoshi (Soka University)

“Lessons from Response to COVID-19 in Japan and Contribution to
Improving Global Health”

-Comments

Discussant: Professor Kim, Jung

(University of North Korean Studies/Kyungnam University)

Discussant: Associate Professor Wang, Shun-Wen

(Chinese Culture University)

Session III “Perspective from Korea”

Moderator: Professor Moon, Miri (Kyungnam University)

- Presentation

Professor Lee, Byong-Chul (Kyungnam University)

“The Perils and Opportunities of Competitions between U.S. and China:
From South Korea's Perspective”

-Comments

Discussant: Professor Chen, Wan-Jiun (陳宛君)

(Chinese Culture University)

Discussant: Associate Professor Dr. Hanssen, Ulv

(Soka University)

4. 別掲の通り、平和講座（共通科目「平和と人権」（春期）・「環境と開発」（秋期））および創価高校「平和学入門」への出講を行った。

2021年度春期 平和講座（「平和と人権」）実施状況 金曜・4時限

No	日付	講師 / テーマ
1	4月9日	玉井秀樹教授（文学部・平和問題研究所所長） ガイダンス「平和と人権を学ぶ」
2	4月16日	玉井秀樹教授（文学部・平和問題研究所所長） 平和学への招待Ⅰ — 戦争と平和
3	4月23日	玉井秀樹教授（文学部・平和問題研究所所長） 平和学への招待Ⅱ — 核兵器の時代と平和学
4	4月30日	石井秀明教授（平和問題研究所） 軍縮・開発・平和（1）
5	5月7日	石井秀明教授（平和問題研究所） 軍縮・開発・平和（2）
6	5月14日	中山賢司准教授（法学部） 北東アジアにおける地域協力

7	5月21日	井手華奈子准教授 (教育学部) ジェンダー、マイノリティー、人権 (1)
8	5月28日	井手華奈子准教授 (教育学部) ジェンダー、マイノリティー、人権 (2)
9	6月4日	井手華奈子准教授 (教育学部) 平和教育 (1)
10	6月11日	井手華奈子准教授 (教育学部) 平和教育 (2)
11	6月12日	【平和講座】 与那嶺涼子氏 (外務省総合外交政策局女性参画推進室) 女性と平和・安全保障 (WPS)
12	6月18日	【平和講座】 薦木文湖氏 (川口短期大学 非常勤講師) 移民・難民問題と多文化社会 ～ドイツとヨーロッパの歴史的取り組みを中心に～
13	6月25日	佐々木論教授 (看護学部) 貧困と健康からみる人間の安全保障 (1)
14	7月2日	佐々木論教授 (看護学部) 貧困と健康からみる人間の安全保障 (2)
15	7月9日	玉井秀樹教授 (文学部) リフレクション「平和と人権」を学んで

2021年度秋期 平和講座 (「環境と開発」) 実施状況 金曜・4時限

No.	日付	講師 / テーマ
1	9月17日	玉井秀樹教授 (文学部) ガイダンス「環境と開発を学ぶ」
2	9月24日	久米川宣一准教授 (理工学部) 生物多様性と自然環境保全のために
3	10月1日	玉井秀樹教授 (文学部) 平和学の課題としての人間の安全保障 ― SDGs の取り組み
4	10月15日	有里典三教授 (通信教育部) 地球環境問題の基本構造とは何か

5	10月22日	有里典三教授 (通信教育部) 新しい環境倫理の確立にむけて：地球憲章の理念と特徴
6	10月29日	有里典三教授 (通信教育部) 誰が地球環境問題を解決するのか：変革の主体者をどう育てるか
7	11月5日	高木功教授 (経済学部) 開発と貧困の経済学
8	11月12日	近貞美津子准教授 (経済学部) 食糧問題を考える
9	11月19日	掛川三千代准教授 (経済学部) 持続可能な開発と国際協力 (1)
10	11月26日	掛川三千代准教授 (経済学部) 持続可能な開発と国際協力 (2)
11	12月3日	朝賀広伸教授 (法学部) 環境法と環境マネジメント
12	12月10日	【平和講座】 UNDP 駐日代表事務所 近藤哲生代表 SDGs, UNDP and Youth!
13	12月17日	石井秀明教授 (平和問題研究所) 軍縮と SDGs — 開発と環境の視点から —
14	1月7日	【平和講座】 FAO 駐日連絡事務所 日比絵里子所長 コロナ禍における FAO の取り組み — 持続可能な食料システムをめざして
15	1月14日	玉井秀樹教授 (文学部) リフレクション「環境と開発」を学んで

2021年度 創価高校「平和学入門」派遣教員一覧

No	日付	担当者	テーマ等
1	4月30日	小出稔教授 (大学院国際平和学研究科)	グローバル化と文化的ナショナリズムの相克
2	5月14日	玉井秀樹教授 (文学部)	紛争解決学としての平和学

3	6月11日	中山賢司准教授 (法学部)	周縁から考える平和学
4	6月18日	佐々木諭教授 (看護学部)	人間の安全保障と生命の格差
5	9月17日	久米川宣一講師 (理工学部)	植物を活用した身近な環境改善法と世界的な環境問題との接点
6	9月24日	玉井秀樹教授 (文学部)	核兵器禁止条約の意義と課題
7	10月29日	高木功教授 (経済学部)	ポストコロナにおける私たちの生き方を考える
8	11月5日	近貞美津子准教授 (経済学部)	SGDs と農業・食料
9	11月12日	杉本一郎教授 (国際教養学部)	WHY NATIONS FAIL? — アセモグル、ロビンソン理論の妥当性を一緒に考えよう —
10	1月14日	朝賀広伸教授 (法学部)	よりよい地球環境をめざして

研究所員の活動と業績（2020-2021）
Activities and performance of each staff（2020-2021）

Vesselin Popovski (Professor, School of International Peace Studies)

1. Kakenhi Application

In October 2021 submitted a single-authored 'Category C' application for Kakenhi grant on the topic of 'Sustainability Impact of Mega Sport Events'. The proposal was triggered by analyzing the ambition of the Tokyo Olympics 2020 to serve as a future model for sustainable Olympics. The research will comparatively examine how big cities have developed after hosting the Olympics and Commonwealth Games. The project aims at several case studies from previous Olympics: London 2012 and Rio 2016; and the Commonwealth Games in Delhi, Birmingham, and Glasgow, and these games' impact on the cities developments - both positive and negative. The main aspects of city life to be analyzed are: green economy infrastructure, renewable energy, city transportation, effective electricity, waste management, etc.

The project runs for three years 2022-2025. The plan is to have several webinars, bringing together experts from many countries who have undertaken research to share their latest findings. The purpose is to deliberate and analyze the data and publish the latest academic knowledge in an edited volume

The methodology includes documentary research, conceptualization, correspondence with experts, data collection, observation, analysis, deliberation on policy decisions, and recommendations how to achieve sustainability in post-Olympic cities. The expert workshops will be followed by larger public events, utilizing the presence of world-class experts to share with Japanese stakeholders the latest knowledge and impact in both developed and developing countries. The research will exemplify variety of

approaches to sustainability, showing how some cities may plan for higher ambitions with the flexibility to adjust those commitments down, if methods are not working. Other cities can make modest commitments first, and then adjust those up, if they find the methods working better than expected. The research will use various scientific sources, compare and verify data from governments and business actors and civil society organizations. Experts will share findings with larger audiences and receive broad feedback.

2. Publications

In 2021 I completed the book ‘Fulfilling Sustainable Development Goals’ (Taylor & Francis 2021), a co-edited volume with Prof. Nicholas Robinson and Dr. Narinder Kakar from the Global Centre of Environmental Legal Studies, Elizabeth Haub School of Law, Pace University, New York. The book is one of the most comprehensive ever collection of chapters on the progress (or lack of) in implementing the SDGs. This book ambitiously addresses all 17 SDGs and focuses on the most crucial element – the implementation. This is the first publication to discuss the impacts of Covid-19 on all 17 SDGs and to offer recommendations how to achieve the Agenda 2030. I authored two chapters, on SDG-10 (Rising Inequality) and SDG-13 (Missing Climate Action), pointing to the insufficiency of state pledges and commitments and offering potential advise towards more ambitious implementation. I also co-authored the chapter on SDG-1 (Eradicating Extreme Poverty), the Preface and the Concluding chapter. We launched the book at the IUCN Annual Meeting in Marseille and at the COP26 of the UNFCCC in Glasgow in November 2021.

I published the article “Post-Pandemic Governance” in the European Public Policy Journal (internet journal). This publication listed five tests, that the Covid-19 pandemics presented and challenged the global governance. These are: test on leadership, test on international co-operation, test on medical capacity, test on human-human relationship, and test on human relationship

with nature. On a similar topic (in Bulgarian language) I published a chapter in a special issue of The Bulgarian Academy Social Science Journal “Infodemics and Covid-19”.

I completed a chapter for a book comparing the European human rights mechanisms with the ASEAN system for respect and promotion of human rights, arguing that regional context and modalities are important to take into consideration in addition to the emphasis on the universality of human rights. In the Summer 2021 my chapter ‘The Complex Life of Rafael Lemkin’ in the book “The Dawn of a Discipline: International Criminal Justice and Its Early Exponents” (Cambridge University Press 2021), co-edited by Frederic Megret and Immi Tallgren, presented the personal tragic life of the Polish lawyer Rafael Lemkin and how it illustrates the origin and history of the crime of genocide.

I continued working closely with the Stimson Center, Washington DC, currently looking at how to create momentum to implement the UN Secretary General Antonio Guterres proposals from the Report “One Common Agenda”. I took part in several e-consultations, incl. the Global Policy Dialogues convened by the Stimson Centre under the theme ‘Renewal and Innovation of Global Governance’, presenting and discussing five recommendations on peace and security and climate change. I started working on a revised policy brief ‘New Security Councils’ developing further the idea of creating Peacebuilding Council, Health Security Council and Climate Security Council, allowing a larger groups of states to be empowered to deal with non-traditional threats to peace and security. This brief is to be presented at the annual Doha Forum 25-28 March 2022.

I was invited to join the UN working group currently drafting the new UN ‘Declaration on International Solidarity’, to be proposed to the UN Member States for adoption at the 78th Session of the General Assembly of the UN. I took part in preparing the research background and in the webinars

deliberating the text of the Preamble and the articles in the substantive part of the Draft Declaration.

I delivered many online speeches at international conferences on a variety of topics: SDGs, UN Reform, Climate Change, Covid-19 impact on Human Development, the online challenge to Higher Education.

Hartmut Lenz (Professor, Faculty of International Liberal Arts)

1. Scholarships and Research Grants

- Grant-in-Aid for Scientific Research (C), Japanese Society for the Promotion of Science (Kakenhi), 2019-2023
- The University Research Development Promotion Fund for Research Abroad, Soka University 2022-23
- NSF Research Cooperation, London School of Economics Summer, Online round table, July 2021.

2. Invited Presentations and Discussions

- Peace Forum 2021: Conflict, Cooperation, and Peace in Asia 10th December 2021
“Building a Better East Asian World Order in the Aftermath of the Pandemic”
- London School of Economics June 11-12th 2021: UACES online expert forum to assess Brexit during the Covid-19 Pandemic.
- London School of Economics, 15th October 2021: Department of Government: PSPEResearch Seminar Series Presentation
- WASEDA University 5th November 2021: Political Economy Online ResearchSeminar.
- Joint Seminar 2020, Thammasat University – Soka University, Title of the presentation “Continuity or Change? The Post-Covid-19 International Order”

- Online Symposium “Multilateralism in the 21st Century” , November 4-5 2020, University of Freiburg, Germany. Title of the presentation: “Institutional Variation and Uncertainty in Intergovernmental Negotiation”

3. International Conventions Papers & Presentations

- Annual Online Meeting - American Political Science Association (APSA) September 1 - 4, 2020. Title of the paper: " Contextualizing the rationality of treaty negotiations"

4. Research Papers

- “Certain to be Uncertain: Effects of public opinion on EU treaty negotiations”(working paper).
- “Constitutional Variation in Government Accountability and the Survival of Semi-Presidential Democracies” (with Petra Schleiter), working paper.
- “Risks and benefits of public referenda in EU Treaty negotiations” (with Stephanie Novak), (2020), Journal of European Public Policy 54(3).
- “Achieving Effective International Cooperation: How Institutional Formalization Shapes Intergovernmental Negotiations” (2020) World Affairs 181 (2), Sage Publication.

Nikolas Emmanuel

(Associate Professor, School of International Peace Studies)

1. Publications Submitted in 2021 (Co-Authored Book & Journal Articles):

- Abu Bakarr Bah & Nikolas Emmanuel (co-authored book, under review), *International State-Building in West Africa: Civil Wars and New Humanitarianism in Sierra Leone, Liberia, and Côte d'Ivoire.*

BOOK SUMMARY: This book is about state-building in war-torn African

countries. By using Sierra Leone, Liberia, and Côte d'Ivoire as case studies, the book sheds light on three critical cases in West Africa and furthers our understanding of the problematic nature of the postcolonial state and the wellbeing of its people. The book shows the challenges and opportunities for building peaceful and democratic postcolonial states in Africa. It addresses critical questions about the nature of the states, its vulnerabilities, the roles of the international actors on the development of the state, the mechanics of state-building, and the problems of institutional design. The overarching question in this study is: how can a multiethnic postcolonial war-torn country be transformed into a peaceful and democratic state? This question provokes other related questions about the case countries, namely: what are the causes of state collapse and the civil wars? How did the international community responded to state collapse and the civil wars? How were the causes of the civil wars addressed? What kinds of institutional arrangements have been established to ensure durable peace and inclusive democracy? Collectively, these questions not only address the reasons for problematic nature of the state in Sierra Leone, Liberia, and Côte d'Ivoire, but also point to the challenges and opportunities for building peaceful and democratic states.

- Abu Bakarr Bah & Nikolas Emmanuel (co-authored journal article, under review), "Migration Cooperation between Africa and Europe: Understanding the Role of Incentives".

ARTICLE ABSTRACT: The issue of mass migration and north-south relations are increasingly becoming complicated in international relations. In the case of the relation between Africa and Europe, irregular migration has become a major problem that is also breeding new forms of relations between Europe and Africa. This paper focuses on irregular migration into Europe through the Western Mediterranean

corridor from Morocco into Spain. More importantly, it examines the security concerns of mass irregular migrations, the efforts to manage and halt mass migration, and the forms of collaborations that have emerged between the European Union and Spain on the one hand and Morocco on the other hand. In particular, it focuses on the way incentives are deployed by Spain and the European Union to ensure that Morocco prevents irregular migrants from crossing into Europe. Overall, the paper raises two kinds of questions relating to the security issues in mass migration and the forms and nature of international collaborations to control mass migration from Africa to Europe. The paper shows the intersection of security issues with pragmatic collaboration in international relations. In terms of security, the paper ties mass irregular migration to human, cultural and state security concerns. In terms of the management of migration, the paper shows how various forms of incentives, in the forms of development assistance and diplomatic support, are used to get Morocco to enforce stringent anti-immigration practices. However, the system of incentives also creates a form of mutual dependency between Morocco and Europe in a way that enhances the agency of Morocco in its relation with Spain and the European Union as a whole.

2. Newly Proposed Japanese Grants (Kakenhi, submitted Fall 2021)

- Nikolas Emmanuel and Satoshi Sasaki, “Economic Assistance and Peace Processes”.

3. On-Going International Grants:

- European Research Council (ERC) Consolidator Grant, Research Collaborator with Professor Henrik Vigh (PI - University of Copenhagen), “Criminal Entanglements: A new ethnographic approach

to transnational organized crime”, AMOUNT: 2€ million. (2018-present)

ERC GRANT SUMMARY: The participants in this grant are interested in understanding the increasing amount of policing and other attempts of governing (inter)national borders and boundaries which are happening around the world. This also includes an interest in examining the growing political and public appeal towards criminalizing or in other ways minimizing the movement and actions of given peoples. Through our studies of crime and criminalization, we seek to engage in and further develop methodological, ethical and analytical concerns and possibilities surrounding these research themes by using a mixed-methods approach. The core group of researchers involved with the grant come from anthropology, sociology, political science and economics.

Jonathan Luckhurst

(Associate Professor, School of International Peace Studies)

1. Externally Funded Research Projects

- (2020-23) Japan’s Ministry of Education Kakenhi C Grant-in-Aid for Scientific Research. Project No. 20K01534: ‘Networked G20 governance: Normative consequences of inclusivity practices for transnational actor networks.’

This project analyzes normative consequences of networked G20 governance, especially for the global economic policy agenda. The theoretical aspect of this study combines constructivist, discourse analytic, and sociological insights in analyzing G20 inclusivity practices and the forum’s role in decentralizing global governance authority. This involves empirical research on G20 governance processes and networked relations, mainly during the annual rotating presidencies of Saudi Arabia in 2020, Italy in 2021, and Indonesia in 2022. The project

contributes to literature on global governance networks and the G20, including on normative effects of international practices. The main research product will be a forthcoming monograph, to be published by Routledge.

2. Academic Publications

Journal Articles:

- Luckhurst, J. (2021). Networked G20 governance of COVID-19 and its transversal crisis effect. *International Organisations Research Journal*. 16(3), 34-68.

Presentations at Academic Conferences, Workshops, etc.

International Conference Participant:

- (2021) “Networked G20 Governance and ‘Global IR’ Understandings of World Politics.” International Studies Association Annual Convention, Virtual, April 6-9.
- (2021) “Networked Global Governance through the G20 Engagement Forums.” International Studies Association Annual Convention, Virtual, April 6-9.

Invited Symposium Speaker/ Workshop Participant:

- (2021) “Networked G20 governance.” Invited to present at the Russian Presidential Academy of National Economy and Public Administration virtual workshop on *Robust Global Governance for a Resilient World*. Hybrid virtual and in-person event hosted in Moscow, October 14-15.

Involvement in Official Group of Seven (G7) Events

- (2022) Think 7 Inception Conference. Attended G7’s official Think 7 conference during the German G7 Presidency. Virtual conference, January 24-26.

Involvement in Official Group of Twenty (G20) Events

- (2021) Think 20 Summit: Attended G20’s official Think 20 Summit during

Italian G20 Presidency. Hybrid summit, virtual and in Milan, October 4-6.

- (2021) Women 20 Summit: Attended G20's official Women 20 Summit during Italian G20 Presidency. Hybrid summit, virtual and in Rome, July 13-15.
- (2021) Civil 20 Summit: Attended G20's official Civil 20 Summit during Italian G20 Presidency. Virtual summit, October 5-7.

中山賢司 (准教授、法学部)

1. 学外研究資金

- 「東アジア海域環境保全をめぐる下位地域協力 — 国家・地方による複合レジームの形成」(科研費・若手研究、20K13440、研究代表、2020-2023)

2. 著作

- 「北東アジアの越境地域協力 (CBC) にみる〈生態系越境ガバナンス〉の地平 — 対馬釜山境域・日韓海峡広域、八重山台湾東部境域・沖縄台湾広域における海岸漂着物対策 CBC の比較考察 — 」『北東アジア地域研究』第28号、2022年5月 (出版予定)

3. 研究発表

- 「北東アジアにおける争点志向型越境地域協力 (CBC) の地平 — 対馬釜山境域・日韓海峡広域圏・八重山台湾東部境域・沖縄台湾広域圏にみる海岸漂着物対策 CBC の比較考察」(北東アジア学会第27回学術研究大会、新潟市万代島ビル、2021年9月26日)

創大平和研究

第36号

2022年3月16日発行

発行者 創価大学平和問題研究所
〒192-8577
東京都八王子市丹木町1-236
TEL : 042-691-8179
<https://www.soka.ac.jp/pri/>
印刷所 株式会社 清水工房



SOKA University